

令和2年度 環境省 予算（案）税制改正要望結果 機構・定員（案） 施策集

令和元年12月



1. 令和2年度 環境省 予算（案）
2. 令和2年度 環境省 稅制改正要望結果
3. 令和2年度 環境省 機構・定員（案）

1. 令和2年度 環境省予算（案）

事 項	令和2年度 当初予算額 (百万円)	令和元年度 当初予算額 (百万円)	令和元年度 補正予算額 (百万円)	担当局（部） 課（室）名	頁
生物多様性の保全と持続可能な利用					
(1) 新たな国際枠組みづくりへの貢献					
生物多様性国家戦略推進費	45	(36)		自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	80
国連大学拠出金（SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業）	145	(145)		自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	81
ポスト2020目標検討等調査費	50	(44)		自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室・生物多様性主流化室	82
沖合海底自然環境保全地域管理事業費	40	(40)	160	自然環境局自然環境計画課	83
(2) ポスト2020目標を見据えた生物多様性保全策の充実・展開					
生物多様性保全推進支援事業	136	(136)		自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室	84
(新) ポスト2020目標に向けた民間取組を活用した新たな自然環境保護のあり方の検討費	21	(0)		自然環境局自然環境計画課	85
希少種保護推進費	763	(760)		自然環境局野生生物課希少種保全推進室	86
国際希少野生動植物種流通管理対策費	50	(32)		自然環境局野生生物課	87
自然環境保全基礎調査費	69	(55)		自然環境局自然環境計画課生物多様性センター	89
里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費	25	(33)		自然環境局自然環境計画課生物多様性センター	90
(新) 自然生態系を基盤とする防災減災推進費	80	(0)		自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	92
(3) 生活リスクの低減に向けた鳥獣管理や外来種防除の推進					
指定管理鳥獣捕獲等事業費	2,300	(500)	400	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	93
野生鳥獣感染症対策事業費	155	(83)		自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室ほか	94
外来生物対策管理事業費	180	(140)		自然環境局野生生物課外来生物対策室	95
特定外来生物防除等推進事業	574	(574)		自然環境局野生生物課外来生物対策室	96
(4) 自然環境の保全と利用の好循環を生み出すツーリズムの推進					
日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	450	(437)		自然環境局国立公園課国立公園利用推進室	97
世界遺産保全管理拠点施設等整備費	59	(11)		自然環境局自然環境計画課	98
国立公園満喫プロジェクト等推進事業★	17,871	(16,253)	6,705	自然環境局国立公園課ほか	99
(新) 国民公園等魅力向上推進事業	160	(0)		自然環境局総務課国民公園室	100
自然公園等事業等（再掲）	10,394	(11,641)	7,715		-
温泉の保護及び安全・適正利用推進費	25	(23)		自然環境整備課温泉地保護利用推進室	101
(5) 動物の愛護と適正飼養の推進による生活の質の向上					
動物愛護管理推進費	518	(352)		自然環境局総務課動物愛護管理室	103
(新) 犬猫のマイクロチップ情報登録システム構築費（「動物愛護管理推進費」の内数）	160	(0)		自然環境局総務課動物愛護管理室	104
(新) 愛玩動物看護師制度構築検討調査費（「動物愛護管理推進費」の内数）	14	(0)		自然環境局総務課動物愛護管理室	105
動物適正飼養推進・基盤強化事業（「動物愛護管理推進費」の内数）	162	(140)		自然環境局総務課動物愛護管理室	106

事 項	令和2年度 当初予算額 (百万円)	令和元年度 当初予算額 (百万円)	令和元年度 補正予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
環境リスクの管理					
(1) 地域ニーズを踏まえた新技術による多様な環境リスクの低減					
アスベスト飛散防止総合対策費	162	(72)		水・大気環境局大気環境課	107
クールシティ推進事業(再掲)	57	(57)			-
騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費	47	(44)		水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	108
自動車等大気環境総合対策費	207	(207)		水・大気環境局自動車環境対策課	109
自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	318	(318)		水・大気環境局総務課環境管理技術室	110
豊かさを実感できる海の再生事業	130	(118)		水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	111
海岸漂着物等地域対策推進事業	3,695	(400)		水・大気環境局水環境課海洋環境室	112
土壤汚染対策費	298	(315)		水・大気環境局土壤環境課	113
(2) 海洋プラスチックごみをはじめとする地球規模での環境リスク管理					
海洋プラスチックごみ総合対策費	210	(58)		水・大気環境局水環境課海洋環境室	114
海洋プラスチックごみ実態把握事業(「海洋プラスチックごみ総合対策費」の内数)	120	(58)		水・大気環境局水環境課海洋環境室	114
(新) 海洋プラスチックごみ国際対策事業(「海洋プラスチックごみ総合対策費」の内数)	90	(0)		水・大気環境局水環境課海洋環境室	114
国際的水環境改善活動推進費	76	(70)		水・大気環境局水環境課	115
海洋環境関連条約対応事業費	50	(47)		水・大気環境局水環境課海洋環境室	117
(3) 化学物質管理					
水銀に関する水俣条約実施推進事業	323	(319)		大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室	118
PTR制度運用・データ活用事業	249	(192)		大臣官房環境保健部環境安全課	119
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	5,535	(5,905)	516	大臣官房環境保健部環境安全課環境リスク評価室	120
(4) 環境保健対策					
水俣病総合対策関係経費	11,192	(11,207)		大臣官房環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室	121
(新) 石綿読影の精度確保等調査事業	151	(0)		大臣官房環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	122

事項	令和2年度 当初予算額 (百万円)	令和元年度 当初予算額 (百万円)	令和元年度 補正予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
総合的な環境政策の推進及びそのための基盤強化					
(1) 地域循環共生圏の創造					
環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費	500	(500)		大臣官房環境計画課	123
脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業☆（再掲）	8,000	(6,000)			-
(新) 地域課題の解決に向けた地域循環共生圏パートナーシップ基盤強化事業	30	(0)		大臣官房総合政策課民間活動支援室	124
地方公共団体力一派ン・マネジメント強化事業☆	4,716	(5,200)		大臣官房環境計画課	125
再生可能エネルギー電気・熱自立の普及促進事業☆	3,926	(5,000)		大臣官房環境計画課ほか	126
(新) 開発事業者と地域の連携による地域循環共生圏構築推進事業	18	(0)		大臣官房環境影響評価課	127
地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業☆	11,600	(3,400)		大臣官房環境計画課ほか	128
地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業☆	100	(100)		大臣官房環境計画課	129
(2) 経済システムのグリーン化に向けた取組					
中小企業による環境経営の普及促進事業	19	(19)		大臣官房環境経済課	130
温室効果ガス関連情報基盤整備事業★	753	(892)		地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	131
温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業☆	360	(50)		地球環境局地球温暖化対策課ほか	132
ESG金融ステップアップ・プログラム推進事業☆	300	(300)		大臣官房環境経済課環境金融推進室ほか	133
グリーンボンド発行促進体制整備支援事業等	510	(500)	120	大臣官房環境経済課	134
税制全体のグリーン化推進検討経費	32	(35)		大臣官房環境経済課	136
地域脱炭素投資促進ファンド事業☆（再掲）	4,800	(4,600)			-
(3) 環境政策の基盤となる技術研究・環境教育					
国立環境研究所運営費交付金	16,307	(16,659)		大臣官房総合政策課環境研究技術室	137
環境研究総合推進費関係経費	5,531	(5,836)		大臣官房総合政策課環境研究技術室	138
海洋プラスチックごみ及びその含有化学物質による生態影響評価（「環境研究総合推進費関係経費」の内数）	内数	内数			139
環境教育強化総合対策事業等	194	(205)		大臣官房総合政策課環境教育推進室	140
(4) 環境に配慮した事業活動へつながる環境アセスメント					
環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業☆	739	(744)		地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室(ほか)	141
風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業☆	330	(400)		大臣官房環境影響評価課	142

長期戦略等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費



【令和2年度予算（案）（一般分） 7百万円(12百万円)（特会分） 690百万円(690百万円)】

長期戦略やグローバル・ストックテイクを踏まえ、我が国の温暖化対策の取組強化・目標の前進を図ります。

1. 事業目的

- ① パリ協定・COP21決定に基づく「貢献」（NDC）について、2025年に新たなNDCを提出する。
- ② 地球温暖化対策計画について、2022年度に見直しを行う。

2. 事業内容

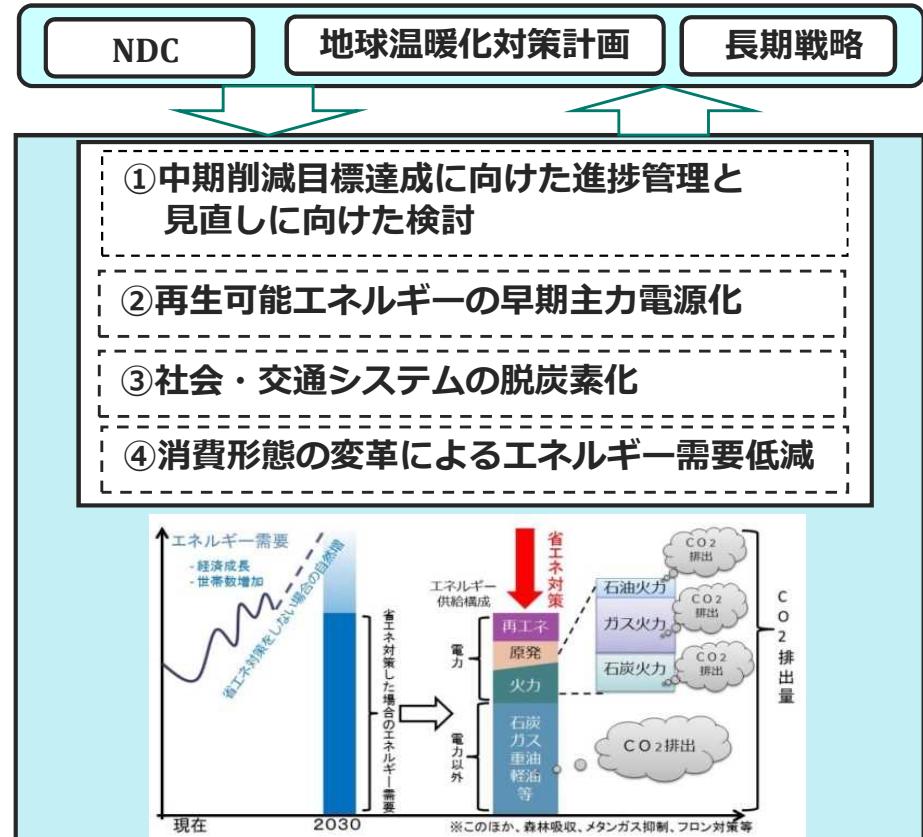
パリ協定に基づく長期戦略において、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」を実現することを掲げられた。また、2023年には、各国の取組を強化するため、「グローバル・ストックテイク」が行われる。これらを踏まえ、2025年に新たなNDC(温室効果ガス削減目標)を策定・提出する必要があり、それに向けた対策・施策を検討する。

- ・削減目標達成・前進のための対策・施策検討
- ・再エネ導入拡大によるCO₂削減効果検討
- ・社会・交通システムの脱炭素化実現方策検討
- ・消費形態の変革によるエネルギー需要低減対策・施策検討
(シェアリングエコノミーなど)

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～令和6年度

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 250百万円（250百万円）】

カーボンプライシングを導入する場合に、効果的な制度を速やかに導入・実施できるよう必要な調査・分析を実施

1. 事業目的

- ① 中央環境審議会に設置されたカーボンプライシングの活用に関する小委員会において、「新たな経済成長につなげていく原動力としてのカーボンプライシングの可能性」について審議が進められている。
- ② カーボンプライシングを導入する場合に効果的な制度を速やかに導入・実施できるよう、上記小委員会の議論の動向等に応じて、制度案の検討に資するよう必要な調査・分析を行い、国民各界各層に分かりやすい形でまとめる。

2. 事業内容

●平成31年6月に中央環境審議会地球環境部会の下に「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」が設置され、「新たな経済成長につなげていくドライバーとしてのカーボンプライシングの可能性」について審議が進められているところ。加えて、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）において、カーボンプライシングについて「国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要である。」とされた。

●上記の背景を踏まえ、カーボンプライシング施策等を導入することとなつた場合に効果的な制度を速やかに導入・実施できるようにするために、地球温暖化対策計画の見直し時期を目指として、上記小委員会の議論の動向や国内外の先行事例の状況、2030年度のCO₂削減目標に向けた対策・施策の進捗状況に応じて、カーボンプライシングの制度案の検討に資するように、最新の情報と研究機関等の研究結果等に基づき、期待される政策効果と影響について実証的に調査・分析を行うとともに、その結果を国民各界各層に分かりやすい形で取りまとめる。

3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業
■委託先	民間事業者・団体
■実施期間	平成29年度～令和3年度

4. 事業イメージ



世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2019」より環境省作成

【令和2年度予算（案） 150百万円（150百万円）】

電力業界の地球温暖化対策の進捗状況を評価し、必要に応じて実施すべき追加対策の検討に資する調査分析を実施

1. 事業目的

- ① 平成28年（2016年）2月公表の電気事業分野の地球温暖化対策において、毎年度、その進捗状況を評価し、目標の達成ができないと判断される場合には、施策の見直し等を検討することとしている。
- ② これを踏まえ、電力業界による地球温暖化対策の実施状況の進捗状況を評価し、必要に応じて実施すべき追加対策を検討することに資する調査分析を行う。

2. 事業内容

- **電力部門の排出量は、我が国全体の約4割を占める最大の排出源**で電力部門の低炭素化を進めることは、最も重要な温暖化対策の一つ。
- このため、平成28年（2016年）2月に、環境省・経済産業省で合意し、電力業界の自主的枠組の実効性の向上等を促すとともに、省エネ法等による政策的対応を行うことで、取組の実効性を確保することとした。実効性が確保されているかどうか確認するため、**毎年度進捗状況をレビューし、目標の達成ができないと判断される場合には、施策の見直し等を検討すること**としている。
- これを踏まえ、電力業界による**地球温暖化対策の実施状況の進捗状況を評価**し、必要に応じて実施すべき**追加対策を検討することに資する調査分析**を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ

- 環境大臣と経済産業大臣の合意（平成28年2月）
- 引き続き「**電力業界の自主的枠組みの実効性・透明性の向上**」を促し、**省エネ法等の政策的対応**を行することで電力業界全体の取組の実効性を確保することとした。
- また、取組が継続的に実効を上げているか、**毎年度進捗状況を評価**し、目標が達成できないと判断された場合は、**施策の見直し等について検討**する。

電力業界による地球温暖化対策の
実施状況の進捗状況の評価
(平成29年度より毎年度)

2030年度CO₂排出削減目標達成

エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業のうち 既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業（一部国土交通省連携事業）



【令和2年度予算（案） 200百万円（200百万円）】

ダム等の既存インフラ等の活用により、再生可能エネルギーの普及拡大を加速化します。

1. 事業目的

- ① 既存のダム及び砂防堰堤等を活用した水力発電量の拡大を図る。
- ② 既存の鉄道架線の活用、道路等への電線新設による系統制約の克服や、河道内のバイオマスの利活用等によるエネルギーの更なる有効利用を図る。

2. 事業内容

温室効果ガス排出量の削減目標達成に不可欠な再生可能エネルギーについては、更なる普及拡大を図る必要があるが、適地や系統の制約により導入が進まない状況が見込まれる。他方で、既存のダム、河道、鉄道、道路等を新たな視点で捉え、最大限普及拡大や系統制約を克服するための本格的な検討は行われていないため、本事業では下記の検討・検証を行い、再生可能エネルギーを普及拡大する方策を確立することを目指す。

【ダム】

- ・ 水力発電が現行では整備されていないダムについて、事業化検討等を実施。
- ・ ダムの運用見直し、ビッグデータ等の活用による発電ポテンシャル向上手法等について、検討・検証を実施。

【既存インフラ等】

- ・ 既存の鉄道架線の活用、道路等への電線新設等による系統制約の克服や、河道内のバイオマスの利活用等によるエネルギーの更なる有効利用のための方策の検討・検証を実施。

3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業
■委託先	民間企業等
■実施期間	平成30年度～令和2年度

4. 事業イメージ



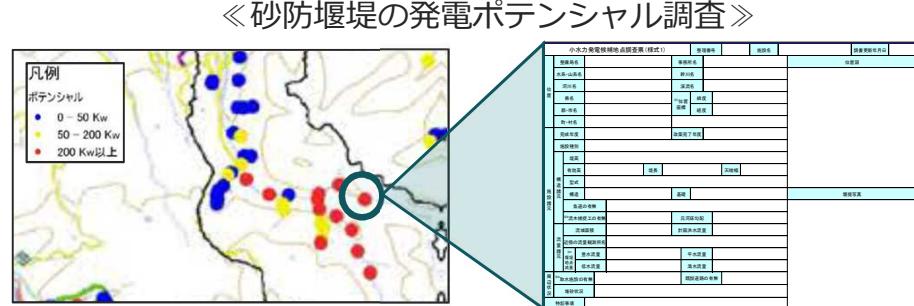
«既存のダム等への水力発電設備の設置»
«運用見直し等による発電ポテンシャル向上»



«既存の鉄道架線の活用、道路等への電線新設等により、ダム等を有効活用するための系統制約克服を図る検証»



電力の
需要地



[小水力発電ポテンシャルマップ]

[砂防堰堤に関する情報]

SBT目標達成に向けたCO2削減ポテンシャルと具体的な削減対策を可視化する

1. 事業目的

- ・ SBT認定企業のサプライチェーン全体の具体的な削減計画策定と削減取組の加速化、SBT未対応企業のSBTに対する取組みを促進する。
- ・ 中小企業の中長期の視点に立った削減ポテンシャル、削減行動を促進する
- ・ 排出量削減の取り組み実績の見える化、インセンティブの付与等、企業のパリ協定達成に向けた主体的な取組を更に促進する方策を検討。

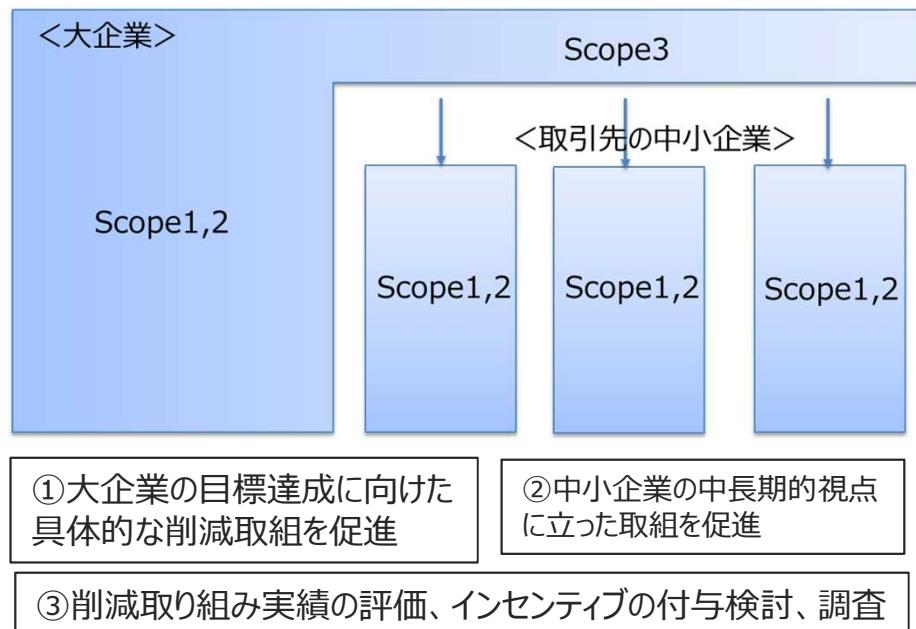
2. 事業内容

- ①本モデル事業で既にSBT認定等の中長期的な削減目標を設定している企業の拠点における中長期の削減ポтенシャル、サプライヤーとの企業間連携等による削減ポтенシャルの評価を踏まえた具体的な削減行動計画の策定をモデル的に実施することにより、SBT達成のために求められる技術等を整理し、マニュアルを策定する。
- ②また、大企業の取引先として、中小企業にも中長期の削減取り組みが求められ始めていることを踏まえ、中小企業の特性を考慮したうえで、2025～30年頃の削減目標に向けた中長期の削減ポтенシャルの診断を実施し、中長期の削減目標に向けた中小企業が取り組み可能な対策行動の可視化を促進する。
- ③加えて、実際の削減取り組み実績の評価を行い、インセンティブを与えることでより広く削減取り組みを進めるため、実績の見える化、評価方法等についても国内外の事例調査・検討を行い、取り組みを促進するための仕組みの検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託業務
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成31年度～令和2年度

4. 事業イメージ



パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業



【令和2年度予算（案） 620百万円（620百万円）】

バリューチェーン全体で脱炭素経営を促進し、企業価値の向上を促進する

1. 事業目的

- ・ SBTやRE100、TCFDといった脱炭素経営に舵を切る日本企業の取組を支援するとともに、企業が環境情報を開示するための情報開示の基盤整備を行うことで投資家の対話を促進し、脱炭素経営を通じた企業価値向上の取組を後押しする。

2. 事業内容

- パリ協定の中で、企業等の非政府主体の排出削減の重要性が強調されたことを契機に、国際企業はバリューチェーン全体での排出削減を目指し、SBTやRE100等に続々とコミットし、実現に着手している。
- 金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)は、2017年に気候変動のリスク・チャンスを財務情報に織り込み、開示することを求めている。
- 本事業は、企業のバリューチェーン全体をカバーする中長期の削減目標の策定を後押しし、バリューチェーン全体のCO₂削減を促進するもの。また、中小企業等がこれらのイニシアティブに意欲に取り組んだ際、取組を評価する方法についても検討を行う。
- 加えてTCFDの提言に沿った、気候関連リスク・機会のシナリオ分析の取組を支援し、シナリオ分析の事例の蓄積とガイダンスを策定する。
- これら企業の情報が投資家に伝わり、ESG金融が促進するよう、企業の脱炭素化等データ分析機能と、投資家との対話機能を統合した世界初の基盤を構築する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託業務
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 次項参照

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話：03-5521-8249

4. 事業イメージ



気候リスク・機会を織り込んだ脱炭素経営促進事業

【令和2年度予算（案） 380百万円（400百万円）】

気候変動を織り込んだシナリオ分析を実施し、環境経営情報の開示基盤を構築する

1. 事業目的

- ①気候変動に関するリスク・機会を織り込むシナリオ分析支援を通じ、TCFDへの対応を円滑化する
- ②環境情報の開示基盤を整備し、企業と投資家の直接対話を促進する

2. 事業内容

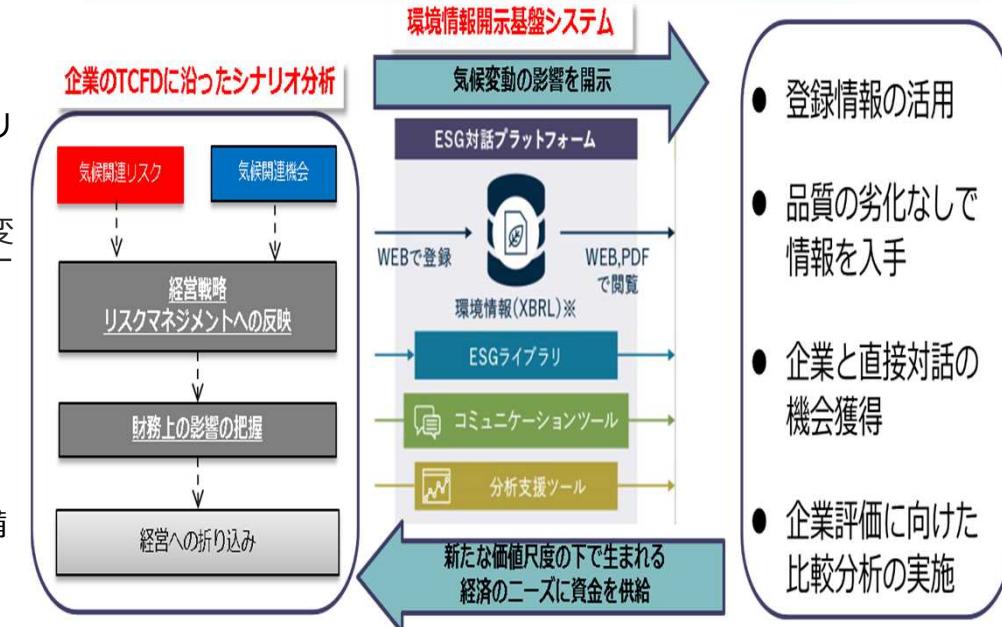
- 主要国の財務大臣・中央銀行からなる金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)は、2017年にすべての企業に対して脱炭素経営を行うことを求める提言を発表。
 - 具体的には、企業は2°Cシナリオ等の気候変動シナリオを用いて自社の気候関連リスク・機会を評価し、経営戦略・リスクマネジメントへ反映、その財務上の影響を把握し、年次財務報告書と併せて開示することが求められている。
 - 本事業ではこうしたTCFDの提言に沿って対応する際に企業の課題となる、気候変動に関するシナリオ分析を行う企業の取組を支援するとともに、TCFDコンソーシアムとも連携しつつ、その過程を取りまとめたガイダンスを策定するもの。
 - また、これら企業の情報が投資家に伝わり、ESG金融が促進するよう、企業の脱炭素化等のデータ分析機能と、投資家との対話機能を統合した世界初の基盤を構築する。
- ①TCFDに沿った気候リスク・機会のシナリオ分析のがトライ策定事業(130百万円)
 ②バリューチェーン排出量等の環境情報を活用した投資促進のための環境情報開示基盤整備事業(250百万円)

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託業務
- 委託先、補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 ①令和元年度～令和3年度、②平成25年度～令和3年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話：03-5521-8249

4. 事業イメージ



SBT・再エネ100%目標等推進事業

【令和2年度予算（案） 240百万円（220百万円）】

サプライチェーン全体での排出量削減目標の設定、削減取組を促進する

1. 事業目的

- ③企業のサプライチェーン全体をカバーする中長期の削減目標の策定を後押しする
- ④地域での再エネ活用、地域活性化を促進する
- ⑤中小企業の環境経営体制の構築を促進する

2. 事業内容

- Science Based TargetsやRE100など、サプライチェーン全体での脱炭経営を行う企業が急速に増加している。
- 特に、我が国のもの作りは中小企業を中心であり、また自らのサプライチェーンに対しても削減を求める大企業も今後増加すると見込まれることから、大企業を中心となっている国際イニシアチブについて、中小企業等の取り組みを促進する仕組みを構築し、取組の輪を広げる。
- また、企業の目標達成に向けた取組を促進するためには、地域の再エネの活用を促進することが重要であるため、地域の再エネ促進についての調査、検討を行うもの。
- ③ SBT・再エネ目標の推進事業(130百万円)
- ④ 地域の再エネ活用推進事業(40百万円)
- ⑤ 中小企業向けCO₂削減に向けた環境経営体制構築支援事業(70百万円)

3. 事業スキーム

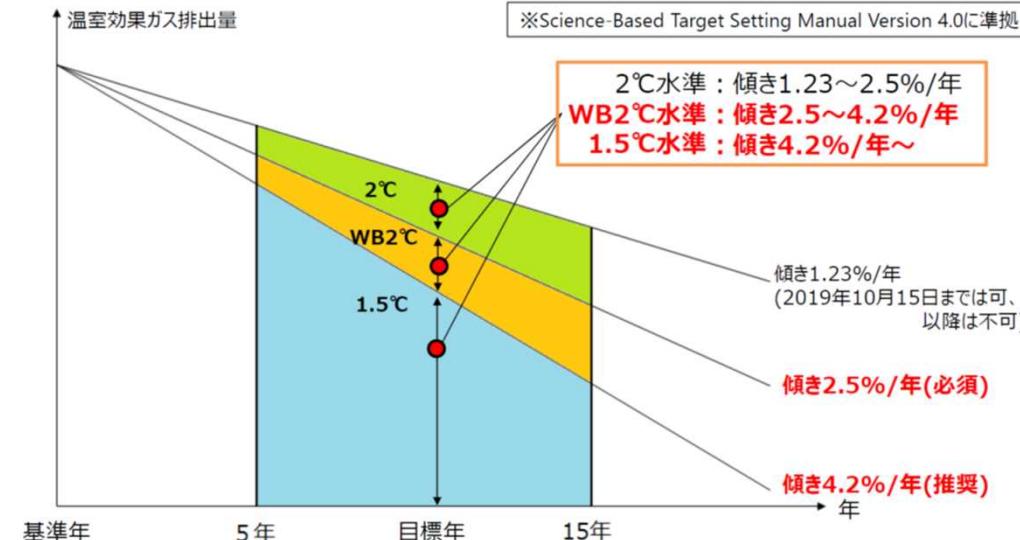
■事業形態 委託業務

■委託先、補助対象 民間事業者・団体

■実施期間 ③平成29年度～令和2年度、④令和2年度～令和4年度
⑤平成28年度～令和2年度、

※Science-Based Target Setting Manual Version 4.0に準拠

4. 事業イメージ



※SBTの目標設定のイメージ

CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業



【令和2年度予算（案）6,500百万円（6,500百万円）】

CO2排出削減技術の早期の社会実装を目指した開発・実証を支援します。

1. 事業目的

- ① 2030年度までの温室効果ガス26%削減、2050年までの80%削減、及び地域循環共生圏の構築に向け、あらゆる分野において更なるCO2排出削減が可能な技術を開発し、早期に社会実装することが必要不可欠。一方、民間に委ねるだけでは、必要なCO2排出削減技術の開発が十分に進まない状況。脱炭素社会への移行に向けて新たな社会システム・技術の開発・実証を公募型で進め、早期の社会実装を推進。
- ② このため、将来の地球温暖化対策強化につながり、各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きい技術の開発・実証を政策的に進め、早期の実用化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を目指す。

2. 事業内容

- 将来的な地球温暖化対策の強化につながるCO2削減効果の優れた技術について開発・実証を行い、早期に社会実装することで、社会全体のCO2排出量を大幅に削減。
- 2050年目標からバックキャストして特に政策上重要な技術課題を設定し、優先テーマとして採択。初年度は委託事業で開始し、オープンイノベーションにより異分野の企業等が連携することで複数の要素技術を同時並行で開発する体制を構築し、後年度に補助事業に移行する等して確実な事業化を達成する。
- 上記の優先テーマ以外にも、建築物、再生可能エネルギー、循環資源、社会システムなどの分野について、事業化見込みが高く地球温暖化対策の強化につながる課題の採択・補助等を行う。
- 採択後の事業監督や中間審査を通じて、事業化・普及の確度を高める。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業(1/2)・委託事業
- 委託・補助対象 民間事業者等
- 実施期間 平成25年度～令和4年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339 FAX：03-3580-1382

4. 活用事例・事業イメージ



社会実装例



ZEB

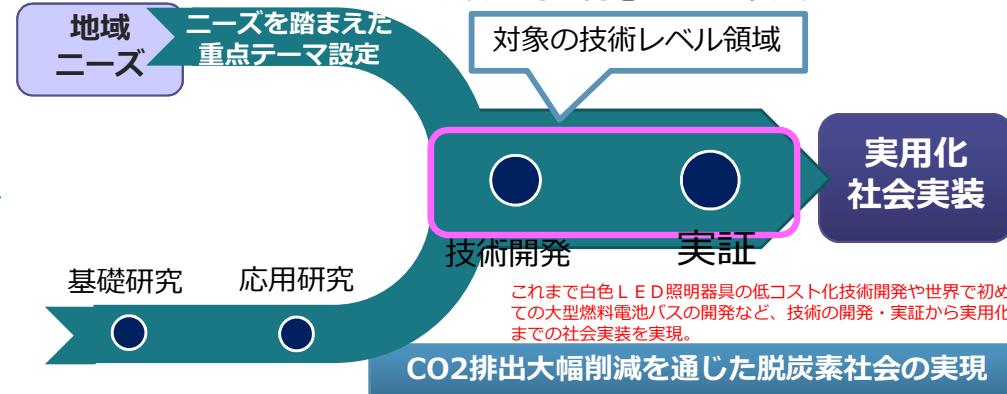


マイクロ水力発電



EVバッテリー※

※世界初の量産型電気自動車（日産リーフ）に搭載され、今日の電気自動車が日常にある社会の実現という社会変革につなげた。



未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業



環境省
地球温暖化対策事業

【令和2年度予算（案） 2,500百万円（2,500百万円）】



高品質窒化ガリウム(GaN)を活用し社会全体のエネルギー損失を徹底的に削減します。

1. 事業目的

- ① 温室効果ガス排出量の2030年度26%削減目標及び2050年80%削減目標を達成するために、将来の資源・環境制約等からバックキャストし、未来のあるべき社会やライフスタイルを実現するための技術を開発・実証し、将来に向け着実に社会に定着させることが必要。
- ② 特に、将来にわたるエネルギー制約から、エネルギー消費が少なくとも豊かな社会・ライフスタイルを早期に実現することが重要。本事業により、社会全体の大幅なエネルギー消費量削減のキーとなる、デバイス（半導体）を高効率化する技術イノベーションを実現する。

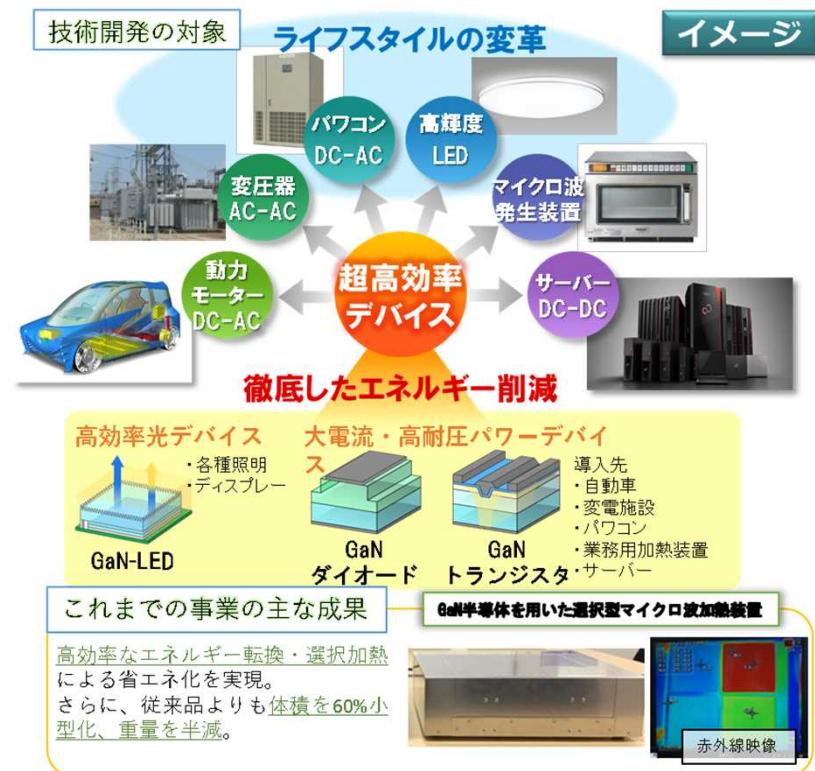
2. 事業内容

- 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、パワコン、サーバー、動力モーター、変圧器、加熱装置等）に組み込まれている各種デバイスを、高品質GaN（窒化ガリウム）基板を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現する技術開発及び実証を行う。
(ノーベル物理学賞（LED）を受賞したGaN関連技術を最大限活用)
- 当該デバイスを照明、パワコン、自動車のモーター等へ実装し、エネルギー消費量削減効果の検証を行う。並行して、量産化手法を確立し、事業終了後の早期の実用化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体・大学・研究機関等
- 実施期間 平成26年度～令和3年度

4. 事業イメージ



革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業



【令和2年度予算（案） 1,800百万円（新規）】

環境省が実用化・製品化に向け実証してきた省CO2のための部材や素材の社会実装に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

これまで環境省が開発を主導してきた、窒化ガリウム（GaN）やセルロースナノファイバー（CNF）といった省CO2性能の高い革新的な部材や素材を活用した製品の早期商用化に向けた支援を行い、CO2排出量の大幅な削減を目指す。

2. 事業内容

環境省が革新的な省CO2実現に向けて実用化・製品化に向けて開発してきた部材や素材（窒化ガリウム（GaN）、セルロースナノファイバー（CNF）等）は従来の素材・部材を用いた製品に比べて革新的な省CO2を達成することが可能であるものの、社会実装・普及展開を加速化し、実際のCO2削減につなげていくことが必要。

このため、省CO2性能の高い部材や素材を活用し、実際の製品等への導入を図る事業者に対し、支援を実施し、社会実装・普及展開の加速化を図る。

委託事業で実機搭載における安全性・信頼性・省エネ効果・品質向上策等を検証等するとともに、補助事業で商用規模生産のためのプロセス設計と設備投資等を支援し、これら部材・素材の早期の社会実装による大幅なエネルギー消費量の削減を実現する。

3. 事業スキーム

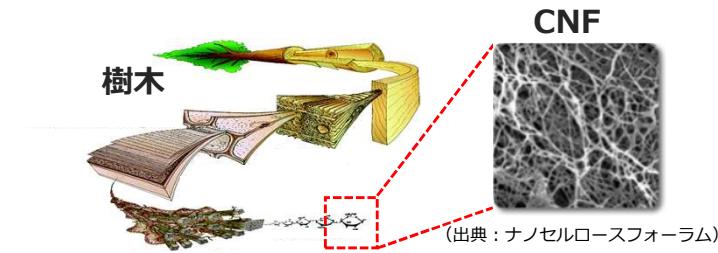
- 事業形態 委託、間接補助事業（補助率1／2）
- 委託/補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

お問い合わせ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339

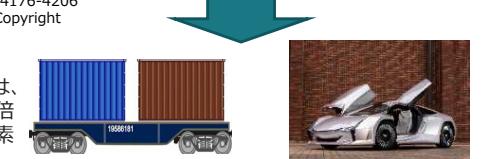
4. 事業イメージ

新素材を活用した省CO2製品

セルロースナノファイバー（CNF）



CNF（セルロースナノファイバー）は、植物由来で鉄の1／5の軽さで約5倍の強度を持つ革新的な素材。金属、炭素繊維、プラスチック等から代替可能



コンテナの軽量化等 CNFを活用した車両部材

大電流・高耐圧パワーデバイスを活用した省CO2製品

窒化ガリウム(GaN)



CCUS早期社会実装のための脱炭素・循環型社会モデル構築事業 (一部経済産業省連携事業)



【令和2年度予算（案） 7,500百万円（7,220百万円）】

CCUS（CO₂の分離回収・有効利用・貯留）の技術等の確立を行います。

1. 事業目的

CO₂回収・有効利用・貯留（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage ; CCUS）の早期社会実装のため、2023年までに日本初の商用化規模の技術を確立し、普及に向けた取組を加速化する。

2. 事業内容

脱炭素化のためには、CO₂排出削減に努めるとともに、排出されたCO₂を回収・有効利用・貯留するCCUSの社会実装が必要。このため、以下の事業を実施する。

（1）二酸化炭素貯留適地調査事業（経済産業省連携事業）

海底下地質の詳細調査を実施し、CO₂の海底下貯留に適した地点の抽出を進める。

（2）環境配慮型CCS実証事業

CO₂分離回収設備の建設・実証により、排ガス中のCO₂を分離回収する場合のコスト、環境影響等の評価を実施する。また、社会実装に向けた分析・啓発等を通じ、我が国に適した円滑な導入手法を取りまとめる。

（3）CO₂の資源化を通じた炭素循環社会モデル構築促進事業（経済産業省連携事業）

炭素循環のモデル構築にあたり、①産業施設等の排ガスや周辺大気から回収したCO₂を原料とした化学物質を社会で活用するモデル、②CO₂の資源化に適用可能な人工光合成技術を活用するモデルを構築し、CO₂削減効果等の検証・評価を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 平成26年度～令和4年度

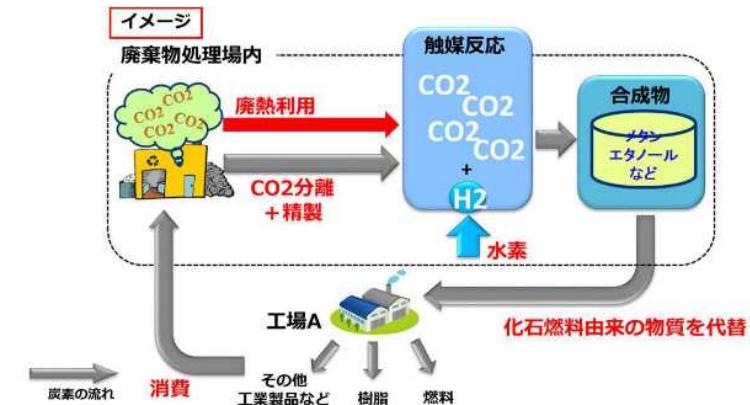
4. イメージ

CO₂回収実証プラント
(回収能力：500 ton-CO₂/日、稼働予定：2020年)



日本初となる
実用規模の
CO₂回収実証
事業に取組中

廃棄物焼却施設等の排ガス中のCO₂を原料とし、水素・触媒等を利用したメタン・エタノール製造を実現



国民一人ひとりの自主的な行動喚起の促進を通じて、社会システムやライフスタイルの変革を実現します。

1. 事業目的

- ① 日本型の行動変容モデルを構築し、地域連携により社会課題の解決・地域循環共生圏の具現化を図る。
- ② ナッジ（そっと後押しする）やブースト（ぐっと後押しする）等の行動インサイトとAI/IoT等の先端技術の組合せにより、省エネ等の効果的な行動変容を促進。人々が選択し、意思決定する環境をデザインし、それにより行動をもデザインすることで、低炭素型製品・サービス・ライフスタイルのマーケット拡大を図る。
- ③ 自家消費される再エネにCO2削減価値を創出し、当該価値を取引するプラットフォームを実用化。

2. 事業内容

近年欧米では行動科学の理論に基づくアプローチ（ナッジ（nudge：そっと後押しする）やブースト（boost：ぐっと後押しする）等）により、国民一人ひとりの行動変容を（1）情報発信等を通じて直接促進し、また、（2）社会システム等の外部環境の変化を通じて間接的に促進して、社会システムやライフスタイルの変革を創出する取組が政府主導により行われ、費用対効果が高く、対象者にとって自由度のある新たな政策手法として着目されており、環境分野においても国民各界各層が環境配慮に価値を置き、脱炭素社会の構築を実現するための取組等に適用が進められているが、我が国への適用や効果の持続可能性については検証が必要。

2017年4月に環境省が産学政官民のオールジャパンの取組として日本版ナッジ・ユニットBESTを発足。代表として米国エネルギー省、ハーバード大学、各国ナッジ・ユニット等との連携の下、世界最先端のモデルの構築・実証により環境価値の実装された低炭素社会へのパラダイムシフトの実現を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 (1)(2)民間事業者等
- 実施期間 (1)平成29年度～令和4年度(2)平成30年度～令和4年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339

4. 委託内容

- (1) ナッジ等を活用した家庭・業務・運輸部門等の自発的対策推進事業

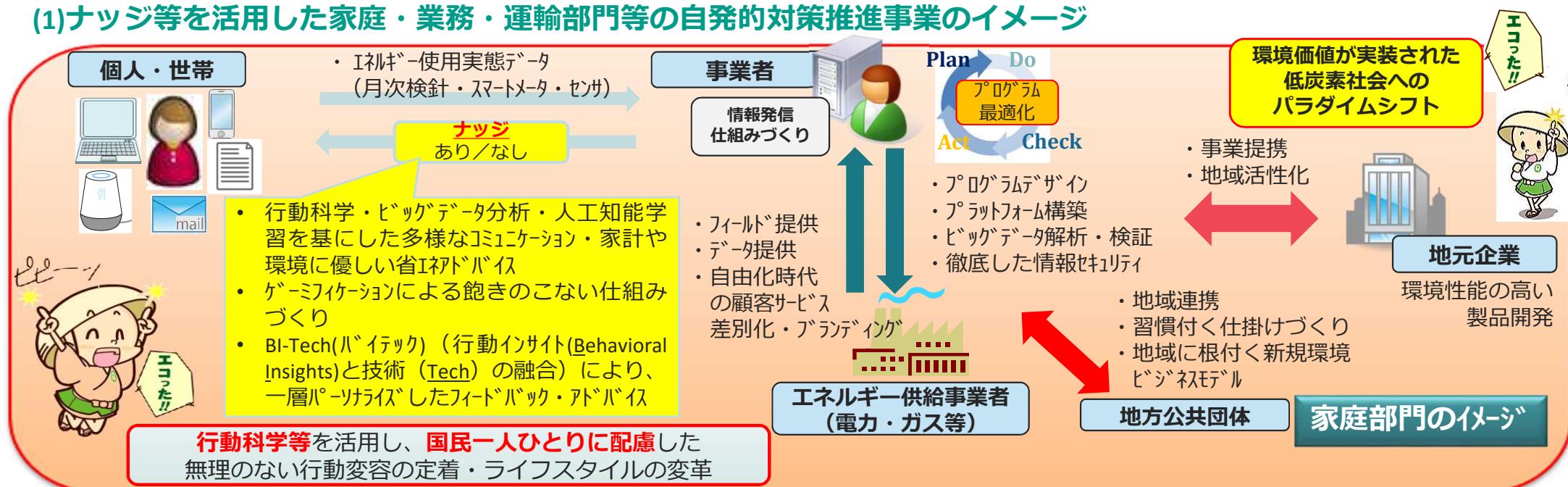
エネルギーやCO2排出実態に係るデータ（電力、ガス、燃料の使用等）を収集、解析し、パーソナライズして情報をフィードバックし、自発的な脱炭素型の行動変容を促す等、省エネ・CO2排出削減に資する行動変容モデルを構築。自治体との連携の下、当該モデルの持続的適用可能性の実証や我が国国民特有のパラメータの検証を実地にて行う。

- (2) ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業

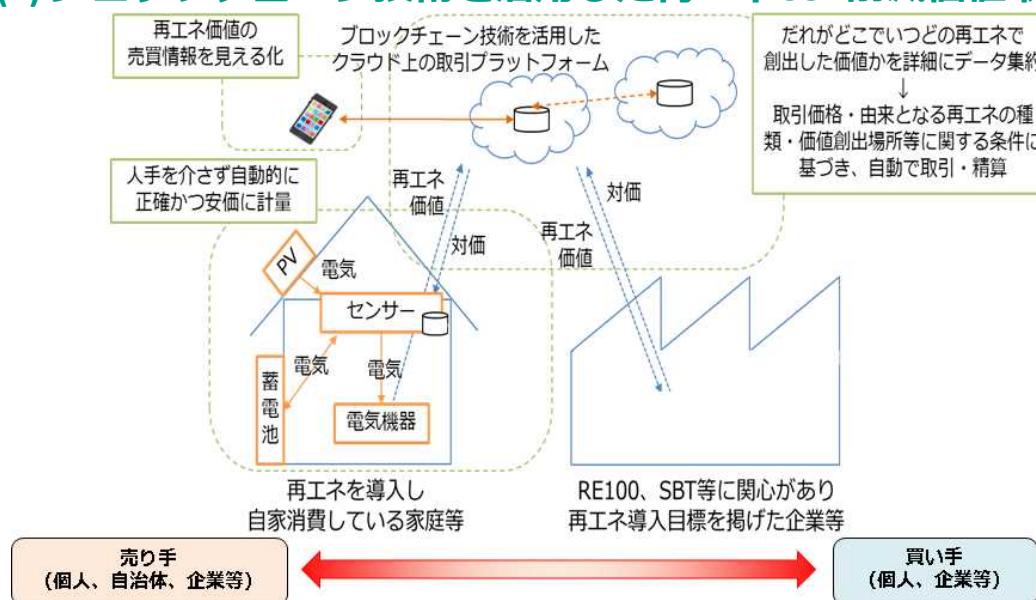
これまで十分に評価又は活用されていなかった自家消費される再エネのCO2削減に係る環境価値を創出し、当該価値を低コストかつ自由に取引できるシステムをブロックチェーン技術及び計測機器を用いて構築し、実証。

低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業

(1)ナッジ等を活用した家庭・業務・運輸部門等の自発的対策推進事業のイメージ



(2) ブロックチェーン技術を活用した再エネCO₂削減価値取引のイメージ



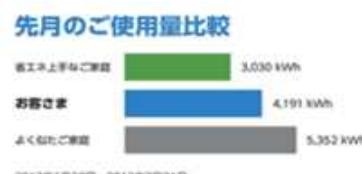
●これまでの事業の主な成果

- 米子と川崎の個人宅での太陽光発電の自家発電量・自家消費量を計測し、そのCO₂排出削減価値を、その個人から、瀬戸内で電動バイクを充電中の個人に遠隔移転する取引をブロックチェーン技術を用いて記録するライブデモ実証に成功（産学官連携の課題検討協議会で実演）
- ブロックチェーン技術を用いた取引システムの技術面でのFS調査が完了したことが外部有識者により確認
- 成果の社会実装・商用利用に向けた取引プラットフォーム実証を開始

ナッジ等の行動インサイトを活用した行動変容の促進

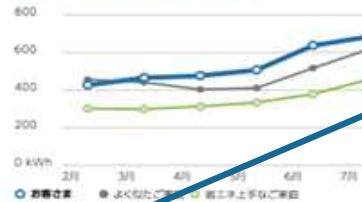
- ナッジ（nudge：そっと後押しする）とは、行動科学の知見（行動インサイト）の活用により、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」のこと
- 選択の自由を残し、費用対効果の高いことを特徴として、欧米をはじめ世界の200を超える組織が、環境・エネルギーを含むあらゆる政策領域に活用
- 我が国では2018年以降、成長戦略や骨太方針等に環境省事業やナッジの活用を位置付け

**省エネナッジの例：省エネレポートで2%CO2削減
(2017～2018年度実績。全国50万世帯で実証)**



2013年6月30日 - 2013年7月21日
他の内閣大臣100家庭のよく知らないご家庭のデータを参考にしています。
省エネ上手なご家庭とは、毎月使用量の少ない上位20%の世帯を指します。詳細は特設サイトをご参照ください。http://j-nudge.jp/for-energy/

これまでのご使用量との比較



**損失を強調したメッセージ
【損失回避性】**

「ものを得る喜びよりも失う痛みのほうが強く感じる」という行動経済学の理論を応用

● 大変良い
● 良い
● むう少し

38% 上回っています
(省エネ上手なご家庭との比較)

過去6ヶ月のお客さまのご使用量は、よく知らないご家庭を上回っています。
20,000円 の出費増です

**他の世帯との比較
【同調性・社会規範】**

所属する集団内での他のユーザーの実態と望ましい水準の理解に役立てる

AI/IoT等先進技術の活用を通じた効果的な行動変容の促進

- 効果的な行動変容には一人ひとりの属性情報や価値観に応じた働きかけが不可欠。行動インサイト（Behavioral Insights）と技術（Tech）の融合（BI-Tech：バイテック）により、IoTでビッグデータを収集し、AIで解析してパーソナライズしたフィードバックを実現
- G20エネルギー・環境大臣会合でBI-Techを提案、成果文書に行動変容の重要性や行動科学の活用を記載。2019年の成長戦略、骨太方針、統合イノベ戦略、AI戦略等にナッジやBI-Techを位置付け。政府一丸となって取り組むこととしている

BI-Techの例：GPSセンサで車両の加減速等を計測・評価するアプリを開発し、ドライバーの行動変容を促すエコドライブナッジを実証中



速度変化計測機能による燃料消費量の推定

同調性・社会規範を活用した運転スコアランキング

ブーメン効果を抑制する顔マーク

損失回避性を活用したエコドライブアドバイス

再エネ等を活用した水素社会推進事業



【令和2年度予算（案） 3,580百万円（3,480百万円）】



脱炭素社会構築に向けた水素サプライチェーンを地域に実装し、CO₂削減効果や普及に必要な条件等を検証します。

1. 事業目的

- ① 化石燃料由来ではなく再エネ等由来水素の利活用の推進・低コスト化実現に向けた実証を行う。
- ② 「つくる」「はこぶ・ためる」「つかう」まで一貫した再エネ等由来水素サプライチェーンの構築を行う。

2. 事業内容

水素のCO₂削減効果の評価手法を確立、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した水素の脱炭素化促進及び地域における水素サプライチェーンの水平展開を効率的に図っていきます。具体的には以下の委託事業を行います。

1. 水素利活用CO₂排出削減効果等評価・検証事業

水素の製造から利用までの各段階のCO₂削減効果を検証し、サプライチェーン全体で評価を行うためのガイドラインを策定・改善し情報発信を行います。

2. 地域連携・低炭素水素技術実証事業

地方自治体と連携の上、地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーンを構築し、先進的かつ脱炭素社会構築を目指した水素技術を実証します。

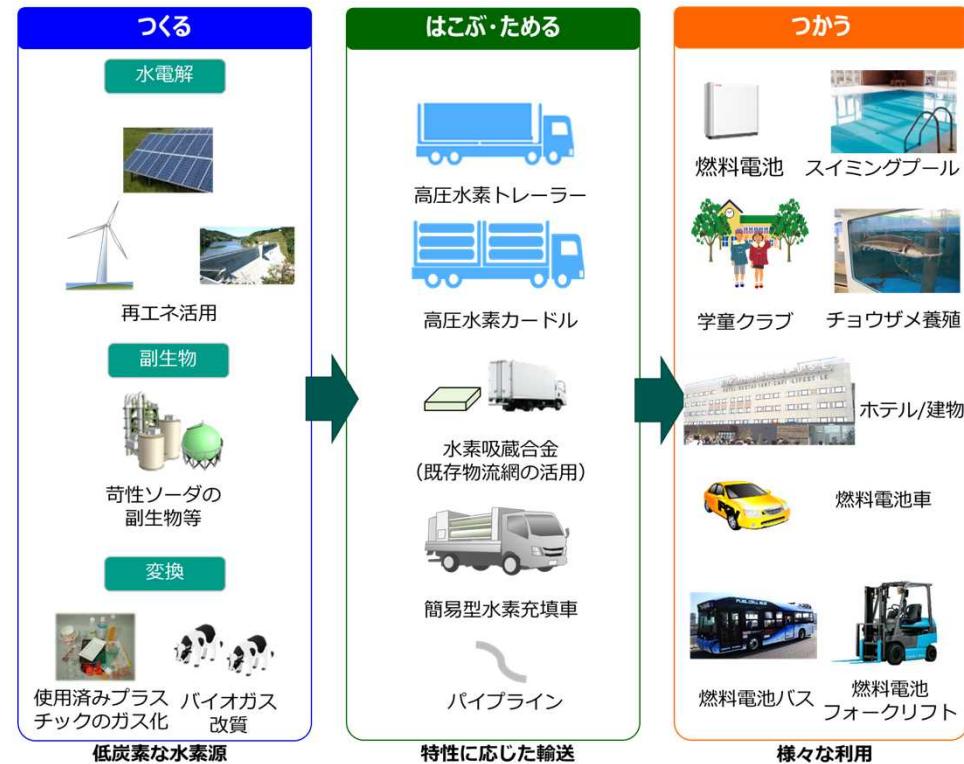
3. 既存の再エネを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業

既存の再エネを活用した水素供給コストの抑制や需要の創出に繋がるシステムの構築など、事業化に向けた水素供給モデルの運用実証を実施します。

3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業
■委託先	地方公共団体、民間事業者・団体等
■実施期間	1. 平成27年度～令和3年度（予定） 2. 令和2年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ



水素を活用した社会基盤構築事業 (一部国土交通省連携事業)



【令和2年度予算（案）3,000百万円（600百万円）】



水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム及び産業車両等への支援を行います。

1. 事業目的

- ① 再生可能エネルギーを地域で最大限活用する将来像を見据え、自立型水素エネルギー供給システムの導入・活用方策を確立する。
- ② 水素社会の実現に向けて産業車両等の燃料電池化を促進する。

2. 事業内容

1. 水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業

地域の実情に応じた、水素による再生可能エネルギーの貯蔵・利用モデルを確立し、再生可能エネルギーの導入とCO₂排出削減を可能とする事業を支援します。具体的には、再生可能エネルギー発電設備とともに、①蓄電池②水電解装置③水素貯蔵タンク④燃料電池⑤給水タンク等、を組み合わせ、再生可能エネルギー由来の電気・熱（温水を含む）又は水素をオンサイトで供給するシステムを導入する事業の一部の補助を行います。

2. 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

水素社会実現に向け、利用機会拡大を図るため、環境優位性の高い燃料電池バスや燃料電池フォークリフトの導入を支援します。

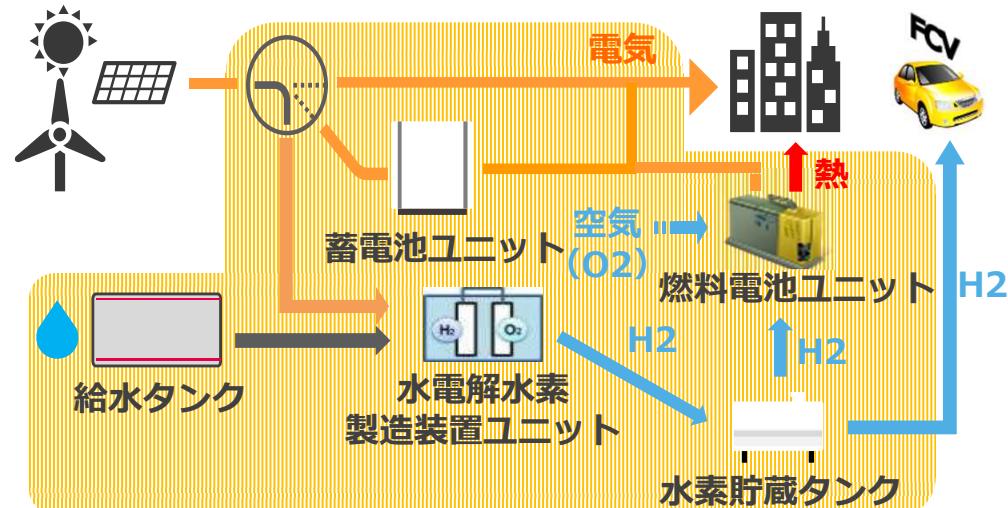
3. 地域再エネ水素ステーション保守点検事業

燃料電池車両等の活用促進に向け、稼働初期における再エネ由来電力による水素製造ステーションの保守点検を支援します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業（補助率：1/3, 1/2, 2/3）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 事業イメージ



燃料電池バス



燃料電池
フォークリフト

浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業



【令和2年度予算（案） 500百万円（新規）】

ポテンシャルを有する地域等を対象として、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネスを促進します。

1. 事業目的

深い海域の多い我が国において、再エネの中で最大の導入ポテンシャルを有し、かつ台風にも強い浮体式洋上風力発電を普及させ、地域の脱炭素化ビジネスを促進する。

2. 事業内容

「再エネの主力電源化」に向け、最大のポテンシャルを有する洋上風力発電の活用が求められている。長崎五島の実証事業にて風水害等にも耐えうる浮体式洋上風力発電が実用化され、確立した係留技術・施工方法等を元に普及展開を進める必要がある。導入にあたってはポテンシャルを見込める離島など遠隔地域が指向されるものの、広域的な風況等マップに加え、海底地形・海象状況等との適合、周辺地域とのアクセスを含む事業性や電力需要等を踏まえた出力変動対策、環境保全・社会受容性等の確保など多種多様な検討も不可欠である。

脱炭素化とともに自立的なビジネス形成が効果的に促進されるよう戦略的に推進すべき地域抽出や円滑な事業化など以下の事項に取組む。

- ①浮体式洋上風力事業化に向けた産学官協議体の設置・中長期目標検討
- ②戦略推進地域（適地）の抽出・事業計画の検証等
- ③既存の浮体式洋上風車の社会受容・環境性など適地・金融機関等関係者への理解醸成
- ④先導的な対象地域における事業化導入計画の策定等

3. 事業スキーム

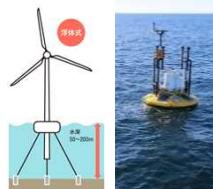
- 事業形態 委託（①～③）・補助（④；補助率2/3）
- 対象 民間事業者、地方公共団体、大学、公的研究機関、等
- 実施期間 令和2年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339

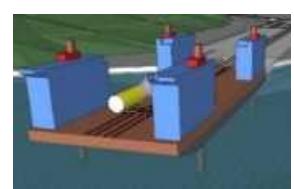
4. 事業イメージ



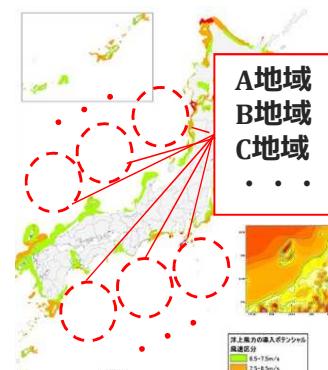
- ・導入に適した地域か分からない
- ・地元住民・関係者にご理解いただくためには様々な準備・調整が必要、etc.



係留索による浮体固定



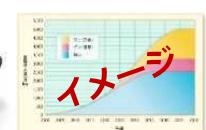
浮体の効率的な施工



戦略推進地域の抽出
(イメージ)



浮体式洋上風車に係る産学官協議会



事業化導入計画の策定等

戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和2年度予算（案） 6,350百万円（6,350百万円）】



戸建住宅における省エネ・省CO₂化の新築に支援します。

1. 事業目的

新築戸建住宅におけるZEHの普及拡大

2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約4割削減（2013年度比）に貢献

2. 事業内容

戸建住宅（注文・建売）において、ZEH の交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に補助を行う。（ZEH（60万円/戸）の要件を満たす住宅に、蓄電池を設置する者に定額の補助を行う。（2万円/kWh（上限額：20万円/台））

ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅



ZEHイメージ図

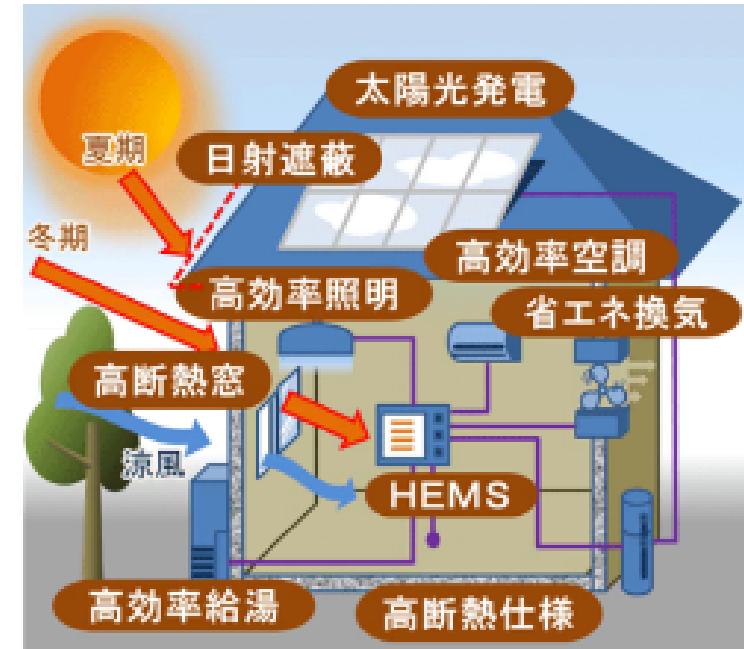
3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業

補助対象 民間事業者

実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 補助対象の例



ZEHへの支援

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8355 FAX：03-3580-1382

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



【令和2年度予算（案）9,850百万円（8,350百万円）】

【令和元年度補正予算（案）1,000百万円（新規）】

脱炭素化、レジリエンス強化に資する脱炭素建築物（ZEB・ZEH）等を支援します。

1. 事業目的

災害対応の観点から、停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化したZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の更なる普及を進める。

業務用施設や家庭等の脱炭素化を推進し、2030年度の業務その他部門及び家庭部門からのCO2排出量それぞれ約4割削減（2013年度比）に貢献

激甚化する災害等気候変動への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

1. 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業

レジリエンス強化型ZEB実証事業

ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）

国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業

上下水道施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通省連携）

2. 新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業（経済産業省連携）

集合住宅におけるZEH-M化促進事業

高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

3. 事業スキーム

事業形態 メニュー別スライドを参照。

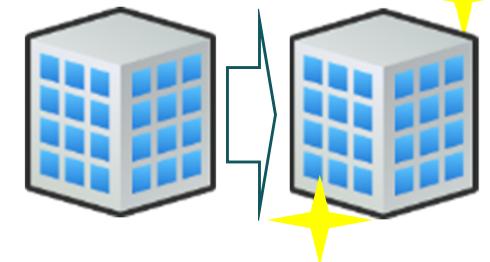
補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般

実施期間 メニュー別スライドを参照。

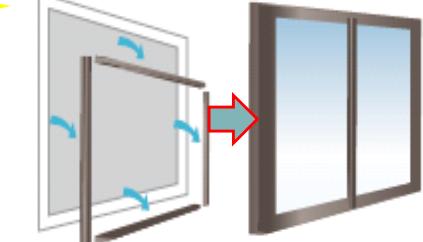
4. 補助対象の例



レジリエンス強化型
ZEBへの支援



既存建築物等における
省CO2改修への支援



集合住宅における高性
能建材導入への支援

1. 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO₂促進事業



【令和2年度予算（案）9,850百万円の内数（5,000百万円）】



業務用施設のZEB化・省CO₂化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

業務用建築物におけるZEB化・省CO₂改修の普及拡大

2030年度の業務その他部門からのCO₂排出量約4割削減（2013年度比）に貢献

2. 事業内容

レジリエンス強化型ZEB実証事業（他の～のメニューに優先して採択）
災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（地方公共団体庁舎等）において、レジリエンスを強化したZEBに対して支援。

ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
地方公共団体所有施設及び民間業務用施設等に対し省エネ・省CO₂性の高いシステム・設備機器等の導入を支援。

既存建築物における省CO₂改修支援事業（一部国土交通省連携）
既存の民間建築物、テナントビル及び業務用施設として利活用を行う空き家に対し、省CO₂性の高い設備機器等の導入を支援。

国立公園宿舎施設の省CO₂改修支援事業
自然公園法に基づき国立公園内で宿舎事業を営む施設（ホテル、旅館等）に対し、省CO₂性の高い機器等の導入を支援。

上下水道施設の省CO₂改修支援事業（厚生労働省、国土交通省連携）
上下水道施設における省CO₂化に資する設備等の導入・改修を支援。

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照。）

補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般

実施期間 メニュー別スライドを参照。

4. 事業イメージ

レジリエンス強化型ZEB実証事業

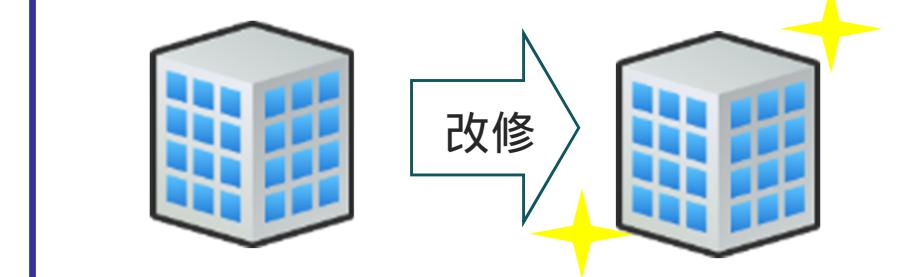
（補助イメージ）

水害等の災害に配慮した設計であって、再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能なZEBの実現と普及拡大を目指す



既存建築物等における省CO₂改修支援事業

設備改修等により既存建築物の省CO₂化を推進する



1. 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO₂促進事業のうち、レジリエンス強化型ZEB実証事業



【令和2年度予算（案）9,850百万円の内数（新規）】



激甚化する災害時において自立的にエネルギー供給可能な災害時活動拠点施設となるZEBを支援します。

1. 事業目的

災害時にもエネルギー供給が可能となる先進的な脱炭素建築物（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEB）の実証を目指す。

災害時の活動拠点となる建築物を中心に、エネルギー自立化が可能なZEBの普及を図る。

2. 事業内容

レジリエンス強化型ZEB実証事業

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（市役所、役場庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舎等）において、停電時にもエネルギー供給が可能となるZEBに対して支援する。

他の～のメニューに優先して採択する。

補助対象建築物：災害時に活動拠点となる公共性の高い業務用建築物であって、延べ面積10,000m²未満の新築民間建築物、延べ面積2,000m²未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）

補助要件：水害等の災害時における電源確保等に配慮された設計であること、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等を導入すること等

以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・被災等により建替え・改修を行う事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（2/3）

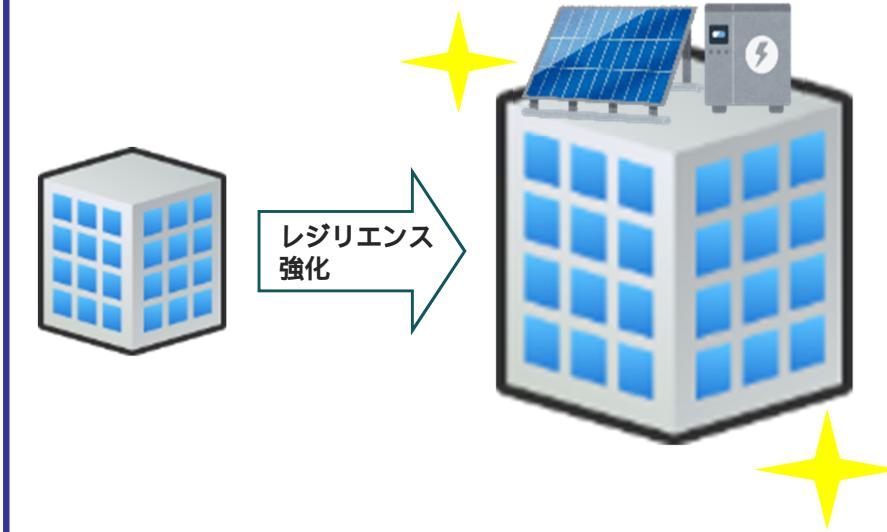
補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般

実施期間 令和2年度～令和5年度（予定）

4. 補助対象

1. レジリエンス強化型ZEB支援事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入により、ZEBのレジリエンスを強化



1. 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO₂促進事業のうち、 ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）



【令和2年度予算（案）9,850百万円の内数（5,000百万円の内数）】



業務用施設のZEB化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

先進的な業務用施設等(ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル))の実現と普及拡大を目指す。

将来の新築建築物の平均におけるZEB化（2030年）を促し、将来の業務その他部門のCO₂削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 (経済産業省連携)

ZEBの実現とさらなる普及拡大のため、ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援。なお、今後ZEB化を促進させる上でさらなる実証・普及が必要なZEB（CLT等の新たな木質部材を用いるZEB等）について優先採択枠を設ける。

補助対象建築物：延べ面積10,000m²未満の新築民間建築物、延べ面積2,000m²未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（m²単価定額、1/3、1/2、2/3）

補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般

実施期間 平成31年度～令和5年度（予定）

4. 補助対象

補助率等		
延べ面積	新築	既存建築物
2,000m ² 未満	『ZEB』 補助率 2/3 Nearly ZEB 補助率 1/2	『ZEB』 補助率2/3 Nearly ZEB 補助率1/2 ZEB Ready 補助率1/3
2,000m ² ~ 10,000m ²	ZEB Ready 2,000m ² 未満 補助率 m ² 単価定額 2,000m ² ~ 10,000m ² 補助率 1/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 補助率2/3 Nearly ZEB 補助率1/2 ZEB Ready 補助率1/3
10,000m ² 以上		地方公共団体のみ対象 『ZEB』 補助率2/3 Nearly ZEB 補助率1/2 ZEB Ready・ZEB Oriented 補助率1/3

1. 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO₂促進事業のうち、既存建築物における省CO₂改修支援事業（一部国土交通省連携）



【令和2年度予算（案）9,850百万円の内数（5,000百万円の内数）】



既存建築物の省CO₂改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

テナントビル、既存の業務用施設等の省CO₂化を促進し、普及拡大を目指す。

既存の業務用施設等の脱炭素化促進を促し、将来の業務その他部門のCO₂削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

既存建築物における省CO₂改修支援事業（一部国土交通省連携）

既存の民間建築物及び地方公共団体所有施設において、省CO₂性の高い設備機器等の導入を支援。

(1) 民間建築物等における省CO₂改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。【補助率：1/3（上限5,000万円）】

(2) テナントビルの省CO₂改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO₂化を図る事業を支援。【補助率：1/3（上限4,000万円）】

(3) 空き家等における省CO₂改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO₂化を図る事業に対し、省CO₂性の高い設備機器等の導入を支援。【補助率：2/3】

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（1/3、2/3）

補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般

実施期間 平成31年度～令和5年度（予定）

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象 経費	補助要件
(1)民間建築物等における省CO ₂ 改修支援事業	建築物を所有する民間企業等	改修前に比べ30%以上のCO ₂ 削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用	・既存建築物において改修前に比べ30%以上のCO ₂ 削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築
(2)テナントビルの省CO ₂ 改修支援事業	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	改修前に比べ20%以上のCO ₂ 削減に寄与する省CO ₂ 改修費用（設備費等）	・テナントビルにおいて改修前に比べ20%以上のCO ₂ 削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結
(3)空き家等における省CO ₂ 改修支援事業	空き家等を所有する者	改修前に比べ15%以上のCO ₂ 削減に寄与する省CO ₂ 改修費用（設備費等）	・空き家等において改修前に比べ15%以上のCO ₂ 削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8355

1. 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO₂促進事業のうち、

国立公園宿舎施設の省CO₂改修支援事業



【令和2年度予算（案）9,850百万円の内数（5,000百万円の内数）】



国立公園内宿舎施設の省CO₂改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

国立公園内の宿舎事業施設の省CO₂改修を促し、CO₂排出量の大幅削減を目指す。

国立公園内の宿舎事業施設の脱炭素化を促進し、業務その他部門のCO₂削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

国立公園宿舎施設の省CO₂改修支援事業

国立公園内宿舎は、自然条件が厳しい場所に多く立地し、冷暖房・空調等のエネルギー消費が多く、施設更新を迎える施設も多い。

国立公園内で宿舎事業を営む施設（ホテル、旅館等）に対する省CO₂性能の高い機器等の導入に係る費用を支援。

補助対象者：国立公園事業者（宿舎事業者）

補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で宿舎事業を営むホテル、旅館等の施設

補助対象経費：再エネ設備、省CO₂改修費用（設備費等）

補助対象要件：インバウンド対応改修（トイレ洋式化、和洋室等の整備、英語による案内表記、Wifi整備等）を併せて実施（補助対象外）

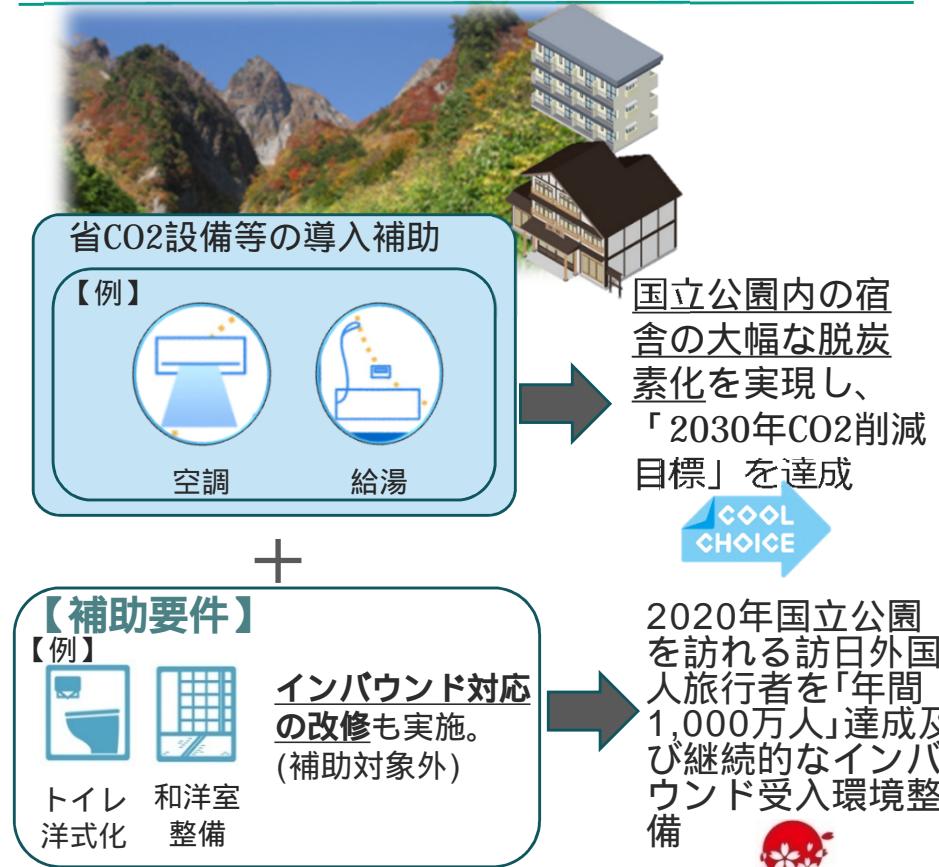
3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））

補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般

実施期間 平成30年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ



1. 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO₂促進事業のうち、上下水道施設の省CO₂改修支援事業（厚生労働省、国土交通省連携）



【令和2年度予算（案）9,850百万円の内数（5,000百万円の内数）】



上下水道施設の省CO₂改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

上下水道施設の脱炭素化を促進し、業務その他部門のCO₂削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

上下水道施設の省CO₂改修支援事業

上下水道施設における小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

補助対象経費：上下水道施設における小水力発電設備等の再エネ設備及び附帯設備、高効率設備やインバータなど省CO₂性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））

補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体等

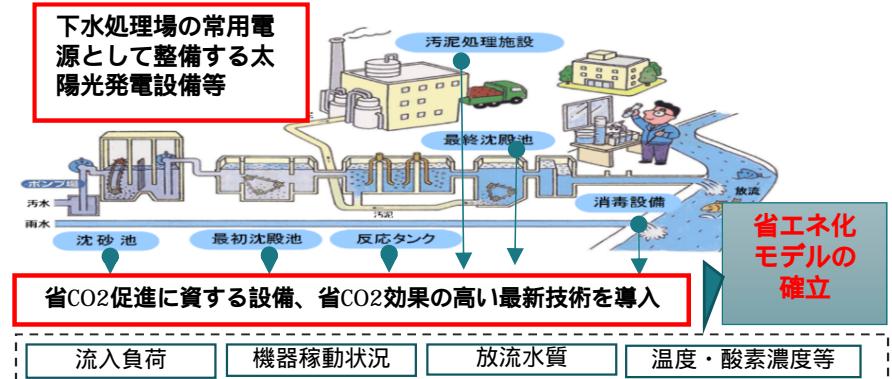
実施期間 平成28年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ

上水道システムにおける事業例



下水処理場における事業例



2. 新築集合住宅・既存住宅等における省CO₂化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和2年度予算（案）9,850百万円の内数（3,350百万円）】

災害時のレジリエンスに資する新築集合住宅の省エネ・省CO₂化や既存住宅における断熱リフォームを支援します。

1. 事業目的

新築集合住宅におけるZEH-Mの普及拡大

既存住宅における断熱リフォームの普及拡大

低炭素化に資する素材や再エネ熱活用を促進することによる住宅における省CO₂化促進

2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約4割削減（2013年度比）に貢献

2. 事業内容

集合住宅（5層以下）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に補助を行う。

集合住宅（6～20層）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に補助を行う。

ZEH、ZEH-M（5層以下）の要件を満たす新築住宅に低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）、CNF（セルロースナノファイバー）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する際に別途設備毎に補助を行う。

既存戸建住宅の一部に高性能建材を導入する際に必要な経費の一部を補助する。

既存集合住宅について、高性能建材導入に係る経費の一部を補助する。

1 について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。

2 について、一定以上の再エネ等を導入する場合は、一定の優遇を行う。

3 について、一定以上の再エネを導入する場合、専有部に導入する蓄電池も補助対象とする。

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（定額、1/2、1/3）

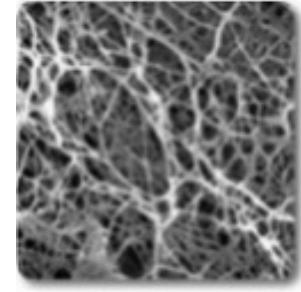
補助対象 民間事業者

実施期間 平成30年度～令和5年度（予定）

4. 補助対象の例



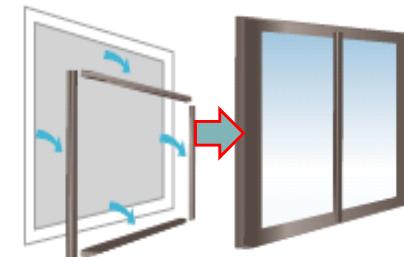
ZEH-Mへの支援



CNF（セルロースナノファイバー）
木材等をナノ単位まで細分化して得られる素材で、鋼鉄の5分の1の軽さで5倍の強度があり、次世代素材として期待されている。



戸建住宅における高性能建材導入支援事業



集合住宅における高性能建材導入支援事業



【令和2年度予算（案） 8,000百万円（6,000百万円）】

【令和元年度補正予算（案） 600百万円】

2050年温室効果ガス総排出量80%削減の実現に向けた、地域循環共生圏の構築を目指します。

1. 事業目的

- ・ 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- ・ 地域の自立・分散型エネルギー・システムや脱炭素交通モデル構築に向けた事業を支援し、将来的な地域循環共生圏の構築を目指す。

2. 事業内容

（1）脱炭素型地域づくりモデル形成事業

- ① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業
- ② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

（2）地域の自立・分散型エネルギー・システムの構築支援事業

- ① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
- ② 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギー・システム構築支援事業
- ③ 激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業
- ④ 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進実証事業

（3）地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
- ② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

3. 事業スキーム

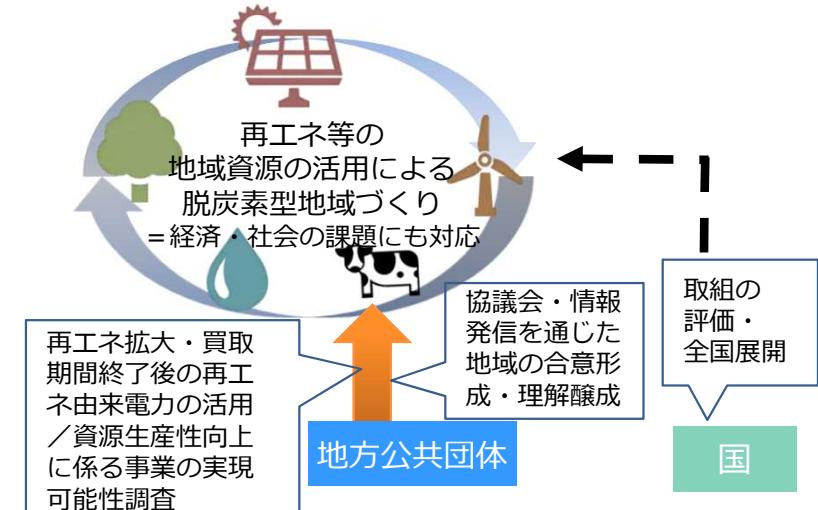
■事業形態 委託事業 / 間接補助事業（定額,2/3,1/2,1/3,1/4）

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間 令和元年度～令和5年度

お問合せ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室ほか:03-5521-8339 大臣官房総合環境政策統括官グループ環境計画課ほか:03-5521-8233
水・大気環境局自動車環境対策課：03-5521-8303

4. 事業イメージ



自立・分散型地域エネルギー・システム



地域循環共生圏構築の土台となる脱炭素型地域づくりを推進します。

1. 事業目的

- ・ 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- ・ 地域資源の最大限の活用や地域間連携、さらに民間資金の活用により、地域の自律・分散型エネルギー・システムや脱炭素交通モデル構築などの事業を支援し、野心的な脱炭素社会の実現を目指す。
- ・ 地域の中核となる団体が軸となり、脱炭素地域づくりに向けたネットワークの構築を図ります。

2. 事業内容

① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業

- ・ FIT買取期間終了後の再エネ由来電力の活用など地方公共団体と地元企業が連携した再エネの拡大／防災減災効果の向上を図る都市機能集約／高齢化社会に対応した都市部の交通転換や地域公共交通の脱炭素化等の事業検討を支援を行う。
- ・ 各地域の既存リソースを持続的に活用し、地域の資源生産性向上、地域経済の活性化を図る地域づくりを実現するための事業検討を支援を行う。
- ・ 地方公共団体を中心となり地域関係者と合意形成等を行う取組や、必要な情報や知見を周知する取組の支援を行う。

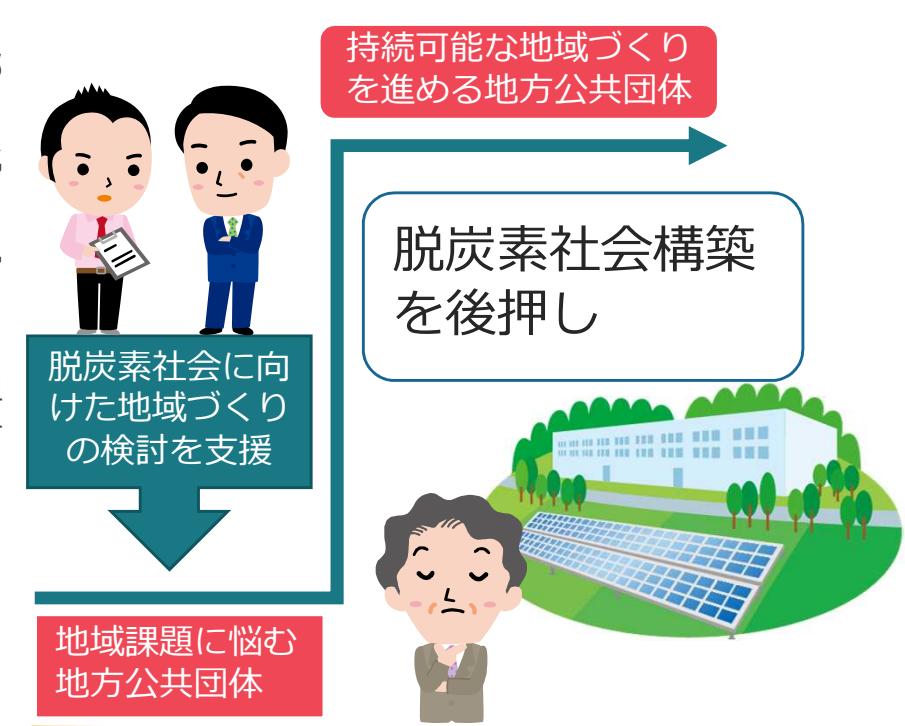
② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

- ・ 地域の中核となる団体等が当該地域の脱炭素型地域づくりの先進例となるような取組に係る情報を収集し、全国に向けた情報発信を行う。また、脱炭素型地域づくりに向けて、地域に潜在するニーズと企業等のシーズとのマッチングを行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①：間接補助事業（定額）／ ②：委託事業
- 補助対象及び委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、（2）地域の自立・分散型エネルギー・システムの構築支援事業



地域の自立・分散型エネルギー・システムの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- 再生可能エネルギー自給率の高い自立・分散型エネルギー・システムの構築を通じて、2050年温室効果ガス総排出量80%削減のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。
- 災害時はエネルギーの自給が可能であり、気候変動の緩和にも貢献するエネルギー自給エリアを形成します。
- 温泉熱等の利活用を通じて経済好循環と地域活性化を図る地域づくりを促進します。

2. 事業内容

① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業

- 補助事業による設備等導入が、地域循環共生圏の構築に確実につながっているか評価し、持続的な運用管理に向けた助言を行う。
- 地域循環共生圏及び脱炭素社会を実現するために、自立分散型エネルギー・システムに求められる要素技術やシステム等を調査・整理し、支援、制度等の検討を行う。
- 補助事業による実現可能性調査や地域関係者と合意形成等の取組について、分析・検証を行い、助言を行いつつ、横断的・体系的に整理し、普及・展開に向けた制度等の検討を行う。

② 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギー・システム構築支援事業

計画策定、設備等導入支援を行う。

③ 激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業

計画策定、設備等導入支援を行う。

④ 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進実証事業

- 温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対して支援を行う。
- 全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る。

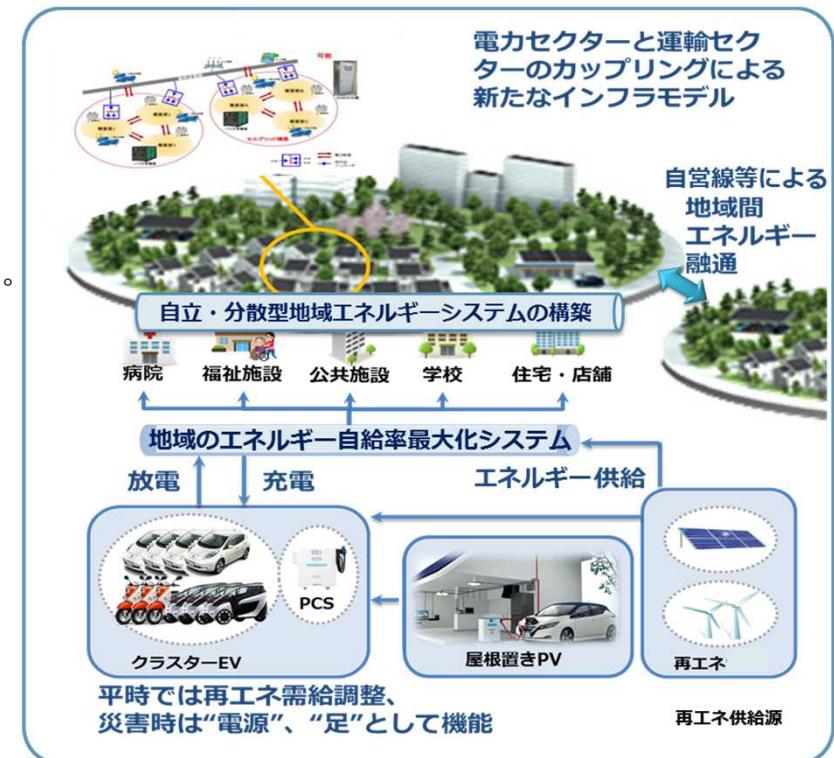
3. 事業スキーム

■事業形態 ①、④の一部：委託事業 ②、③、④の一部：間接補助事業（定額,2/3）

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問い合わせ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室ほか:03-5521-8339 大臣官房総合環境政策統括官グループ環境計画課ほか:03-5521-8233



地域の脱炭素交通モデルの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- 自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築を通じて、2050年温室効果ガス総排出量80%削減のトライガーアとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。
- グリーンスローモビリティやLRT・BRTの導入、鉄道事業等の省CO₂化を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

2. 事業内容

① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業

- 計画策定、設備等導入支援を行う。

② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業

- CNF、IoT技術等の先進技術を活用したグリーンスローモビリティの導入方法の実証及び、グリーンスローモビリティの導入支援を行う。

③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

- マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO₂排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。
- 鉄道事業等における省CO₂化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態 ②の一部：委託事業

①、②の一部、③：間接補助事業（定額、2/3, 1/2, 1/3, 1/4）

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

■ 実施期間 令和元年度～令和5年度（③のうちLRT・BRT導入支援は令和3年度まで）

4. 事業イメージ



自動車CASEのイメージ

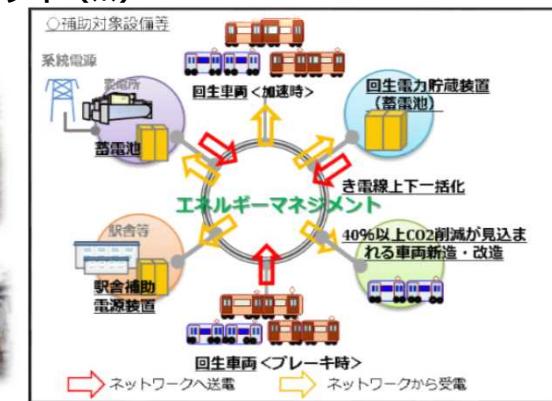


※電動で時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のモビリティ

グリーンスローモビリティ（※）



LRT・BRT



鉄道事業等の省CO₂化

地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業



【令和2年度要求額 4,000百万円（新規）】

地域内調整力や直流給電システムの構築により、再エネ主力化とレジリエンス強化を同時に向上させます。

1. 事業目的

- 公共施設の有する制御可能な設備を活用して地域の再エネ主力化を図る。
- オフサイトからの指令により運転制御可能なエネルギー管理や省CO₂化が図れる需要側設備等への支援により、変動性再エネ（太陽光、風力等）の主力電源化を推進する。
- 建物間での直流給電システムを構築することで、再エネ等のエネルギーの電力変換ロスを低減し、地域における再エネ主力化を推進する。

2. 事業内容

（1）公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

公共施設等における先進的CO₂排出削減対策モデル構築事業（継続分限り）

（2）再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備、システム等導入支援事業

再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等導入支援事業

（3）平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業

援事業

* EVについては、(1)-①・(2)-①・(3)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。（上限あり）

* 継続分を除く事業は組み合わせて行う事も可能

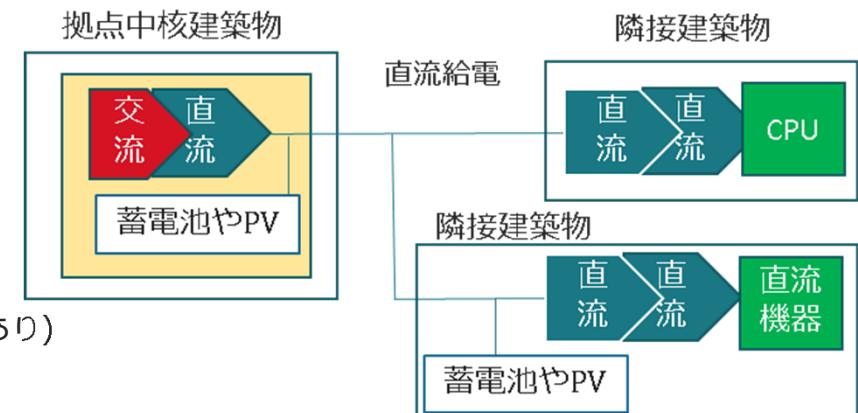
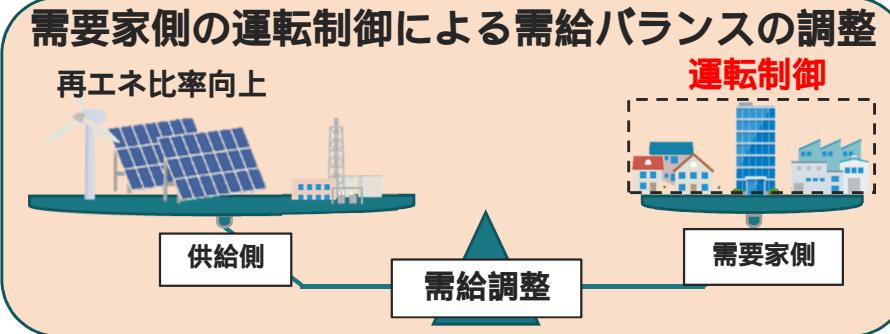
3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（補助率、定額、2/3、1/2、1/3）（一部上限あり）

委託・補助先 地方自治体、民間事業者・団体等

実施期間 (1)-(2)-(3) 令和2年度～令和6年度、(1) 令和2年度

4. 事業イメージ



地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1)公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業



再生可能エネルギーを導入するとともに、公共施設等の調整力を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

1. 事業目的

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくに当たっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要であるため、公共施設の有する制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

廃棄物発電所や上下水道などの公共施設の有する制御可能な設備を活用して地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築。

公共施設等における先進的CO2排出削減対策モデル構築事業（継続分限り）

複数の公共施設等の間で、再エネや自営線を活用し、電気や熱を最適に融通し合う自立・分散型エネルギーシステムのモデルを構築する。

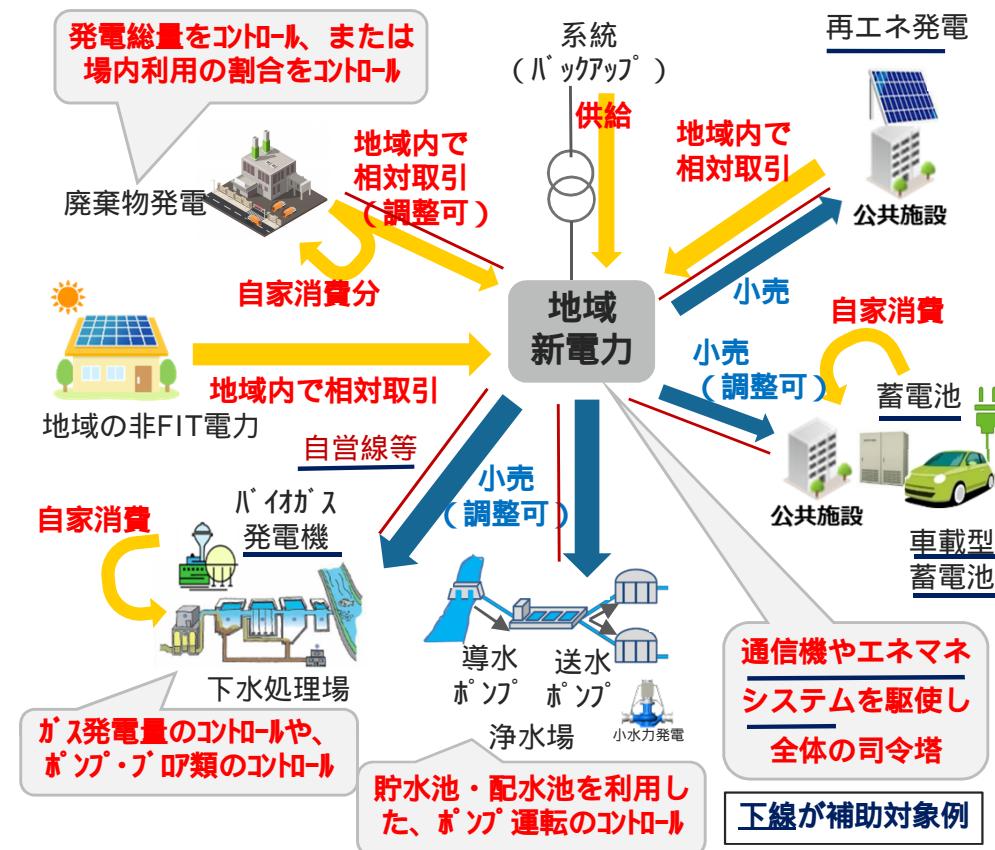
3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（補助率2／3、1／2）（一部上限あり）

委託・補助先 地方自治体・民間事業者等

実施期間 令和2年度～令和6年度 令和2年度

4. 事業イメージ



地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2)再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業



変動性再エネ（太陽光、風力等）の主力電源化に向け、需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

1. 事業目的

- 出力が変動し、予測誤差が生ずる太陽光、風力などの変動性再エネを大量に導入し、主力化を図っていくためには、出力の変動や予測誤差に応じて需要側の設備等の運転を迅速に変更し、需給調整する体制を社会全体で構築していく必要がある。オフサイトからの指令により運転制御可能なエネルギー・マネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等への支援を行うことで、変動性再エネの主力電源化を推進する。

2. 事業内容

出力が変動し、予測誤差が生じる太陽光、風力などの変動性再エネを主力化していくためには、出力の変動や予測誤差に応じて需要側の設備等の運転状況をモニタリングし、オフサイトからでも運転制御できる体制を構築していくことが必要となる。

このため、オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギー・マネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等を整備し、稼働状況の報告を行う事業者に対し支援を行う。

（支援対象機器：実証段階のものを除き、実用段階のものに限る。）

オフサイトから運転制御可能な充放電設備又は充電設備、一定要件を満たす車載型蓄電池*、蓄熱槽、EMS、通信・遠隔制御機器等の需要側に設置する省CO2・エネルギー・マネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線、熱導管等。（離島に限り、省CO2化が図れる需要側設備等、及び、蓄電システム、再エネ発電設備についても補助対象とする。）

* 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限る。（上限あり）

再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等

3. 事業スキーム

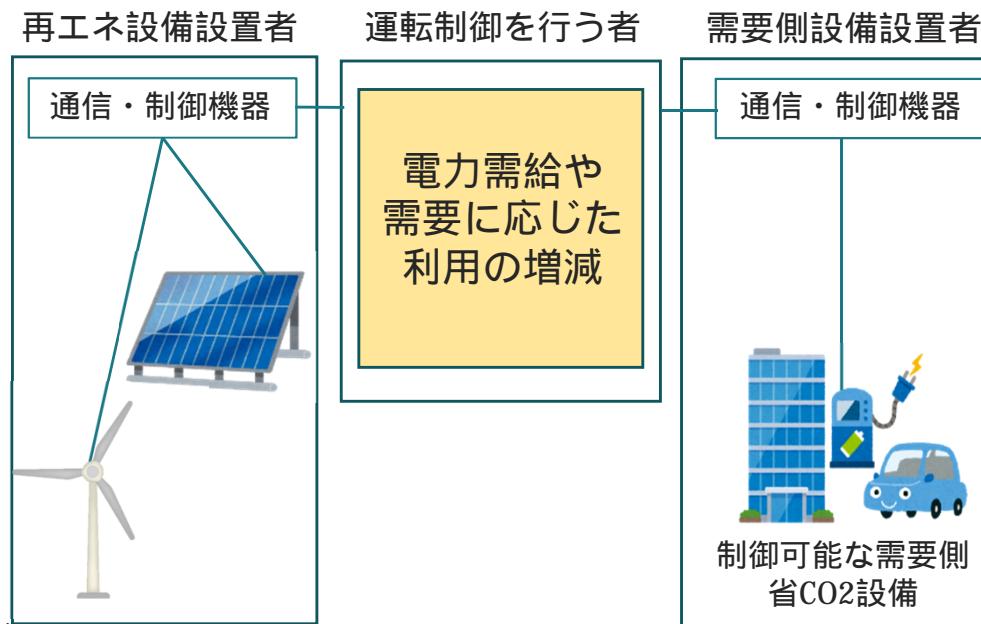
事業形態 間接補助事業 補助率 1 / 2 (一部上限あり)、 1 / 3
(電気事業法上の離島は、補助率 2 / 3 (一部上限あり)、 1 / 2)

補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（設備設置者）

実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

オフサイトより運転制御可能な省CO2型需要側設備



地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業



省CO₂と災害時のエネルギー確保が可能となる直流給電による建物間電力融通に係る設備等の構築を支援します。

1. 事業目的

- 建物間での直流給電システム構築に係る設備等の導入により、平時の省CO₂と災害時の自立運転を両立するシステムを構築し、地域における再エネ主力化とレジリエンス強化を同時に推進する。

2. 事業内容

一般的に直流給電システムは交流給電システムと比べて電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロスを低減できるため省CO₂とすることが可能であり、さらに太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため災害時に系統がブラックアウトした際にも効率的に自立運転させることが可能である。

このような直流給電システムを複数の建物間でつなぎ、構築することで、一定エリア内で平時は省CO₂を図りつつも、災害時には核となる避難拠点を形成できる。

そこで、複数の建物間をつなぎ、直流給電システムとすることで、一定エリア内で平時の省CO₂を図り、災害時に核となる避難拠点を形成する事業者に対して設備等の導入に係る計画策定や導入支援を行う。

3. 事業スキーム

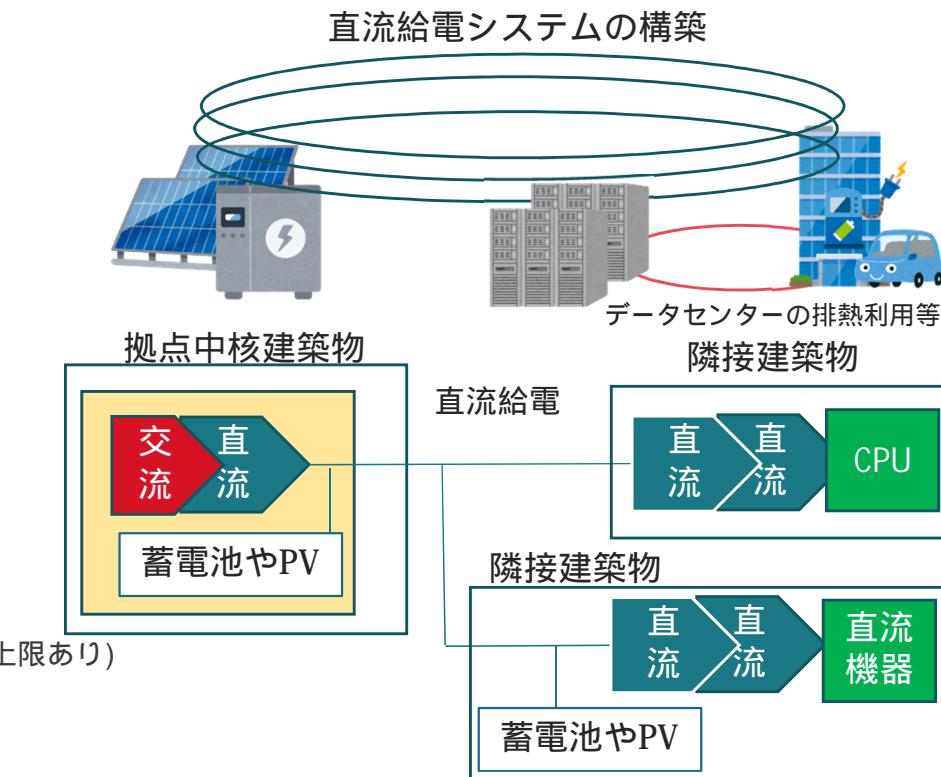
事業形態 間接補助事業（計画策定：定額、設備等導入：2 / 3 、1 / 2 ）（一部上限あり）

補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等

実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

建物間をつなぐ直流給電システム



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339

【令和2年度予算（案） 33百万円（33百万円）】

我が国の森林等の吸収減による吸収・排出量の適切な把握を目指す。

1. 事業目的

- ① 2030年目標の達成等のため、パリ協定下での吸収源に係る実施規則が我が国にとって適切なものとなるよう対応。
- ② 温室効果ガスインベントリにおける、我が国の吸収量を適切に把握。
- ③ 多様な吸収源のポテンシャルを検討。

2. 事業内容

パリ協定の実施に向け、現在、吸収源分野も含むパリ協定の実施細則に関する検討が行われている。また、我が国の吸収量を正確に把握すべく、継続してインベントリの作成・改善を行うことが必要である。

1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応

- (1) パリ協定における土地利用分野のアカウンティング（計上）の指針に関する国際交渉への対応
- (2) REDD+（途上国の森林減少・劣化の回避による排出の削減）の実施に関する政策的・技術的課題の検討および交渉

2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等

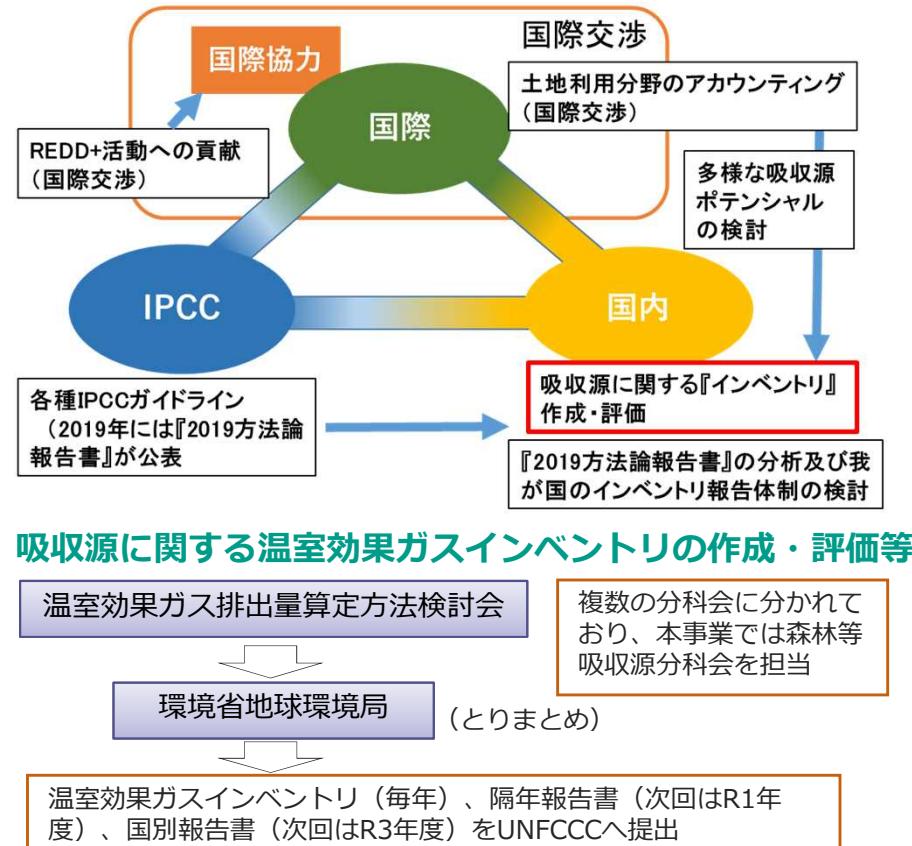
- (1) 吸収源分野のインベントリ作成・評価、算定方法の改善
- (2) 隔年報告書及び国別報告書の作成と審査への対応
- (3) 2019年方法論報告書の分析と我が国における対応の検討
- (4) 湿地ガイドライン・京都議定書補足ガイドラインの分析と我が国における対応の検討
- (5) 多様な吸収源についての国内外のポテンシャル評価・技術的課題の整理（バイオ炭及びブルーカーボンの検討含む）

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者
■実施期間	平成11年度～

お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素化イノベーション研究調査室 電話：03-5521-8247

4. 事業イメージ



脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和2年度予算（案） 7,300百万円（7,500百万円）】

【令和元年度補正予算（案） 300百万円】

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 省エネに取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの省エネ化及び脱フロン化を推進
- ② 一定の需要を生み出すことにより機器の低価格化を促進。競争力強化を通じた我が国メーカーによる地球規模での環境対策への寄与及び世界経済の牽引
- ③ フロン排出抑制法の取組強化と相まったフロン排出の大幅削減

2. 事業内容

業務用冷凍空調機器の冷媒には、特定フロン（HCFC）や代替フロン（HFC）が使用されているが、地球温暖化対策計画の目標達成のためには大幅な排出削減が必要。

HCFCは2019年末に生産全廃されており、HCFC機器からの早期転換が必要。さらに、モントリオール議定書改正等により、2036年までに85%分のHFCの生産及び消費の段階的削減が必要。

そのような中、HCFCやHFCを代替する技術として省エネ型自然冷媒機器の技術があるものの、イニシャルコストが高いことから現時点で自立的導入には至っていない。

仮に、自然冷媒への直接の転換が十分に行われない場合、将来的に脱フロン・低炭素化が遅滞するとともに、民間資金の二重投資になる恐れ。

そのため、この機を捉え、省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、一足飛びで脱フロン化・低炭素化を進めることが極めて重要であることから、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1／3）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

4. 事業イメージ

【事業スキーム】



（注）省エネ型自然冷媒機器

フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの



＜中央方式冷凍冷蔵機器＞

＜冷凍冷蔵ショーケース＞

国際パートナーシップを活用した高効率ノンフロン機器導入拡大等事業



【令和2年度予算（案） 189百万円（189百万円）】

我が国の高効率ノンフロン機器等の国際展開により、CO₂に加えフロン・ブラックカーボン等の削減に貢献する。

1. 事業目的

- ① フロン・BC^{*1}等の短寿命気候汚染物質(SLCP)に関する国際パートナーシップ(CCAC^{*2})のアジアでの活動を主導する。
- ② 我が国が持つ高効率ノンフロン機器等の優れた脱炭素技術・ライフサイクルマネジメントの国際展開をアジア各国の制度構築等の面から支援し、フロン・BC等のSLCPを国際的に削減、短期的な気候変動対策に貢献する。

*1：ブラックカーボン（Black Carbon）。非効率・不完全な燃焼で発生する。

*2：SLCP削減のための気候と大気浄化のコアリション（Climate and Clean Air Coalition to Reduce Short-Lived Climate Pollutants）

2. 事業内容

- (1) 短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金（138百万円）※拠出額は125万ドル
- (2) 高効率ノンフロン機器戦略的国際展開支援事業（51百万円）
 - ・我が国が世界をリードし、世界共通の重要課題であるフロンのライフサイクル全体にわたる総合的な対策を促すために、
 - ①フロン排出量や既存事業（国連開発計画(UNDP)・地球環境ファシリティ(GEF)等での実施事業）等の現状分析、適切な目標設定等を行い、
 - ②排出抑制の仕組み、CCAC等の国際機関の効果的な活用、本邦企業に裨益あるビジネスモデル等を含む戦略・ロードマップを作成する。
 - ・アジア地域を中心に国際社会に働きかけ、我が国の高効率ノンフロン機器、質の高いインフラ輸出につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金・委託事業
- 拠出先/委託先 SLCP削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）、民間団体等
- 実施期間 平成25年度～令和2年度

4. 事業イメージ

我が国の技術・経験を活かした、アジア地域における高効率ノンフロン機器の導入拡大によるエネルギー起源CO₂削減途上国でのルールメイキングによる本邦企業の国際展開支援



お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策担当参事官室 03-5520-8330

【令和2年度予算（案） 312百万円（258百万円）】

日本及び世界のフロン類の排出を抑制し、オゾン層保護及び地球温暖化を防止します。

1. 事業目的

- ① フロン排出抑制法の円滑な施行や今後の新たな制度構築等により、フロン類の排出量を大幅に削減し、我が国の地球温暖化対策目標の達成に貢献する。
- ② オゾン層保護法に基づきオゾン層の状況等の監視を継続することで、世界全体のオゾン層の保護等に貢献する。
- ③ フロンに関する我が国の優れた技術・制度を国際展開し、我が国のプレゼンスの確立・経済成長に資するとともに、世界全体でのフロン排出抑制・温室効果ガス削減に大きく寄与する。

2. 事業内容

特定フロンからの冷媒転換等に伴い、代替フロンの排出量は近年増大の一途をたどっている。フロン排出抑制法の着実な施行と附則に基づく5年後見直しによる制度構築の検討を通じて上流から下流までの対策により排出抑制を図る。

モントリオール議定書や国内担保法であるオゾン層保護法に基づく義務である、フロン濃度の測定及びオゾン層の状況等の監視・評価を実施する。

フロンの排出が増大している途上国への支援等を通じて、世界全体での代替フロン等の排出抑制と我が国の優れた制度・技術の国際展開を目指す。

具体的には以下の事業を行う。

- ① 脱フロン社会構築推進費
- ② 途上国におけるフロン排出抑制戦略策定支援費
- ③ オゾン層及びフロン類等状況評価検討費
- ④ フロン類の生産抑制及び排出抑制に向けた経済的手法の検討

※ 特定フロンや代替フロンの地球温暖化係数は二酸化炭素の数百倍から約1万倍超。

令和元年12月に開催されたCOP25を機に、我が国が呼びかけを行い、11の国・国際機関、10の国内企業・団体の賛同を得て、フルオロカーボン・イニシアティブを立ち上げた。

3. 事業スキーム

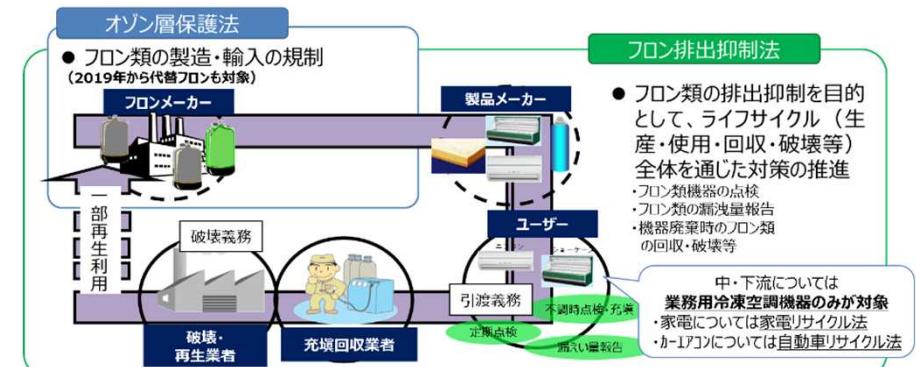
- 事業形態 ①直接執行・委託・請負 ②委託 ③委託 ④請負
- 請負・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 ①平成23年度～ ②令和2年度～令和6年度（予定）
 ③平成24年度～ ④平成26年度～令和6年度（予定）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話：03-5521-8329

4. 事業イメージ

国内におけるフロン対策の全体像

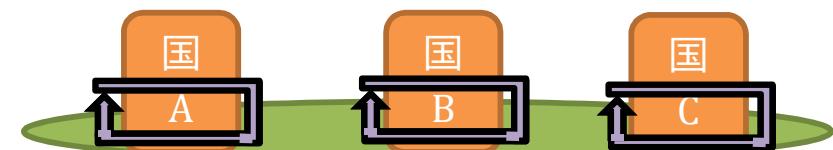
オゾン層保護法及びフロン排出抑制法を通じ、フロン類の上流から下流までライフサイクル全体での対策を講ずる



日本の制度・技術を国際展開！

途上国の戦略的フロン排出抑制支援

途上国のフロン排出抑制戦略の策定支援等により、関連制度の導入や排出削減が行われることを目指す



【令和2年度予算（案） 72百万円（52百万円）】

二国間クレジット制度（JCM）を推進するための事業を行います。

1. 事業目的

温室効果ガスの排出削減に関する知見・経験・ノウハウを活用して、途上国における代替フロン等の回収・破壊を実施するとともに、JCMを通じてクレジットを獲得します。また、JCMを適切に実施するための方法論策定等を実施します。

2. 事業内容

（1）MRV実施促進（委託）

- REDD+及び代替フロン等削減のプロジェクトに係る方法論・PDD・モニタリングレポートの策定、妥当性確認及び検証等のMRV手続きを適切に実施します。

（2）情報収集・普及（委託）

- 途上国ごとの情報や国連での議論・結論に関する最新情報及び日本政府による支援策に関する情報等を、Webサイト「炭素市場エクスプレス」において広く発信します。

- 民間企業等からの相談に応じる窓口を設置します。

（3）代替フロン等の回収・破壊（フロンJCM）（補助）【拡充】

- 途上国で大気中に放出されている代替フロン等（エネルギーCO₂以外の温室効果ガス）を、JCMを通じて回収・破壊することで、温室効果ガス排出量を削減します。途上国で回収・破壊スキームを構築し、我が国の脱フロン技術や製品が入りやすい環境をつくります。

3. 事業スキーム

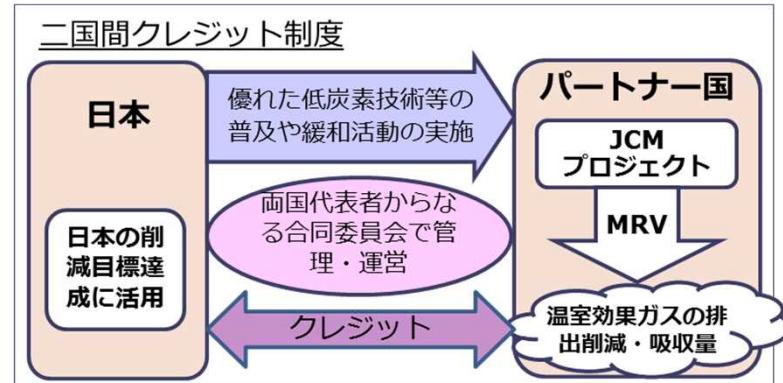
■事業形態 (1)(2)委託事業、(3)直接補助事業（定額）

■委託先・ 民間事業者・団体

■補助対象

■実施期間 平成16年度～令和12年度（予定）

4. 事業イメージ



専焼型破壊設備
(フロンJCM/ベトナムに導入予定)



【令和2年度予算（案）850百万円（865百万円）】

拡大する気候変動影響に対する各主体の適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応の取組を促進する。
- ③ 国際連携により、開発途上国における気候変動影響評価・計画策定を推進する。
- ④ 気候変動を踏まえて将来の台風に係る影響評価を実施し、激甚化する気象災害への対策の充実を図る。
- ⑤ 本邦事業者等の優れた適応に係る技術、製品、サービスの海外展開を支援する。
- ⑥ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

2. 事業内容

○気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。

そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。

○平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針・成長戦略にも盛り込まれている政府の重要課題である。

○環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。

- ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
- ・気候変動適応における広域アクションプラン策定事業（新規）
- ・国際連携による気候変動影響評価・計画策定促進
- ・気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業（新規）
- ・適応策のPDCA手法確立調査事業
- ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等
- 実施期間 平成18年度～令和7年度（予定）

お問合せ先： 地球環境局 総務課 気候変動適応室 電話： 03-5521-8242

4. 事業イメージ

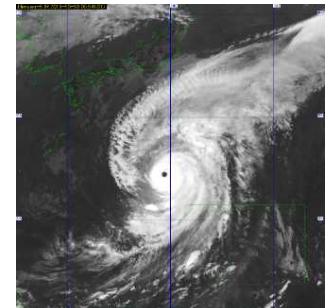
○気候変動適応における広域アクションプラン策定事業 (新規)



- ・全国7地域の広域協議会及び分科会活動を実施。地方公共団体の区域を超えた気候変動影響に対し、構成員が連携して適応策を検討。
- ・地域の重要課題については、各分野の施策間のトレードオフ等を回避し、コベネフィットを考慮した幅広い視点で適応策を検討し、アクションプランを策定。

○気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業 (新規)

- ・地球温暖化に伴い強い台風が増加するリスクがある。災害のさらなる激甚化が懸念されており、適応策は待ったなしの状況。
- ・将来の気候変動を踏まえた台風の影響評価を行い、適切な適応策を実施するために必要となるデータを整備。



令和元年台風19号
(ひまわり8号赤外画像、気象庁提供)

【令和2年度予算（案） 139百万円（139百万円）】

熱中症対策を推進する。

1. 事業目的

- ① 熱中症対策の推進に向けた知見の収集や、現在の課題・今後の対応について評価・検討を行う。
- ② 効果的な熱中症対策をとりまとめ、普及啓発資料の作成・配付やイベント等を通じて周知を図る。

2. 事業内容

熱中症は死に至る可能性のある非常に重篤な病態であるが、適切に対処することで予防することができることから、熱中症予防策の普及啓発はますます重要となっている。そのために、本事業においては以下の事業を実施する。

- ・熱中症に係る啓発資料作成事業
- ・熱中症対策に係る指導者養成事業
- ・熱中症予防強化月間における熱中症予防事業
- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業
- ・熱中症予防対策ガイダンス策定事業

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者・団体
■実施期間	平成24年度～

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境安全課 電話：03-5521-8261

4. 事業イメージ

- イメージ1：熱中症に関する普及啓発資料の例
- ・熱中症環境保健マニュアル2018
 - ・夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2019
 - ・外国人向け熱中症対策リーフレット



- イメージ2：熱中症対策の周知に向けたイベントの例

- ・熱中症予防対策シンポジウム
- ・熱中症予防強化月間



WBGT（暑さ指数）の認知度向上・活用促進、発信体制の強化、暑熱対策の推進を実施します。

1. 事業目的

- ①WBGT（暑さ指数）の認知度向上・行動変容に繋がる情報発信のあり方の検討
- ②暑熱対策分野の適応策推進
- ③熱中症予防情報の発信体制の強化

2. 事業内容

近年、気候変動やヒートアイランド現象等による気温上昇に伴い人への暑熱ストレスが増大しており、暑熱回避行動の促進、熱中症予防情報の提供が重要性を増している。

- ① WBGT（湿球黒球温度：「暑さ指数」）を活用した暑熱回避行動の促進のため、WBGTが熱中症の危険度を示す指標であることが理解されるよう、情報発信方法の見直し、報道との連携等により認知度の向上を図る。また、熱中症搬送者数データとの相関を分析・発信するなど、行動変容を促す情報発信のあり方を検討する。
- ② 政府の「気候変動適応計画」等の策定の参考となるよう知見の収集やとりまとめ、検証を行った暑熱対策の情報を発信。
- ③ 平成30年7月豪雨等を踏まえ、災害時でもWBGT（暑さ指数）や熱中症の予防方法、対処方法等の情報を提供出来るよう、熱中症予防情報の発信体制の強化を行う。また、面的なWBGT（暑さ指数）の情報提供について検討する。

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者・団体／研究機関
■実施期間	平成18年度～

4. 事業イメージ

- ①WBGT（暑さ指数）の認知度向上



WBGT (暑さ指数)	
(赤) 危険	: 31°C ~
(橙) 嚙重警戒	: 28~31°C
(黄) 警戒	: 25~28°C
(水) 注意	: 21~25°C
(青) ほぼ安全	: ~21°C

- ②暑熱対策の推進



- ③熱中症予防情報サイト



いぶき（GOSAT）シリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等

【令和2年度予算（案）（一般分）185百万円（85百万円）（特会分）1,995百万円（1,890百万円）】

【令和元年度補正予算（案）（一般分）5,000百万円】



温室効果ガス観測技術衛星GOSATシリーズによる世界の温室効果ガス排出量の特定と透明性向上を目指す

1. 事業目的

- ① GOSATシリーズにより世界の温室効果ガス(GHG)濃度の分布状況とその時間的変動を継続的に監視する体制を維持・強化するため、「温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）」を開発する。
- ② グローバル・ストックテイクへの貢献を目指し、客觀性の高い独立した排出量検証手法を実証し確立する
- ③ 各国が自らGOSATシリーズの観測データを用いてGHG排出量の比較評価を行えるよう、世界をリードして国際標準化を図るとともに各国への技術支援を行う

2. 事業内容

1. GOSATシリーズによる継続観測

- ・世界初のGHG観測専用衛星GOSAT(2009年打上げ)のミッションを発展的に継承したGOSAT-2(2018年打上げ)の継続運用を行う。また2028年の第2回グローバル・ストックテイクを見据え、宇宙基本計画に基づき文科省と共同で世界でも先駆的なGOSAT-GW衛星観測システムの開発を行い、温室効果ガス排出源の特定と排出量の推定精度向上を目指す。

2. 排出量検証に向けた技術高度化

- ・衛星データ等を用いた濃度算出アルゴリズムの高度化を図るとともに、GHG排出量推計精度の評価を目的とした実証実験を実施する

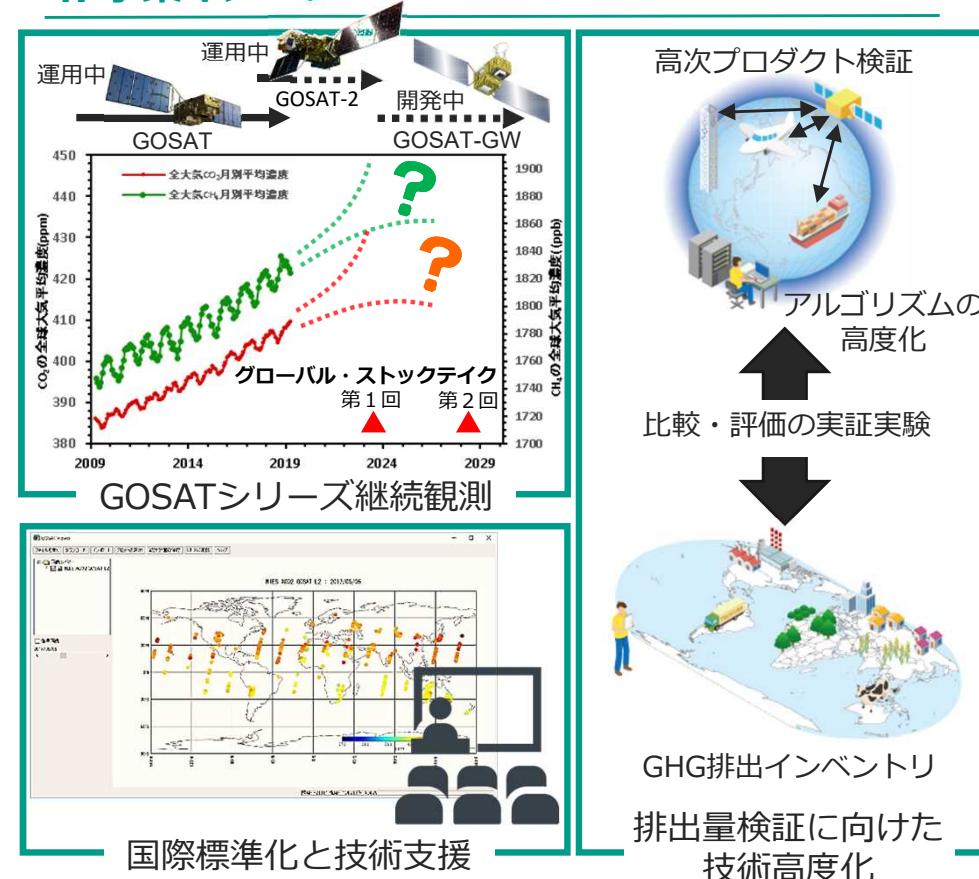
3. 国際標準化と技術支援による国際貢献

- ・各国の宇宙機関との相互評価、地上観測データとの比較検証に基づき国際標準化を図るとともに、途上国への技術支援を実施する

3. 事業スキーム

- | | |
|---------|-----------|
| ■事業形態 | 委託事業、請負事業 |
| ■委託・請負先 | 民間事業者・団体等 |
| ■実施期間 | 平成26年度～ |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室 電話：03-5521-8247

二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）



【令和2年度予算（案） 9,687百万円（8,100百万円）】

- ①優れた脱炭素技術等を活用したCO2排出削減設備・機器を途上国へ導入する事業者に、設備補助を行います。
②脱炭素技術の国際展開により、途上国と協働し双方に裨益あるイノベーション（コ・イノベーション）を創出します。

1. 事業目的

- ① 優れた脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現するとともに、その削減分が我が国の約束草案の目標達成に貢献する。また、優れた脱炭素技術等の途上国における水平展開を促進し、実質的な排出削減に貢献するとともに、海外における脱炭素技術等の市場を拡大する。
- ② 我が国の質の高い脱炭素技術・製品を途上国向けにカスタマイズし、システム化・複数技術パッケージ化等を通じて途上国と協働し、双方に裨益あるイノベーション（コ・イノベーション）を創出・普及する。

2. 事業内容

①二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）

パリ協定の目標達成のためには、途上国を含む世界全体の大幅な排出削減が必要です。民間活力を活用し、コスト制約や導入実績がないため導入が進んでいない優れた脱炭素技術等を導入するプロジェクトに対し支援を行うことで、途上国の脱炭素社会への移行等を実現します。

- パートナー国で、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出を削減する設備・機器の導入を行う事業者に対し、当該事業費（初期コスト）の一部（最大補助率1／2）を補助。
- 設備等の導入後、プロジェクト登録、削減量の測定・報告・検証（MRV）の実施及びクレジットの発行を行い、その1/2以上を日本国政府の口座へ納入。

②コ・イノベーションによる途上国向け脱炭素技術創出・普及事業

経済・社会システム、ライフスタイルの変革につなげるべく、我が国の優れた脱炭素製品・サービスの途上国に適したリノベーションを行います。

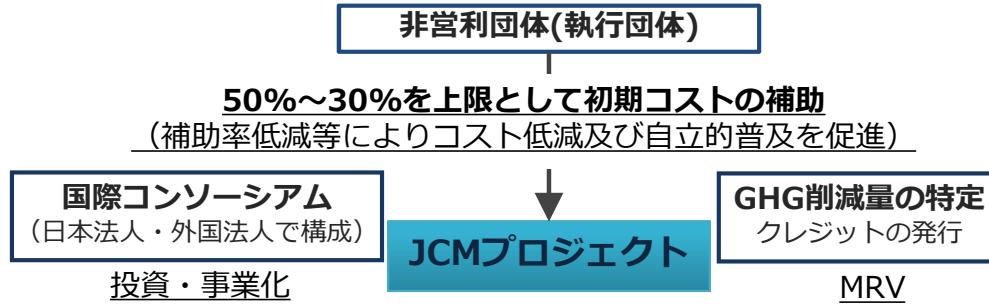
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業（補助率3／10～1／2以内）
②間接補助事業（補助率：2/3以内）
- 補助対象 ①補助事業：民間事業者・団体等、②補助事業：民間事業者・団体等
- 実施期間 ①平成25年度～令和12年度、②令和元年度～5年度

お問合せ先： ①環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 電話：03-5521-8246
②環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策担当参事官室 電話：03-5520-8330

4. 事業イメージ

①のスキーム及び脱炭素技術の設備・機器の導入例



【令和2年度予算（案） 1,000百万円（1,000百万円）】

優れた低炭素技術の途上国への導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 二国間クレジット制度（JCM）などを活用した個別プロジェクト支援により、途上国の最先端の低炭素社会への移行を支援。
- ② 世界全体での抜本的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行うと同時に、優れた環境技術の途上国における導入を促進する。

2. 事業内容

アジアの途上国においては、今後社会インフラの整備が急速に進むと考えられ、低炭素型の社会インフラ整備を行うことが極めて重要。

「環境インフラ海外展開基本戦略」（平成29年7月）や「海外展開戦略（環境分野及びリサイクル分野）」（平成30年6月）に基づき、二国間クレジット制度（JCM）などを活用した個別プロジェクトを支援。

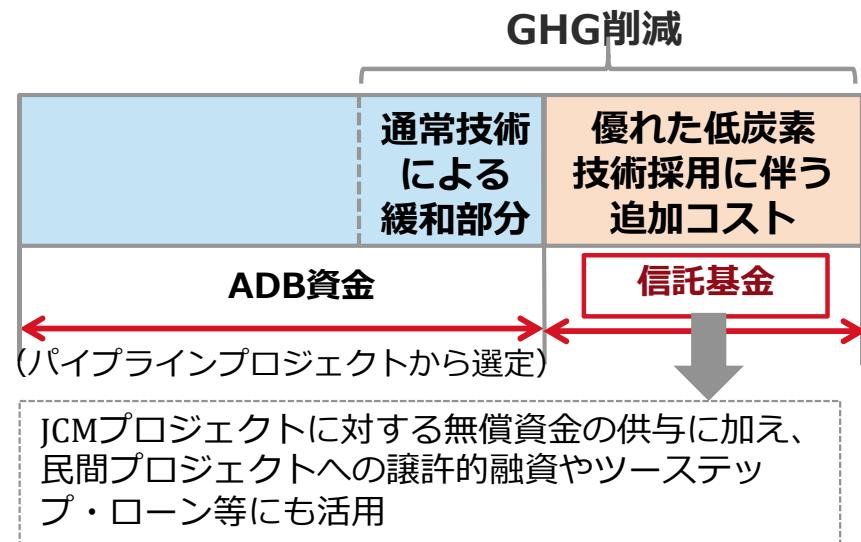
具体的には、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった優れた低炭素技術の採用をADBの社会インフラ・プロジェクト（信託基金）により追加コストを支援することで、最先端の低炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。

優れた低炭素技術が、通常技術と比べライフサイクルコストの観点で経済的・社会的に優れていることを明らかにすることで、途上国側の市場の障壁を下げ、アジア地域における市場拡大・普及展開につなげる。

3. 事業スキーム

■事業形態	拠出金
■拠出先	アジア開発銀行信託基金
■実施期間	平成26年度～

4. 具体的なイメージ



<具体的な低炭素技術の事例>

- ・ 高効率排水処理設備（水分野）
- ・ 廃棄物発電技術（都市分野）
- ・ 高効率蓄電池システム（エネルギー分野）
- ・ 高効率送電線（エネルギー分野） 等

【令和2年度予算（案）459百万円（327百万円）】

我が国のこれまでの経験や技術を活かした環境分野での途上国支援をします。

1. 事業目的

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)のもと、具体的な技術協力等を進めるとともに、日中韓やASEAN等の枠組みを活用し、途上国環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献。
- ② インフラシステム輸出戦略に基づき、環境インフラの海外展開を官民一体で推進。

2. 事業内容

○環境インフラの海外展開等の促進

- ・二国間政策対話、フォーラム等を活用したトップセールスの実施
- ・途上国に対する制度から技術、ファイナンスまでのパッケージ支援

○都市間連携によるSDGs実施支援

- ・我が国が強みを持つ低炭素技術や廃棄物・リサイクル等の分野において、効果的な途上国支援を行うための戦略の検討

○日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びTEMMプロジェクトの推進

- ・地域及び地球規模の環境問題に関する日中韓における協力強化

○環境協力覚書に基づく二国間協力等の戦略的な推進

○海洋プラスチックごみ削減のための途上国支援

- ・海洋プラスチックごみナレッジ・センター※の運営支援等、「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」に基づくASEAN地域への協力推進

※2019年10月、海洋プラスチックごみに関する各国の対策や先進的な取組の情報集約、

アジア地域での情報発信・共有や環境意識の啓発等を通じて国や地域レベルでの協力を促進するため、ERIA（東アジア・アセアン経済研究センター）内に設立

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業・拠出金
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～（終了時期未定）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 電話：03-5521-8248

4. 活用事例

事例1：日本・ベトナム環境ウィーク



今年1月にベトナム天然資源環境省と共に「日本・ベトナム環境ウィーク」において、第5回環境政策対話、環境インフラ技術セミナー等を開催。

事例2：第21回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM21）



今年11月にTEMM21が北九州市で開催され、三カ国の環境大臣が、地域及び地球規模の環境問題に関する率直な意見交換を行い、今後の共同行動計画について議論。

中間貯蔵施設の整備等



【令和2年度予算（案） 402,490百万円（208,127百万円）】

【令和元年度補正予算（案） 150,000百万円】

中間貯蔵施設の整備等を行います。

1. 事業目的

福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理する中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資することを目的とする。

2. 事業内容

令和3年度末までに、福島県内に仮置きされている除染で発生した除去土壌等（帰還困難区域を除く）のおおむね搬入完了を目指しており、引き続き、必要となる中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の輸送を実施する。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用に関する実証事業等を実施する。

＜主な内訳＞

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| ・中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得 | 81億円 |
| ・中間貯蔵施設の建設、管理運営、除去土壌等の輸送等 | 3,843億円 |
| ・県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等 | 99億円 |
| ・関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 | 2億円 |

3. 事業スキーム

- | | |
|---------|-----------|
| ■事業形態 | 請負事業、委託事業 |
| ■請負、委託先 | 民間事業者・団体等 |
| ■実施期間 | 平成23年度～ |

4. 事業イメージ

中間貯蔵施設の整備

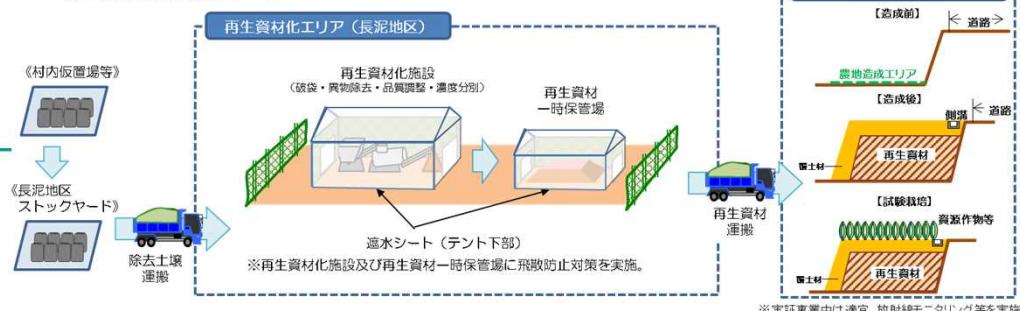


輸送車両の走行状況



再生利用の実証事業

（参考）実証試験イメージ



【令和2年度予算（案） 56,614百万円（118,686百万円）】

面的除染完了後の事後処理を実施します。

1. 事業目的

除染により生じた除去土壤等の仮置場での適正な処理、中間貯蔵施設に搬出し終えた仮置場の原状回復、除染廃棄物の焼却による減容化、除染後の適切なフォローアップ等、面的除染終了後の対応を着実に実施する。

2. 事業内容

（1）除染特別地域における除去土壤等の適正管理・搬出等

45,978百万円（68,081百万円）

〔仮置場における除去土壤等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

（2）地方公共団体による除去土壤等の適正管理・搬出等に対する財政措置

10,636百万円（50,605百万円）

〔仮置場等における除去土壤等の管理、搬出（端末輸送）・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

（参考）

福島県内の仮置場の総数約1,300箇所から令和3年度末までにおおむね搬出完了することを目指し、その間の仮置場の適正な管理及び搬出後の原状回復を実施。

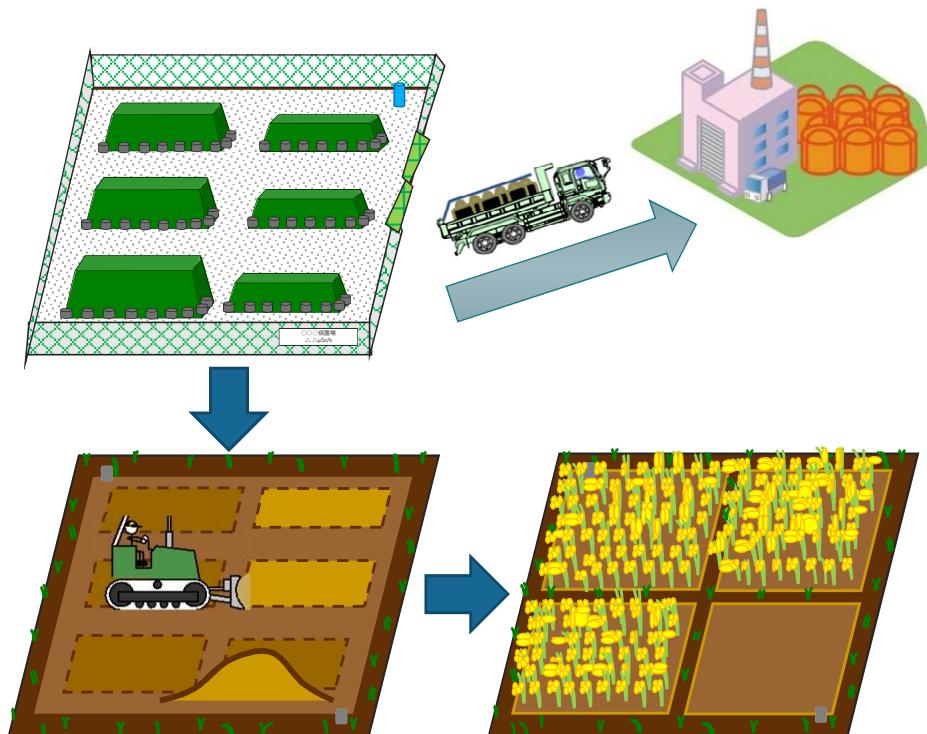
3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業／直接補助事業／直接補助事業（基金）

■請負補助対象 民間事業者／地方自治体／福島県

■実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 67,278百万円（86,941百万円）】

特定復興再生拠点の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

福島復興再生特別措置法に基づき、各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内における家屋等の解体・除染を行う。

2. 事業内容

帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むため、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域）の復興及び再生を推進するための計画の認定制度の創設を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が2017年5月に成立した。

同法に基づき、各市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた認定計画に基づいて、特定復興再生拠点区域の除染や家屋解体等の廃棄物の処理事業を実施する。

（参考）

双葉町、大熊町、葛尾村については令和4年春まで、浪江町、富岡町、飯館村については令和5年春までの避難指示解除に向けて、家屋等の解体・除染を推進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

4. 事業イメージ

各市町村が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成

内閣総理大臣が復興再生計画を認定

認定復興再生計画に基づく
除染・廃棄物処理事業等を実施

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



【令和2年度予算（案） 105,924百万円（105,383百万円）】

放射性物質汚染対処特措法に基づき放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めます。

1. 事業目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特措法」及びその「基本方針」に基づき、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）等の処理を着実に推進する。

2. 事業内容

○対策地域内廃棄物の処理

163億円

対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理等を行う。

○指定廃棄物等の処理

281億円

福島県内の指定廃棄物の処理を行う。また、県外の指定廃棄物を集約して処理するため、長期管理施設等の整備に向けた取組を推進する。

○特定廃棄物の埋立処分

575億円

既存管理型処分場を活用し、県内の特定廃棄物の埋立処分等を行う。

○農林業系廃棄物等の処理

35億円

農林業系廃棄物処理等に要する費用を補助する。

○廃棄物処理施設モニタリング

5億円

特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等に要する費用を補助する。

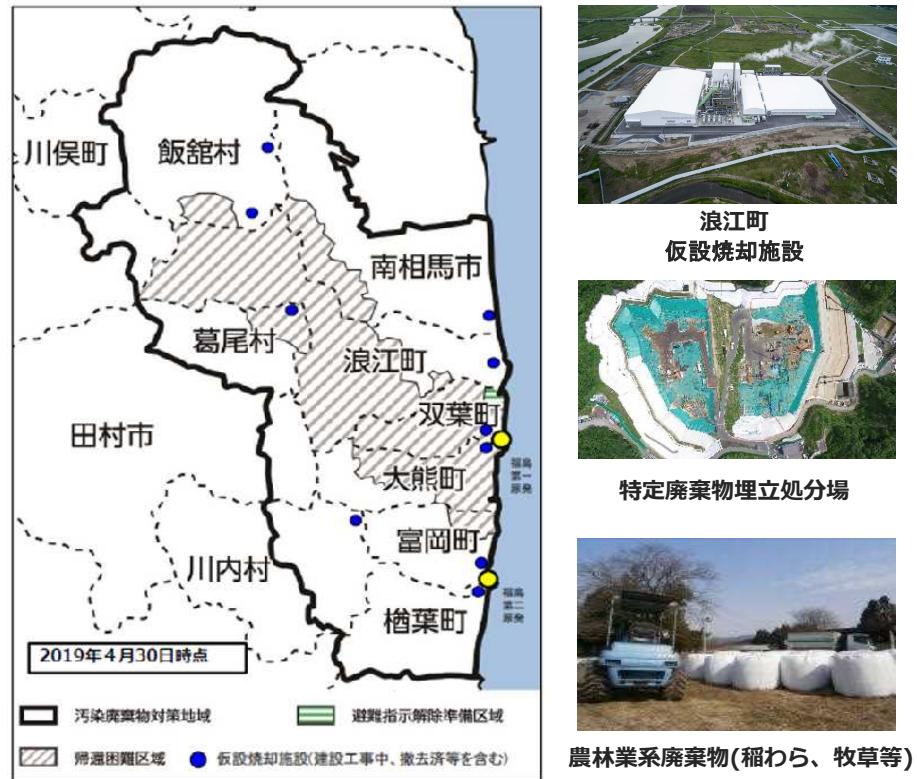
3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業（対策地域内廃棄物・指定廃棄物の処理・埋立処分）

直接補助事業（農林業系廃棄物等・廃棄物処理施設モニタリング）

■実施期間 平成23年度～

4. 汚染廃棄物対策地域の状況



帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業（復興庁関連事業）



【令和2年度予算（案） 418百万円（418百万円）】

帰還困難区域内の鳥獣被害を軽減・防止し、避難されている住民の方々の円滑な帰還の促進を目指します。

1. 事業目的

- ① 帰還準備や帰還後の生活及び地域経済再建に支障となる帰還困難区域等における野生鳥獣の生息動向を把握する。
- ② 帰還困難区域内においてイノシシ等野生鳥獣の捕獲を行い、避難されている方々の円滑な帰還の促進を寄与する。
- ③ 福島県や避難12市町村が進める避難指示区域内外の鳥獣対策と連携して実施する。

2. 事業内容

帰還困難区域内等において、狩猟や被害防止目的の捕獲を行うことができない状況などから、野生鳥獣の人里への出没が増加しています。

このため、帰還困難区域内の野生鳥獣をこのまま放置すれば、帰還準備や帰還後の生活及び地域経済の再建に大きな支障が生じることから、イノシシ、アライグマ、ハクビシン等野生鳥獣の捕獲等の対策を行います。

- 鳥獣の生息状況調査：カメラトラップ調査、GPSを用いた行動圏調査など
- イノシシ等の捕獲

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
イノシシ	204頭	381頭	286頭	588頭	758頭	949頭
アライグマ	—	—	—	188頭	568頭	849頭
ハクビシン	—	—	—	46頭	92頭	128頭

- 捕獲個体の処理：中間処理(軟化処理)、最終処分(焼却処理)

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ



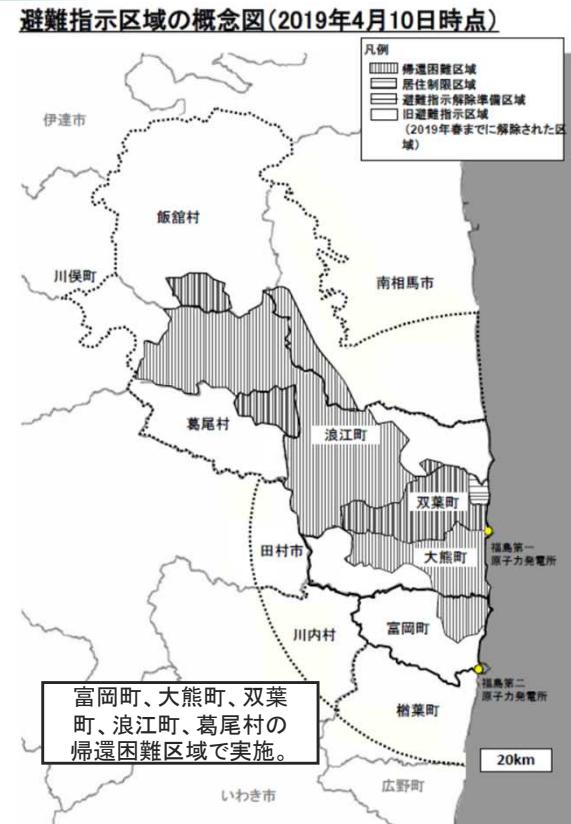
捕獲対策



捕獲個体の
軟化処理



焼却処理



お問合せ先： 環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

脱炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業



【令和2年度予算（案）400百万円（400百万円）】

「まち・暮らし創生」に地域循環共生圏の観点をビルトインした「復興×脱炭素まちづくり」を支援します。

1. 事業目的

東日本大震災から8年が経過し、復興の新たなステージに向けて、福島特措法に基づく復興再生拠点等を対象として、環境再生事業と連携しつつ、脱炭素や、地域循環共生圏、SDGsの視点を最大限ビルトインした「復興×脱炭素まちづくり」を大胆に実行する。

2. 事業内容

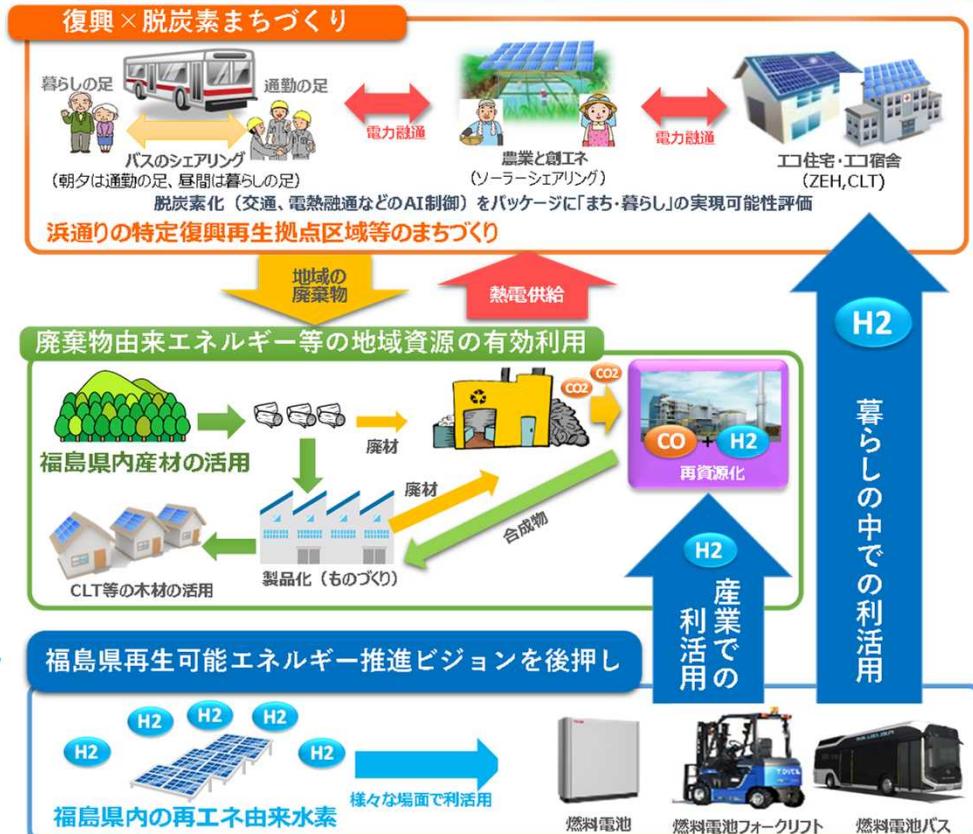
特定復興再生拠点区域等のエリアを対象として「まち、暮らし創生」の視点に着目し、再エネの有効活用や脱炭素技術の導入推進、地域コミュニティの活性化、安全・安心の確保、高齢者対策等の事業実現性、課題の抽出等のFSを実施する。

- ① 「復興×脱炭素まちづくり」にかかるFS調査の支援。
モビリティー・住宅・農業等の
 - ・様々な脱炭素技術を実現した場合の町全体のCO₂削減効果の評価・検証
 - ・脱炭素化（交通、電熱融通などのAI制御）をパッケージに「まち・暮らし」の実現可能性評価（小規模実証を含む）の検証。
- ② 廃棄物の適正処理及び廃棄物由来エネルギー等の地域資源を有効利用する事業に係る計画の策定を支援。
- ③ 「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」を後押しする取組や連携の推進。（政府の「福島イノベーション・コスト構想」とも連携）

3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業
■委託先	民間事業者・団体
■実施期間	平成30年度～令和2年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 特定廃棄物対策担当参事官室 電話：03-3581-2788

地域脱炭素投資促進ファンド事業



【令和2年度予算（案）4,800百万円（4,600百万円）】

再生可能エネルギー発電事業等の脱炭素化プロジェクトに出資します。

1. 事業目的

- ① 一定の採算性・収益性が見込まれる脱炭素化プロジェクトに地域の民間資金を呼び込むため出資により支援する。
- ② 民間だけでは進んでいない脱炭素社会の構築に資する事業の課題を克服し、普及を促進する。
- ③ 地域における資金循環の円滑化を図り、脱炭素社会の創出と地域活性化を同時に実現する。

2. 事業内容

- ① 基金設置法人に対し補助金を交付し、同法人が「地域脱炭素投資促進ファンド」（基金）を運営する。
- ② 地域脱炭素投資促進ファンドからの支援は以下の通り。

1. 対象事業

- 二酸化炭素排出量の抑制・削減につながるもの
- 地域の活性化に資するもの
- 民間だけでは必要な資金を調達できない脱炭素社会の構築に資する事業
(例えば、設備稼働までリードタイムが長期に及ぶ等事業リスクが高い
ケース、金融機関の事業性評価の知見が不足しているケース等)

2. 出資先

- 対象事業を行う事業者（対象事業者）

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（基金）
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

お問い合わせ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 1,300百万円（1,331百万円）】

研究事業等を通じて、原子力被災者に適切な健康管理を講ずるとともに、健康不安の解消を図ります。

1. 事業目的

- ① 放射線の健康影響に係る知見の充実を図る。
- ② 研修会による自治体支援、車座集会によるリスクコミュニケーション等を通じ、帰還後の放射線不安解消を図る。
- ③ 甲状腺検査に係る検査者等の育成を行う。
- ④ 放射線健康影響に関する基礎資料の改訂等を行うとともに、風評払拭を図るための正確で効果的な情報発信を行う。

2. 事業内容

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえ、①放射線の健康影響に係る調査研究、②特定復興再生拠点区域の一部先行解除を念頭においたリスクコミュニケーション事業、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」に係る人材育成、④放射線の健康影響等に関する情報収集・対策等を推進しています。
- 令和2年度においては、上記4事業の着実な実施に加え、特に以下の2点を強化します。
 - ①放射線の次世代への影響等に関する正確な情報発信
 - ②ポータルサイトのスマート版コンテンツの作成及び外国人向け情報発信

3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業／請負事業
■委託／請負先	民間事業者・団体
■実施期間	平成29年度～

4. 事業イメージ

【調査研究(公募)】

- ① 放射線被ばくの線量評価等に関する研究
- ② 放射線による健康影響の解明等に関する研究
- ③ 放射線による健康不安対策の推進に関する研究 等

【リスクコミュニケーション事業】

- ①自治体職員等への研修等
- ②住民セミナー等を通じた住民の理解促進
- ③相談員支援センターによる支援

【甲状腺検査の充実等】

- ①甲状腺検査に係る人材育成
- ②甲状腺検査実施機関の質的・量的な拡充支援

統一的な基礎資料の改訂、情報発信



住民等の
健康確保
不安解消

省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業



【令和2年度予算（案） 4,320百万円（3,330百万円）】

省CO₂型リサイクル等設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① アジア全体に拡大する廃プラスチックの禁輸措置に加え、令和元年5月に採択されたバーゼル条約の規制対象に汚れた廃プラスチックが加えられることへの対応及び令和元年5月に策定されたプラスチック資源循環戦略を踏まえ、国内の省CO₂型プラスチックリサイクル設備の整備を行います。
- ② 上記とともに、再生可能エネルギー設備等の低炭素製品のリサイクル設備への支援を行い、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指します。

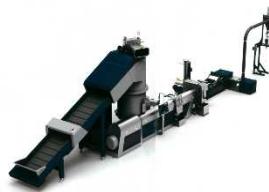
2. 事業内容

- ・プラスチック・低炭素製品等に係る高度リサイクル等の省CO₂型設備（トップランナー）への補助

（対象設備例）



廃プラの選別設備



ペレット化設備



太陽光パネルリサイクル設備



炭素繊維強化プラスチックリサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 補助対象 民間団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 事業イメージ

現状

混合収集
(分別なし)

↓
簡易選別

↓
破碎/プレス

↓
主に中国に輸出

廃プラスチック輸出
約150万トン/年

汚れたプラスチックは
バーゼル条約規制対象
(令和3年1月～)

今後の方向性

分別収集

↓
高度選別

↓
洗浄

↓
原材料化

↓
国内循環

↓
プラスチック
資源循環戦略
(令和元年5月)

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

国立公園等の優れた自然風景地等の保護及び利用の推進と、中長期的な視点による効率的な施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ①国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ②「明日の日本を支える観光ビジョン構想（平成28年3月）」を踏まえた国立公園等における、外客受入環境整備
- ③国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生
- ④施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園施設等の整備事業
- ・ 自然公園施設等の緊急対策【国土強靭化】事業
- ・ 自然公園等施設における気候変動、防災・減災対策の実施
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区の保全事業
- ・ 国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
 ①請負事業：■民間、③補助事業：■（地方自治体）

■実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：利用施設の整備



国立公園の利用拠点におけるビジターセンターの整備
(阿蘇山上ビジターセンター)

事例2：気候変動ならびに防災・減災対策の実施



利用施設における再生可能エネルギーの利用の促進と蓄電池の設置による非常用電源の確保

事例3：長寿命化対策



施設の長寿命化計画に基づく対策（外壁補修）の実施

【令和2年度予算（案）59,123百万円（61,500百万円）】

【令和元年度補正予算（案） 48,320百万円】

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ①市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ②平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③災害時のための廃棄物処理施設の強靭化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、本交付金、補助金による支援が不可欠である。また、今後は災害対応の観点も含め、施設自体の耐水対策や停電時の廃棄物受入対応、充電設備の整備にも力点を置いて支援を行い、災害時のライフラインの確保及びエネルギーセンターとしての活用も図る必要がある。具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1／3（一部1／2）、定額）
- 交付対象 市区町村等、民間事業者
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備



「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より嵩上げすることで施設への浸水被害を回避

（参考）

- ・平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による更新需要が増大。
- ・令和2年度予算及び令和元年度補正予算の合計1,074億円を確保することで、市町村等からの要望に対応。

【令和2年度予算（案） 25,950百万円（25,950百万円）】

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO₂の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
- ② 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

2. 事業内容

東日本大震災と原子力発電所の事故を起因としたエネルギー需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入や省エネ効果に優れた先進的設備の導入支援が必要である。具体的に、以下の事業の一部を補助する。

(1) 交付金

- ・新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3交付
- ・改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）：1/2交付
- ・計画・調査策定（計画支援・長寿命化・集約化）：1/3交付

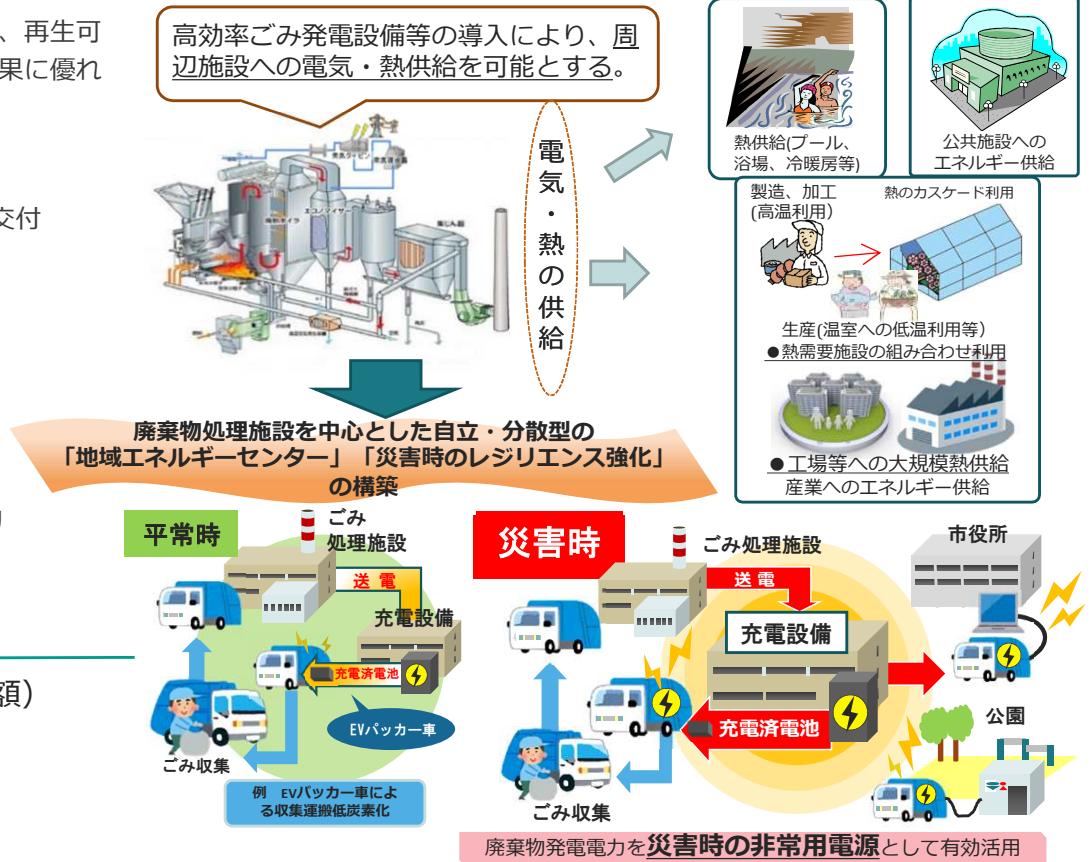
(2) 補助金

- ・新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3補助
- ・改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2補助
- ・電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2補助
(災害時の非常用電源となるEV収集車：差額の2/3補助、蓄電池：1/2補助)
- ・熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備：1/2補助
- ・廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金・間接補助事業（交付・補助率1/2、1/3、定額）
- 対象 市町村等・民間事業者
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



廃棄物処理システムにおけるエネルギー利活用・脱炭素化対策支援事業



【令和2年度予算（案） 300百万円（300百万円）】

廃棄物処理工程一連で廃棄物エネルギー利活用・脱炭素化を促進する廃棄物処理システムを構築します。

1. 事業目的

- ① 地域の特性に応じた最適な一連の廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO₂対策を検証・提案してガイダンスを策定する。また、市区町村が地域のエネルギーセンター化を進めていく上で効率的な情報収集の仕組みを構築する。
- ② 市町村の一般廃棄物収集運搬業務において、先端的な情報通信技術等を活用した収集運搬ルートの効率化・最適化モデル事業を実施し、その成果を市町村へ水平展開し、脱炭素化の取組を進める。

2. 事業内容

○2015年のパリ協定を受けて、2030年度の温室効果ガス排出量を26%削減するため、廃棄物分野においても一層の脱炭素・省CO₂対策が喫緊の課題となっている。そこで廃棄物処理システム全体の脱炭素化・省CO₂対策を促進するため、各種検討調査を行いガイダンスを策定する。また、今後、廃棄物処理施設の更新時期を迎える市区町村等に対し地域エネルギーセンター化の気運を醸成するための取組を行い、脱炭素化・地域経済の活性化を進める。

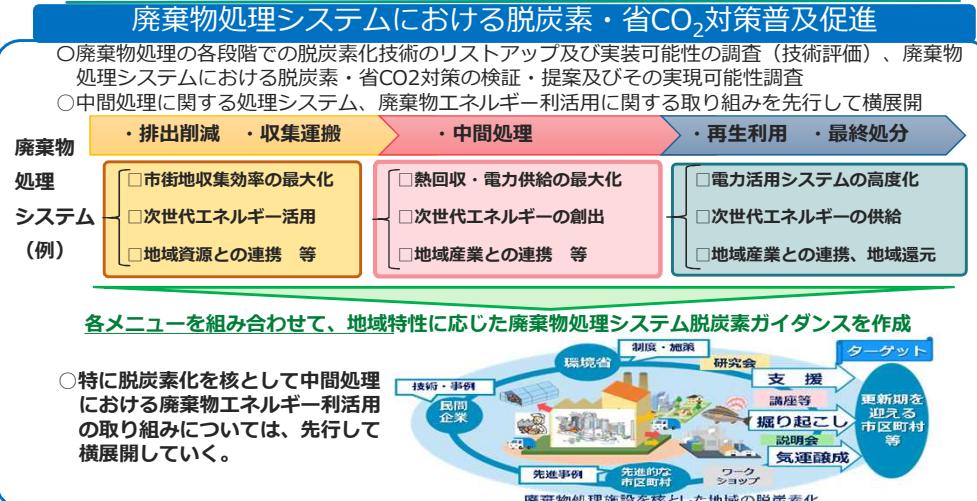
○国内全体の労働力人口が減少し、担い手不足等が課題となっている中、IoT・AI等を活用した収集作業ルートの効率化・ごみ集積所の最適化システムの構築を行い、脱炭素化や担い手不足の解消を図るモデル事業を実施する。

- ①廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO₂対策普及促進事業
(技術評価・ガイダンス策定・プッシュ型周知事業) (220百万円)
- ②先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理システム脱炭素化支援事業
(収集運搬ルート等の最適化・効率化モデル事業) (80百万円)

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|--------------|
| ■事業形態 | 委託事業 |
| ■委託先 | 民間団体 |
| ■実施期間 | 平成30年度～令和3年度 |

4. 事業イメージ



地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進業務



【令和2年度予算（案） 22百万円（22百万円）】

地域に多面的な価値を創出する廃棄物処理施設の整備を促進するための検討を行います。

1. 事業目的

- ① 次期施設整備事業の中で廃棄物処理施設を核とした地域振興策、防災拠点としての活用等を計画している事例の調査・分析を行う。
- ② 地域に多面的な価値を創出する廃棄物処理施設の整備を推進するためのガイドンスを作成、周知し、これを活用した施設整備を促進する。

2. 事業内容

平成30年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画（計画期間：2018年度～2022年度）においては、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備が重要であることが謳われている。

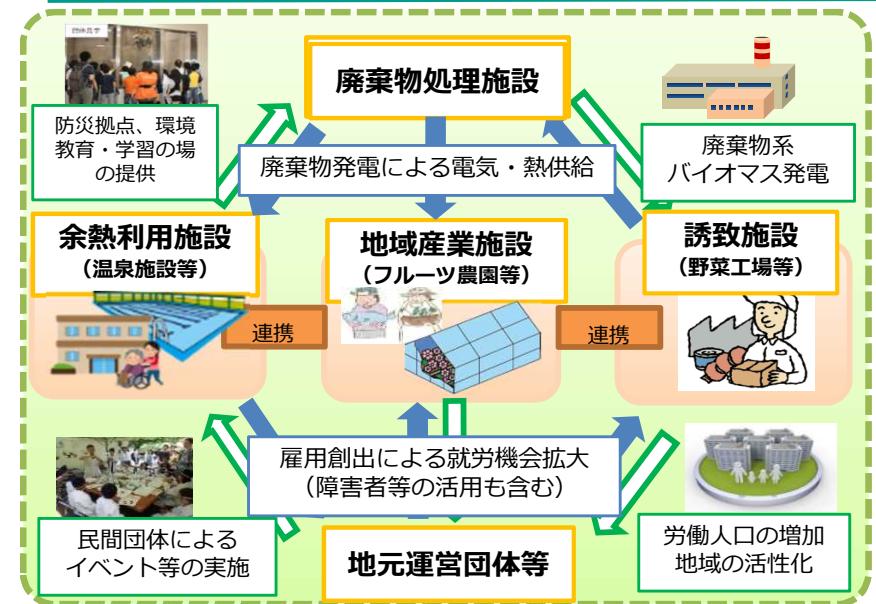
近年では、廃棄物処理施設から発生する熱を高効率に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、環境教育・環境学習の場としての機能を具備する廃棄物処理施設もあり、このような特徴も活かしながら、地域社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能をいっそう高め、地域に多面的な価値をもたらす施設整備を推進することが重要である。

- ・ 廃棄物処理施設を核とした地域振興策、防災拠点としての活用等を計画している事例の調査分析
- ・ 地域に多面的な価値をもたらす施設整備が進まない事例の調査分析
- ・ 関係者(地方公共団体、民間事業者等)との連携体制のあり方の調査・検討
- ・ ガイダンス作成、自治体職員向け説明会等の開催による周知

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者・団体
■実施期間	令和元年度～令和2年度（予定）

4. 事業イメージ



ガイダンスの作成・自治体向け研修会等実施

地域の核となる廃棄物処理施設整備の推進

【令和2年度予算（案） 8百万円（新規）】

自治体でのごみ収集袋等へのバイオマスプラスチック導入に向けた取組を技術的に支援します。

1. 事業目的

- ① 地方公共団体の可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチック導入に向けた方策を確立する。
- ② 廃棄物処理の効率向上の観点等から、ごみ処理方法ごとに適したバイオマスプラスチック製ごみ袋の導入を促進する。
- ③ 導入に向けたガイドラインを作成し、地方公共団体へ周知することで、バイオマスプラスチックの使用量増につなげる。

2. 事業内容

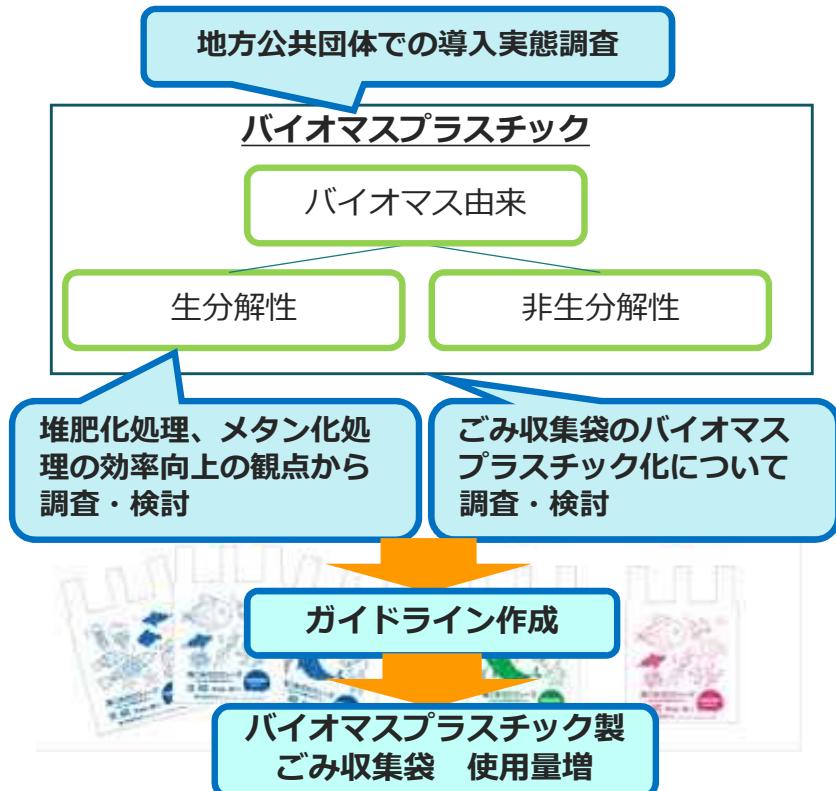
現在、気候変動等の観点から、石油由来プラスチックからバイオマス由来のプラスチックへの転換が求められている。「プラスチック資源循環戦略」においても、マイルストーンとして2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することを掲げており、重点戦略として、可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの使用や、生分解性プラスチックの分解機能の発揮場面（堆肥化、バイオガス化等）整理等を掲げている。本事業では、バイオマスプラスチック導入に向けた取組のうち、地方公共団体での導入を技術的に支援し、自治体でのごみ収集袋等へのバイオマスプラスチック導入促進を目指す。

- ・生分解性ごみ袋、バイオPE指定袋を導入している地方公共団体での実態調査
- ・バイオマスプラスチック製ごみ収集袋を導入するにあたっての課題と解決策の調査・分析
- ・ごみ処理方法に適したバイオマスプラスチック製ごみ袋の調査及び効果まとめ
- ・導入に向けたガイドラインの作成、地方公共団体への周知

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|-----------------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■実施期間 | 令和2年度～令和3年度（予定） |

4. 事業イメージ



リチウムイオン電池等処理困難物対策検討業務



【令和2年度予算（案） 12百万円（新規）】

リチウムイオン電池等処理困難廃棄物が適正に処理できる体制を構築します。

1. 事業目的

- ① リチウムイオン電池が含まれる廃棄物の発生量の把握。
- ② リチウムイオン電池等処理困難物による事故の発生状況、発生要因の把握。
- ③ リチウムイオン電池等を適正に処理するための対応策の検討。

2. 事業内容

近年、リチウムイオン電池を使用した製品が増加し、リチウムイオン電池そのものや、リチウムイオン電池を使用した製品が廃棄物として処理される過程で、火災事故等が発生し、機材そのものへの被害に加えて、処理が滞ることによる社会的影響の発生、廃棄物を処理する体制そのものへの影響が懸念されている。

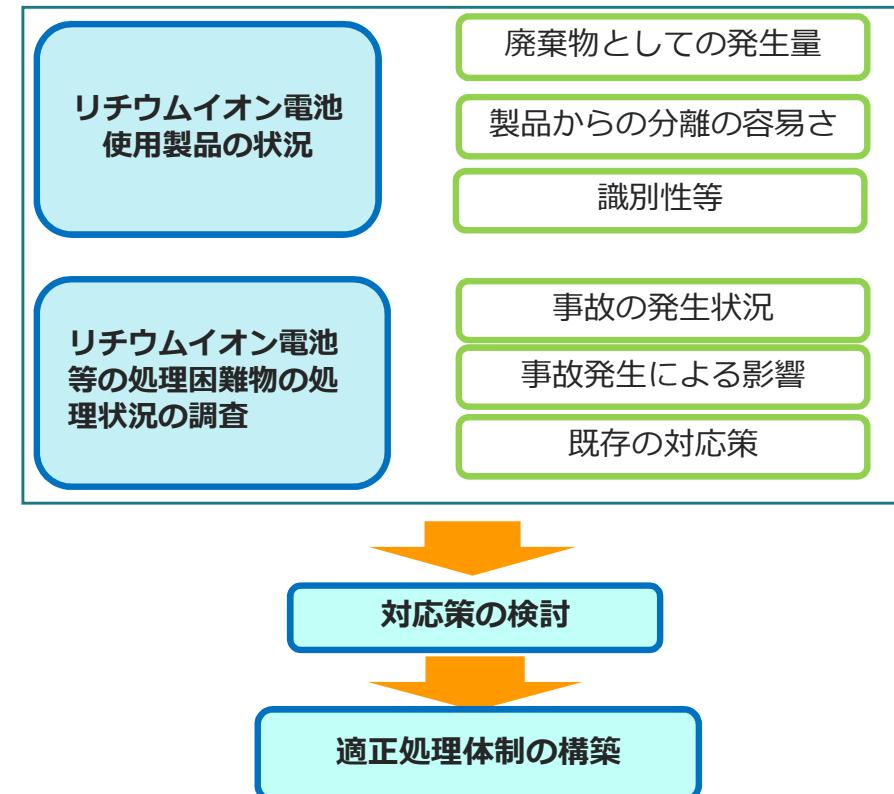
リチウムイオン電池等処理困難廃棄物による事故の発生要因について調査・分析を行い、対応策について検討する。

- ・リチウムイオン電池が製品に使用されている状況の調査
- ・リチウムイオン電池等処理困難廃棄物の処理状況の実態調査
- ・リチウムイオン電池等処理困難廃棄物の処理対応策の検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-9273

高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務



【令和2年度予算（案） 80百万円（100百万円）】

自治体における高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築を技術的に支援します。

1. 事業目的

- ① 高齢化社会に対応した収集運搬等の処理システムについて、調査分析を行う。
- ② モデル自治体において実際に制度設計及び高齢者ごみ出し支援をテスト的に行うモデル事業を実施する。
- ③ ガイドラインを作成し、市町村等に広く周知する。

2. 事業内容

我が国の高齢化率は現在26.7%に達している。今後、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2060年には39.9%に達し、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例も生じている。

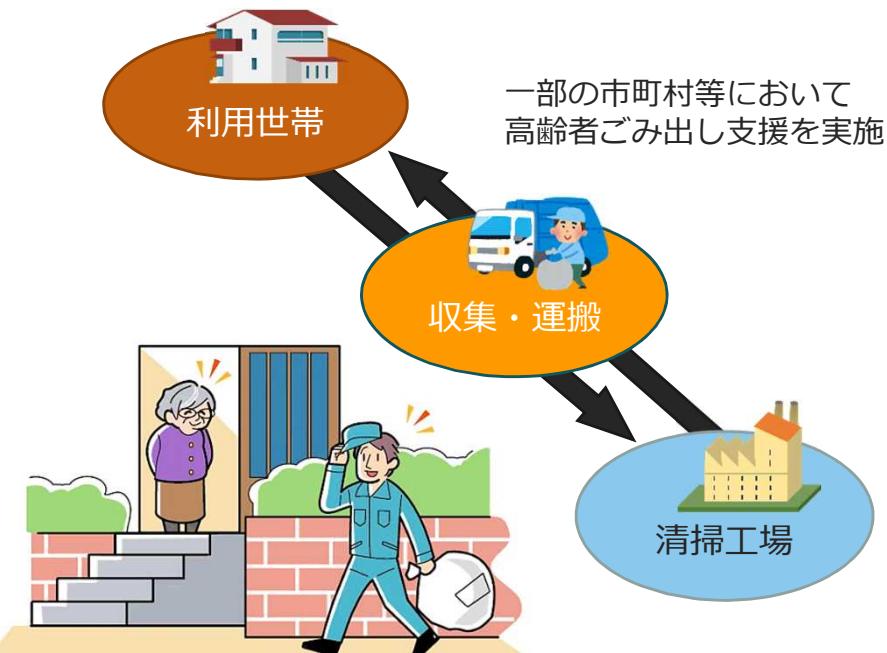
既に、一部市町村等においては高齢者ごみ出し支援が開始されている。

- ・ 高齢化社会に対応した収集運搬等の処理システムについて、事例の抽出、課題の抽出、特徴の分析等を行う。
- ・ 実際に制度設計及び高齢者ごみ出し支援をテスト的に行うモデル事業を実施する。
- ・ 自治体の規模、地理条件、高齢化率等に応じて参考とすべき事例を含めた収集運搬等の制度設計のためのガイドラインを作成する。

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者・団体
■実施期間	平成30年度～令和2年度（予定）

4. 事業イメージ



高齢化社会に対応したごみ処理システムの構築

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））

【令和2年度予算（案）9,613百万円（9,577百万円）】



【令和元年度補正予算（案）1,000百万円】

単独処理浄化槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

- ① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、昨年度実施した緊急点検の結果として老朽化し破損している浄化槽が多数残存。浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたことから、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。
- ② また、浄化槽法が改正され、行政による浄化槽情報や指定検査機関、民間業者（保守点検、清掃）の有する情報を統合・整理した浄化槽台帳の整備が義務づけられたため、設置、保守点検、清掃、法定検査の受検状況を一元的に管理できる浄化槽台帳システムを整備する必要がある。
- ③ 更に、令和元年台風15号及び19号等の災害を踏まえ、早期に復旧できる災害に強い合併処理浄化槽の整備を進め、防災機能の向上、国土強靭化に資する。

2. 事業内容

● 浄化槽設置整備事業(個人設置型) (交付率1/3)

- 改 環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)(交付率1/2)
- 改 改正浄化槽法に基づく「公共浄化槽」として市町村が管理する個人設置型事業による浄化槽整備を事業対象に拡大（管理組合等が行う共同浄化槽（100人以内）の整備（流入管を含む））(交付率1/3、1/2)

● 公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型）(交付率1/3)

- 改 環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)(交付率1/2)
- 改 商業地域等で通常よりも多量の汚水排出が見込まれる地域における共同浄化槽の人槽規模の特例の設定(交付率1/3、1/2)
- 改 市町村が行う市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽の災害に伴う改築事業を補助メニューに追加(交付率1/3)【令和元年度補正予算～】

新 浄化槽整備効率化事業(交付率1/3)

- 浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

新 地方公共団体(都道府県及び市町村)が行う、浄化槽整備を効率的に実施するにあたり必要な、設置・維持管理情報等のデータの電子化に要する費用（悉皆調査、電子化）及び既に浄化槽台帳を整備している自治体（都道府県及び市町村）が行う、既存の台帳システムを環境省が省令等で求める内容に沿って改修する事業に要する費用への補助。(交付率1/3)【令和元年度補正予算～】

3. 事業スキーム

■事業形態	交付金（補助率1/3（一部1/2））
■交付対象	地方公共団体
■実施期間	平成17年度～

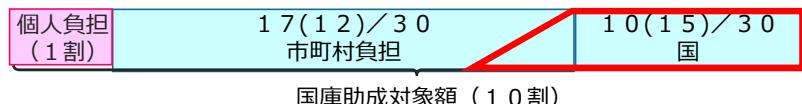
お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

4. 補助対象、事業イメージ

○ 浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○ 公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型）



○ 浄化槽台帳の整備を通じた管理の向上



（参考）風水害にも対応力のある浄化槽

- ・浸水し水没した合併処理浄化槽は、土砂を引き抜き機材交換することで早期復旧が可能。長期停電の場合も、最低限の処理（沈殿と消毒）は行われ衛生的な処理が可能であった。
- ・今回の風水害においても避難所の浄化槽は稼働することで、トイレの利用が可能であった。

浄化槽リノベーション推進事業費



【令和2年度予算（案） 10百万円（新規）】

【令和元年度補正予算（案） 70百万円】

浄化槽リノベーションを推進することにより、浄化槽の防災機能の向上、国土強靭化を図ります。

1. 事業目的

- 浄化槽の災害推計や被災リスクを整理し、災害時の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を作成し、頻発する災害に対応した浄化槽の防災機能の向上による国土強靭化を図る
- 全国の浄化槽台帳に集積された情報を統合する手法の検討や、浄化槽台帳のビッグデータを活用することによる管理の高度化に関する検討を行うことにより防災機能の向上を図る

2. 事業内容

令和元年台風15号および19号による水害や長期間に渡る停電の発生を受け、浄化槽への浸水・土砂の流入による内部破損、放流停止による使用不可、汚水処理能力低下等の報告があったところ。

浄化槽の設置状況や維持管理情報を統合した浄化槽台帳の普及を図るとともに、浄化槽台帳とハザードマップ等を活用して地域単位での災害推計や被災リスクを明らかにして、当該地域の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を作成する。

また、全国の浄化槽台帳に集積された情報を統合する手法を検討するとともに、統合されたビッグデータを活用することによる管理の高度化に関する検討を行う。

3. 事業スキーム

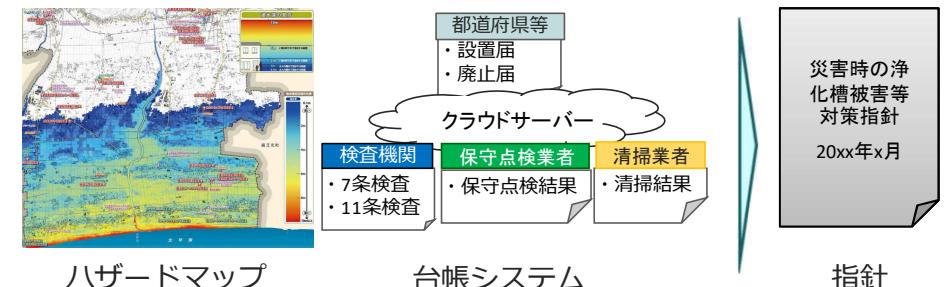
- 事業形態 請負事業
- 請負者 民間業者・団体
- 実施期間 令和元年度～4年度（予定）

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

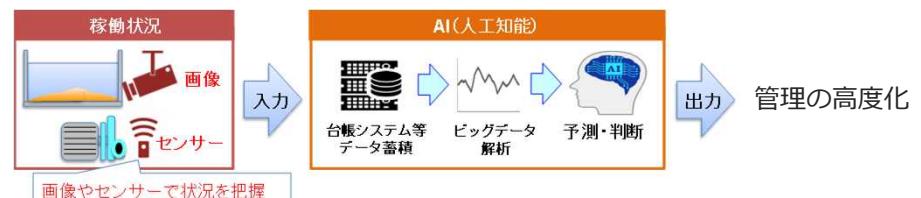
4. 事業イメージ

○事業イメージ

災害時の早期復旧に資する仕組みや復旧業者の体制作りを行うための指針



ビッグデータの活用検討



【令和2年度予算（案）1,800百万円（2,000百万円）】

浄化槽の改修又は更新による低炭素化を支援します。

1. 事業目的

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

2. 事業内容

- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率プロワ等）の改修費用について、1/2を補助する。
- ② 改正 建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（プロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、1/2を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成29年度～令和3年度

4. 補助内容

- 省エネ型浄化槽システム導入支援
 - ・浄化槽設備では浄化槽本体の入替え



- ・大型浄化槽の機械設備の例



容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費



【令和2年度予算（案） 194百万円（215百万円）】

【令和元年度補正予算（案） 420百万円】

プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

1. 事業目的

- ① 令和元年5月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略、「プラスチック資源循環戦略」を策定。
- ② 本戦略のマイルストーンを達成するために必要となる施策に関する調査検討や関係主体の取組を促進するための措置を講ずる。

2. 事業内容

1. プラスチック資源循環推進事業

- (1) プラスチック資源循環に係る施策の検討調査
 - ・国内外実態調査
 - ・プラスチック資源循環に係る施策のあり方検討
- (2) プラスチック資源循環に係る3R推進事業
 - ・使い捨てプラスチック等のリデュース促進事業
 - ・多様な主体による未利用プラスチック資源等の回収・リサイクル事業
- (3) プラスチック資源循環戦略普及啓発事業
- (4) プラスチック資源循環戦略に基づくレジ袋有料化に係る事業

2. 容器包装リサイクル推進事業

- (1) 容器包装廃棄物排出実態等調査

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|-------------------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■実施期間 | 平成18年度～令和17年度（予定） |

4. 事業イメージ



お問い合わせ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

【令和2年度予算（案） 80百万円（新規）】

【令和元年度補正予算（案） 420百万円】

レジ袋有料化を着実に実施しつつ、消費者のライフスタイルの変革を促します。

1. 事業目的

レジ袋有料化の令和2年度早期の実施に向けて、全国のあらゆる小売事業者や消費者に対する制度の周知、理解促進のための事業を展開し、前倒して有料化実施の準備を進めている事業者を後押しする。

2. 事業内容

（1）レジ袋有料化の制度周知・理解促進

来春から予定しているレジ袋有料化に向け、できる限り早期に、全国のあらゆる小売事業者等や国民全体に対して、効果的な制度の周知を行うとともに、制度に関する問い合わせ窓口を設置する等、理解促進のための事業を展開し、前倒して有料化実施の準備を進める事業者の後押しを図る。

（2）消費者の意識醸成

今般のレジ袋有料化に+aで進んだ取組（有料化の前倒し実施、紙袋への転換、その他ワンウェイプラ削減等）を実施する事業者等について、各種メディアやイベント等で情報発信しつつ、マイバッグ持参の習慣化など消費者向けの普及啓発を行い、消費者のライフスタイル変革に繋げていく。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度

4. 事業イメージ

■ レジ袋有料化の制度周知・理解促進

広く関係事業者や消費者へ理解が浸透

■ 先進的な取組の情報発信

有料化の前倒し実施
紙袋への転換
シェアバッグ
その他ワンウェイプラ削減等

■マイバッグ持参の習慣化

■ ライフスタイルの変革

■ 前倒し事業者の後押し

■ レジ袋有料化の円滑な実施

脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業



【令和2年度予算（案） 3,600百万円（3,500百万円）】

プラスチック代替素材への転換・社会実装を支援します。

1. 事業目的

- ① 海洋プラ問題、資源廃棄物制約、温暖化対策等の観点から、プラスチックの海洋汚染低減、3Rや再生可能資源転換が求められています。
- ② 「プラスチック資源循環戦略」に基づき、「代替素材への転換」、「リサイクルプロセス構築・省CO₂化」、「海洋分解素材への転換・リサイクル技術」を支援し、低炭素社会構築に資するシステム構築を加速化します。

2. 事業内容

① 化石由来プラスチックを代替する省CO₂型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換・社会実装化実証事業

バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF等のプラスチック代替素材の省CO₂型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、製品プラスチック・容器包装や、海洋流出が懸念されるマイクロビーズ等の再生可能資源等への転換・社会実装化を推進。

② プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO₂化実証事業

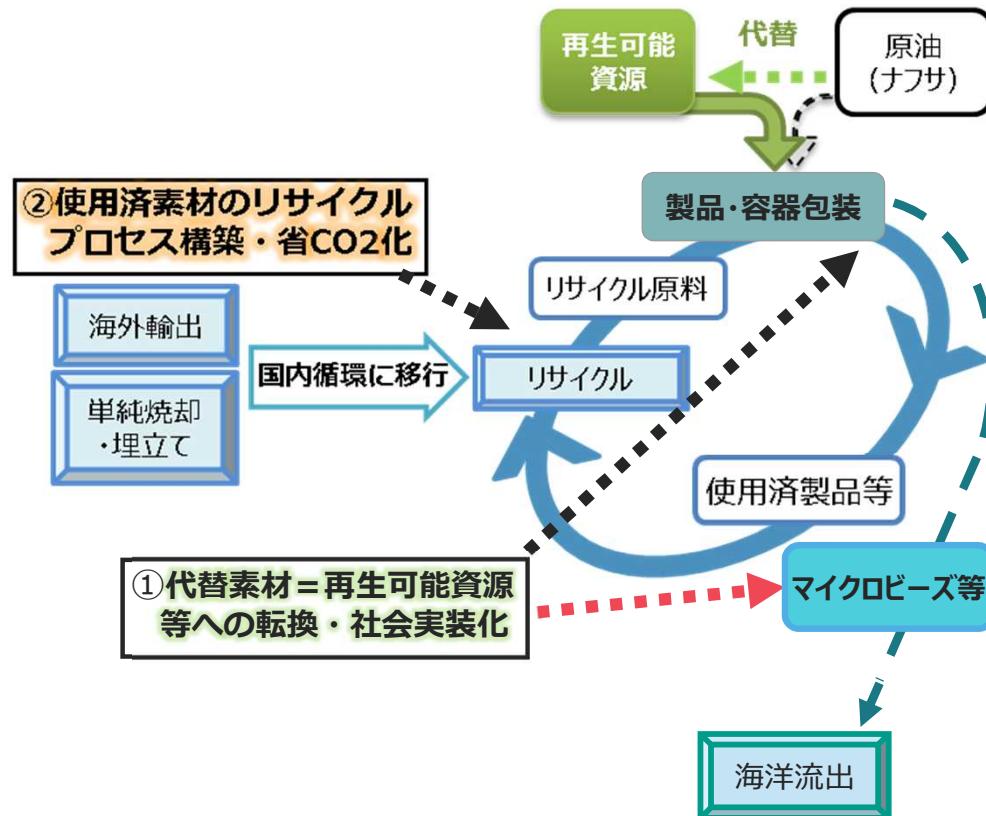
複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO₂化を推進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話：03-5501-3153、水・大気環境局水環境課・海洋環境室 電話：03-5521-9023

4. 事業イメージ



脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業



【令和2年度予算（案） 500百万円（新規）】

脱炭素型の金属リサイクルシステムを構築するための技術実証を行います。

1. 事業目的

- ① 金属リサイクルシステムの脱炭素化
- ② 社会全体での資源生産性の向上、各種リサイクル法の政策効果向上
- ③ AI等の活用によるリサイクル業の人手不足緩和、地域循環共生圏への貢献、日本のリサイクル技術の競争力強化

2. 事業内容

- ・スマート社会の進展により、自動化製品やIoT機器、電動化製品の導入が増え、IoTセンサーヤやサーバー、複合機等の電子基板類、バッテリーなどの**非鉄金属・レアメタル含有製品**の排出が増加している。また、中国による雑品スクラップの輸入規制の影響で、**国内での処理・リサイクル**の必要性が上昇している。
- ・処理量が増加するリサイクル分野でも省CO2化が必要であり、革新的な新技術の導入により**破碎・選別や金属回収のエネルギー使用量を削減**し、さらに**原料輸送や素材製造のエネルギー投入量を削減**できる可能性がある。
- ・IoT機器などの非鉄金属（銅・アルミニウム等）含有製品を対象とし、**省エネ型リサイクルに係る技術・システムの実証・事業性評価**を委託事業により実施し、脱炭素型金属リサイクルシステムの社会実装化を進める。
- ・本事業を通じて、二酸化炭素排出量削減のみならず、資源生産性や各種リサイクル法の政策効果の向上とともに、機械選別能力の向上によるリサイクル業の人手不足緩和、素材産業拠点周辺や中継地でのリサイクルビジネスの活性化、国内装置産業の育成を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体、大学、研究機関
- 実施期間 令和2年度～令和4年度

4. 事業イメージ

対象物の具体例



電子基板



バッテリー



センサー

処理フロー

従来型

破碎・選別

金属

異物

金属回収

金属

実証例

機械選別能力の向上により
高効率化・高精度化

高効率・高精度 破碎・選別

金属

異物

品位向上

金属回収

金属

エネルギー
投入量削減

リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業



【令和2年度予算（案） 275百万円（262百万円）】

「都市鉱山」と呼ばれる我が国の資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図ります。

1. 事業目的

各種リサイクル制度（家電・建設・自動車・小型家電等）の特性を活かしつつ、横断的に効率化・高付加価値化できる部分は共通の取組を進めることにより、「都市鉱山」と呼ばれる我が国の資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

2. 事業内容

I. リサイクルプロセスの横断的高度化・効率化

- ・横断的リサイクルの効率化に向けて取り組むべき素材の調査
- ・紙おむつリサイクルの普及方策の検討

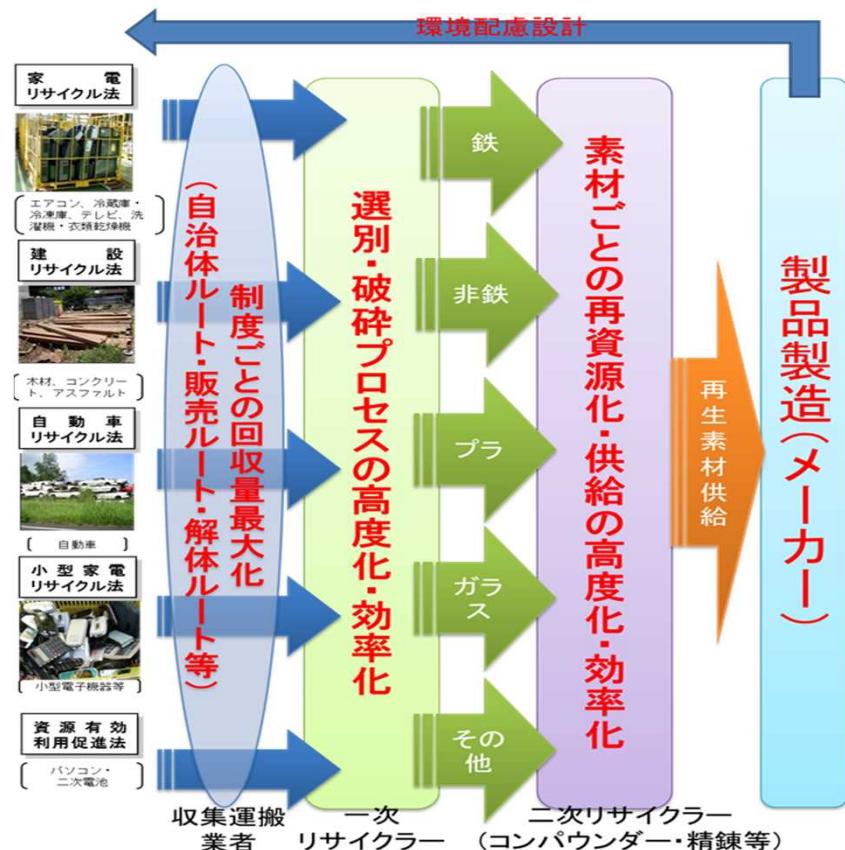
II. 各種リサイクル制度の特性を活かした取組

- ・家電／小電等回収率向上に向けた自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓
- ・違法な廃棄物回収業者対策
- ・建設・解体工事からの廃プラに係る実態調査等
- ・自動車3Rの推進・質の向上／次世代自動車・素材多様化への対応等
- ・太陽光発電設備のリサイクルシステム構築に向けた対応

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和7年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

【令和2年度予算（案） 123百万円（93百万円）】

食品循環資源の再生利用等について一層の取組強化を図ります。

1. 事業目的

- ① SDGsも踏まえ、第4次循環型社会形成推進基本計画等において食品ロス量を2030年までに2000年度比で半減させるとの目標が定められた。
- ② 食品ロス削減法（R1.10月施行予定）を踏まえ、地方公共団体を支援し地域力を活かした食品ロス削減の取組を推進するとともに、市民一人ひとりへの普及啓発・行動変容の促進により、上記目標の達成を図る。
- ③ また、食品リサイクル法の見直しを踏まえ、食品リサイクル率等の向上を図る。

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス削減等のためのモデル事業

- 地方公共団体の食品ロス削減推進計画策定の努力義務化を受け、
 - ・地域の事業者・消費者と連携した先進的な食品ロス削減の取組・計画策定。
 - ・市町村別の食品廃棄物等発生データ等の活用（EBPM）を推進するよう、推進計画の策定支援及びその実施支援の為のモデル事業を実施。

2. 食品ロス半減に向けた全国規模の普及啓発による行動変容の促進

- 食品ロス削減全国大会等の機会を活用した普及啓発。
- 学校現場等における3R促進・教育支援事業。

3. 法に基づく安全・安心な食品リサイクルの推進

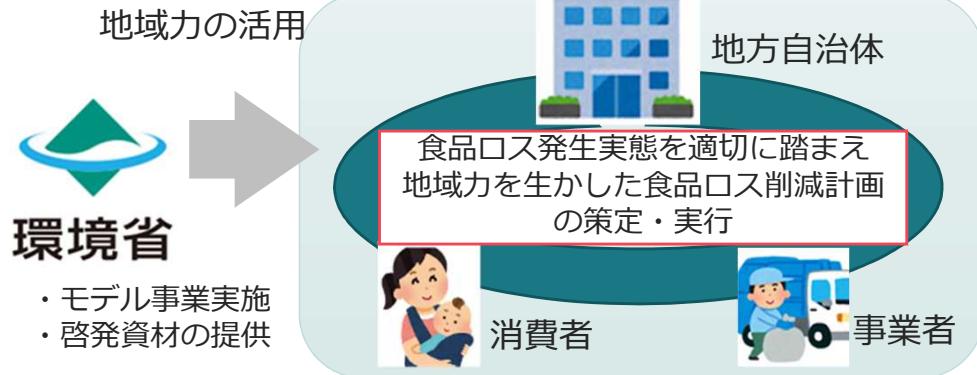
- 再生利用事業者の少ないエリアへ地方公共団体と連携したFS事業の実施。
- 登録再生利用事業者と食品関連事業者のマッチングの場の提供。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先： 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和6年度（予定）

4. 事業イメージ

【食品ロスの削減等促進事業】



【普及啓発・行動変容の促進】



【事例紹介】

福井県におけるホテルと連携した食ロス削減メニュー開発として「のっこさんメニュー」の開発を実施

【令和2年度予算（案）5,292百万円（5,820百万円）】

【令和元年度補正予算（案）4,565百万円】

PCB廃棄物の適正な処理の推進に向けた各種取組を行います。

1. 事業目的

地方自治体による調査の加速化や保管事業者等への広報、高濃度PCB廃棄物処理施設の補修・更新、事業終了後のPCB処理施設の速やかな原状回復を行うことで、PCB廃棄物の適正な処理の推進や地元住民の安全・安心の確保に貢献する。

2. 事業内容

- ① 地方自治体が行う掘り起こし調査の実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣等を行う。
- ② 保管事業者等に対して早期処理を促すべく、あらゆる広報の活用及び周知の徹底を行う。
- ③ 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図るとともに、全体像の把握等に関する検討を行う。
- ④ JESCOの高濃度PCB処理施設の設備等の点検、補修、更新及び処理能力向上のための改造等を実施する事業等に対し補助を行う。
- ⑤ JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うために必要な資金を出資し、処理終了後のPCB除去および原状回復を速やかに実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／出資金
- 請負先等 民間事業者／JESCO等
- 実施期間 平成13年度～令和8年度まで（予定）

4. 事業イメージ等

＜PCB廃棄物の例＞



変圧器



コンデンサー



安定器

＜高濃度PCB廃棄物処理施設（計5事業所）＞



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道（室蘭）事業所

大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業



【令和2年度予算（案） 1,000百万円（341百万円）】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

- ・大規模災害発生時においても強靭な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されている。平成30年7月豪雨等の課題を踏まえ、国土強靭化の観点から災害廃棄物処理システムの強靭化に向けた平時からの備えを進めていく。

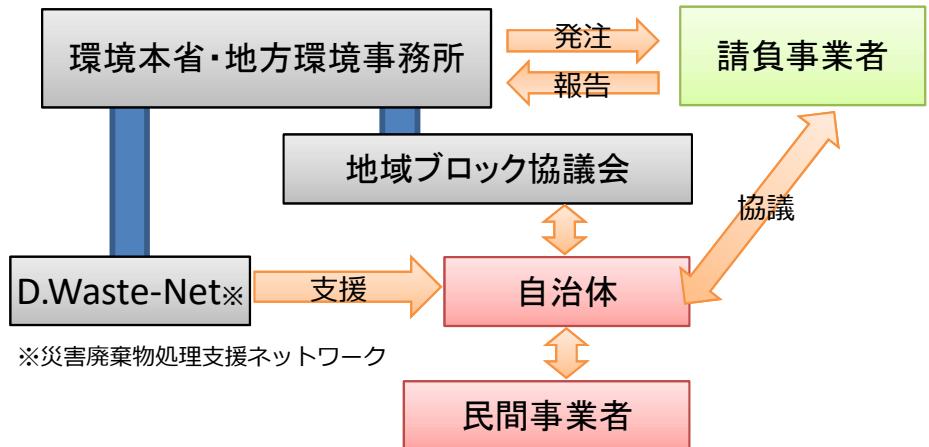
- ・大規模災害発時においても強靭な災害廃棄物処理システムの構築
 - (1)災害廃棄物対策のフォローアップと継続的な情報発信
 - (2)自治体の国土強靭化対策の加速化
 - (3)地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
 - (4)全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体（請負）
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

- ・大規模災害発時においても強靭な災害廃棄物処理システムの構築



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室 電話：03-5521-8358

我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業



【令和2年度予算（案） 253百万円（253百万円）】

実現可能性調査の実施支援や低炭素型廃棄物処理の水平展開を通じて、世界全体での温室効果ガス削減及び我が国循環産業の国際展開に貢献

1. 事業目的

- ①実現可能性調査への支援を通じた循環産業の国際展開モデルの構築
- ②循環産業の国際展開モデルの水平展開による温室効果ガスの削減

2. 事業内容

- 人口増加や経済成長に伴って廃棄物量が急速に拡大し、廃棄物管理インフラシステムの整備が進められているアジア太平洋地域や中東・アフリカ地域を始めとする諸外国において、優れた低炭素型技術をビルトインすることで、低炭素型廃棄物管理インフラシステムを実現し、二国間クレジット制度（JCM）等につなげるとともに、廃棄物管理の改善、我が国の循環産業の国際展開支援などを実現する。
- 我が国循環産業のうち、地球温暖化対策に資する廃棄物関連事業の実現可能性の検討や実現可能性を高めるための調査や実証等の補助を行うとともに、その成果の事業化・水平展開を行うための調達支援機関を派遣する。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|---------------------------|
| ■ 事業形態 | 間接補助事業（補助率1/2又は2/3）及び委託事業 |
| ■ 委託先 | 民間事業者等 |
| ■ 実施期間 | 平成29年度～令和2年度（予定） |
| ■ 補助対象 | 民間事業者等 |

4. 事業イメージ



我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業



【令和2年度予算（案） 370百万円（404百万円）】

廃棄物処理・リサイクル・排水処理システムの国際展開により、環境負荷低減と我が国経済の活性化に貢献します。

1. 事業目的

- ① 適正な廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムを国際展開し、世界規模での環境負荷低減に貢献する。
- ② 循環産業の活発な国際展開により、我が国経済の活性化につなげる。
- ③ アジアを中心とする各国に対し、我が国の優れた廃棄物・リサイクルシステムに関する知見・経験・技術・ノウハウをパッケージで展開することで、海洋プラスチックごみ問題等の解決に貢献する。

2. 事業内容

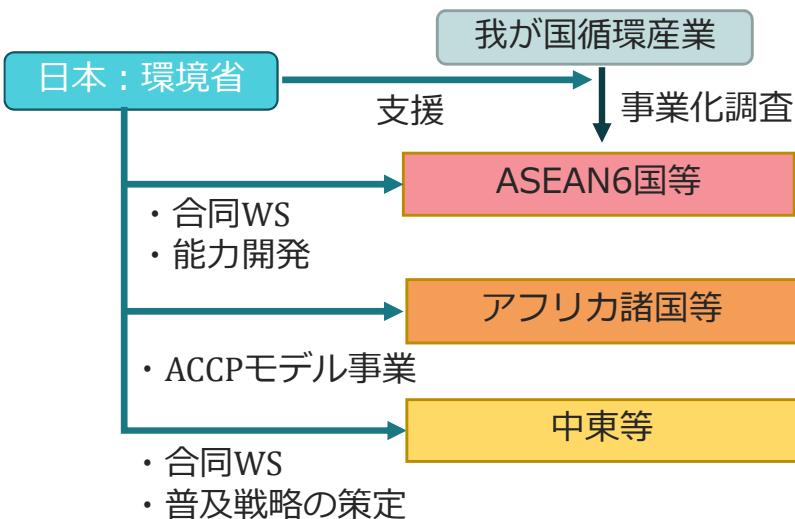
開発途上国は急激な経済成長の途上にあり、環境汚染の拡大が懸念される。一方、我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び資源循環において先進的な技術・システムを有する。本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理の実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、環境インフラ輸出により我が国の経済を活性化する。

- ① 我が国循環産業の国際展開を支援するため、国際展開の可能性の高い国の国別情報の収集・提供とアジア各国を中心とした我が国循環産業の周知・普及事業を行う。
- ② 具体的な海外展開や国際資源循環形成に係る計画のある廃棄物処理・リサイクル・浄化槽事業に対し、その実現のための支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ



（具体的な取組例）

- ・海外事業展開や国際資源循環形成の実現を支援するため、具体的な事業計画を対象としたフィーディビリティ調査を実施。
- ・相手国側の3R・廃棄物処理制度の構築・実施を支援するため、相手側政策担当者や制度運営担当者等の能力開発を実施。
- ・アジアやアフリカ等の各国との廃棄物分野における二国間協力の推進。
- ・廃棄物収集や廃棄物由来固形燃料に関する国際標準化への対応・廃棄物固形燃料の国際標準開発に参画。

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金



【令和2年度予算（案） 94百万円（64百万円）】

国連機関を通じたアジア・アフリカ諸国への3R推進活動支援により、我が国循環産業の海外展開を促進します。

1. 事業目的

- ①アジア太平洋3R推進フォーラムやアジア太平洋3R白書を活用し、アジア太平洋地域における廃棄物管理・3Rを戦略的に推進する。
- ②「アフリカきれいな街プラットフォーム（ACCP）」の活動を通じ、アフリカ各国における廃棄物管理の向上に貢献する。

2. 事業内容

(1) 「3R推進フォーラム」の開催経費

「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催し、アジア太平洋地域各國における3R関連の事業形成や政策立案を促進する。

(2) アジア太平洋3R白書の策定経費

3R推進フォーラムの成果文書（ハノイ3R宣言等）に鑑み、アジア太平洋地域内の廃棄物や資源循環に関する情報・データ整備及び地域の課題、政策オプションの検討評価を行う白書を作成・出版する。

(3) アフリカにおける廃棄物管理の向上推進経費

アフリカ主要都市における廃棄物関連SDGsの適切な指標を開発して進歩評価するとともに、福岡方式（我が国発の最終処分場の管理技術）の普及など、ACCPの現地での活動を通じて廃棄物管理の向上を図る。

3. 事業スキーム

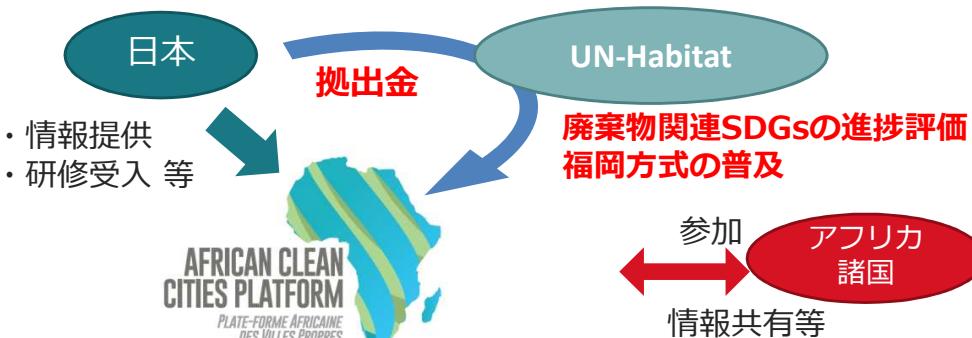
- 事業形態 拠出金
- 拠出先 国連機関（国連地域開発センター、国連人間居住計画等）
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ

<アジア太平洋地域における戦略的な3Rの推進>



<アフリカにおける戦略的な3Rの推進>



循環経済構築力強化プログラム事業



【令和2年度予算（案） 60百万円（24百万円）】

官民が連携して循環経済に関する取組を推進し、国際的な議論をリードします。

1. 事業目的

- ① アジア各国の循環型社会の構築を推進する。
- ② CEチャレンジプロジェクト推進、国際標準化の議論への貢献により、循環経済に関する国際的な議論をリードする。
- ③ プラスチック廃棄物関連データの収集を支援することで、途上国の海洋プラスチックごみ対策の実効性を高める。

2. 事業内容

（1）アジア循環型社会構築検討調査

UNEP国際資源パネル（UNEP IRP）やOECD資源生産性・廃棄物作業部会（OECD WPRPW）での資源効率性に関する国際的な議論をリードする。また、3R目標の達成に向けた助言等を行い、アジア各国の循環型社会の構築を牽引する。

（2）循環経済構築推進事業

循環経済に係る野心的な目標を掲げる企業の取組等を促進するCEチャレンジプロジェクトを推進する。また、循環経済に関する国際標準化の議論に、我が国の取組や技術情報を積極的にインプットする。

（3）プラスチック廃棄物関連データ収集支援事業

G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組を踏まえ、アジア各国に対して廃棄物の発生量、適正処分量などのデータの収集・整理に関する能力構築支援を行い、海洋プラスチックごみ対策を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ

（1）アジア循環型社会構築検討調査

技術的知見

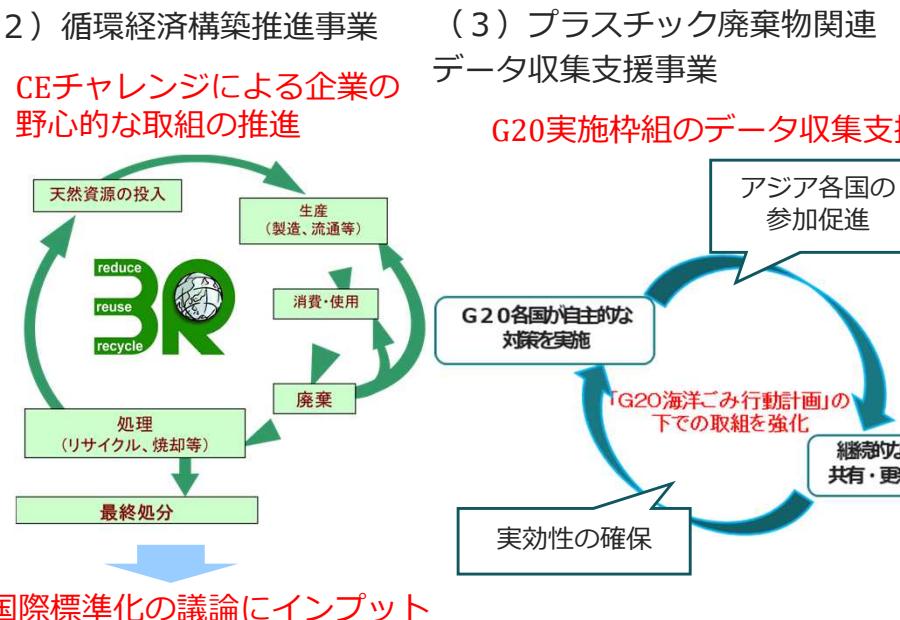
UNEP IRP / OECD WPRPW

3Rに関する助言

アジア各国

（2）循環経済構築推進事業

CEチャレンジによる企業の
野心的な取組の推進



（3）プラスチック廃棄物関連データ収集支援事業

G20実施枠組のデータ収集支援

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

【令和2年度予算（案） 45百万円（36百万円）】

次期国際目標及び国家戦略の策定に向けた検討と、生態系を活用した気候変動への適応や防災・減災を進めます。

1. 事業目的

- ① 生物多様性に関する世界目標である愛知目標の達成に向け、我が国の国家戦略の実施状況の点検と取組を加速する。
- ② ポスト2020目標への貢献及び次期生物多様性国家戦略策定に向けた検討を行う。
- ③ 社会の強靭性向上を目的とした生態系の活用を推進する。

2. 事業内容

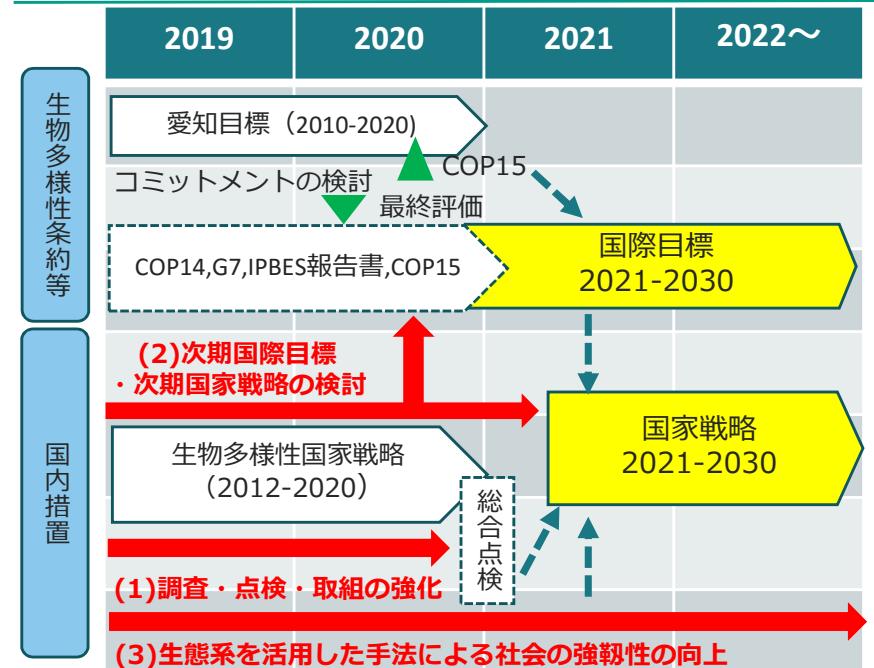
生物多様性に関する世界目標である愛知目標及び我が国の「生物多様性国家戦略2012-2020」が令和2年（2020年）に対象期間を終えることから、次期国際目標及び国家戦略の策定に向け、以下の事業を行う。

- ・ 生物多様性国家戦略実施状況の最終点検と取組の加速
- ・ COP14の閣僚宣言やG7環境大臣会合の憲章で行うこととされた、生物多様性に係る国際会議等での議論を踏まえた我が国のコミットメントを、COP15の開催前の国連総会(UNGA)ハイレベルセグメント（9月）において公表できるよう取りまとめ
- ・ ポスト2020目標への貢献及び次期生物多様性国家戦略策定に向けた有識者研究会等の実施
- ・ 生態系を活用した気候変動への適応（EbA）の既往研究や優良事例等の情報収集及び生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の普及

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|----------------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者・団体／研究機関等 |
| ■実施期間 | 平成20年度～ |

4. 事業イメージ



年度	事業概要
R 2	次期国家戦略の検討等
R 3以降	次期国家戦略の定期点検等

【令和2年度予算（案）145百万円（145百万円）】

SATOYAMAイニシアティブを推進します。

1. 事業目的

- ① 国内外の二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・保全を推進する。
- ② 生物多様性の保全を推進する。
- ③ SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)運営を支援することにより、SATOYAMAイニシアティブを推進する。

2. 事業内容

国内外の自然共生社会の実現のためには、政府、NGO、学術研究機関、企業、国際機関等により設立された、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用を進める取り組みである「SATOYAMAイニシアティブ」の推進が重要である。

このため、以下の事業を実施するための資金を国連大学に拠出する。

- ・国際パートナーシップの運営
- ・国内外の取組事例の収集・分析
- ・メンバー等の能力開発
- ・情報発信

3. 事業スキーム

■事業形態	拠出金の拠出
■拠出先	国連大学
■実施期間	平成21年度～

4. 事業イメージ

○国際パートナーシップの運営

定例会合・運営委員会等を開催し、運営方針を決定、成果を共有。メンバー数は71の国・地域から258団体に増加。



○メンバー等の能力開発

SATOYAMA保全支援メカニズムや、地球環境ファミリティ(GEF)との連携事業等の実践的事業の実施を通じて、関係者の能力を向上。



【令和2年度予算（案）50百万円（44百万円）】

わが国で採択された生物多様性の世界目標「愛知目標」の達成及びポスト2020目標の議論に貢献します。

1. 事業目的

- ① 生物多様性分野への民間資金等の更なる動員に向けた調査・検討、自然資本会計の評価に関する検討・推進
- ② 名古屋議定書国内措置の実施
- ③ 生物多様性条約関連会合への専門家派遣及び日中韓3カ国会議の日本開催による新たな枠組みに関する検討

2. 事業内容

2014年の生物多様性条約締約国会議(COP)で愛知目標の中間評価が行われ、現在の施策のみでは、目標達成が困難であり、様々な分野における「主流化」を始めとした追加的な対応が目標達成のためには必須とされた。

また、今後は生物多様性分野の新たな世界目標である「ポスト2020目標」の議論も本格化する。今後、以下の取組を実施し、目標最終年である2020年での愛知目標の達成及びポスト2020目標の議論に貢献する。

- ・ 生物多様性分野に民間資金等の資源を更に動員していくための調査・検討
- ・ 遺伝資源の利用と利益配分(ABS)について定めた名古屋議定書の実施に向けた国内制度の構築・運用と、国際的な議論への貢献
- ・ 生物多様性保全に係る情報の公開状況に関する企業の動向や課題等の把握
- ・ ポスト2020目標全般に関する議論等、テーマ別会合への専門家の派遣、日中韓生物多様性政策対話の開催

3. 事業スキーム

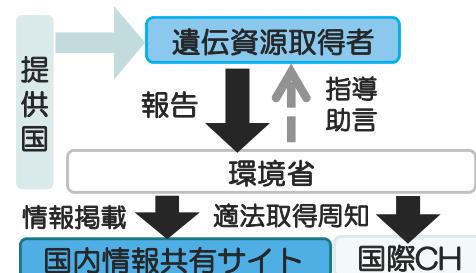
■事業形態	委託事業
■委託先	民間団体等
■実施期間	平成23年度～令和2年度（予定）

4. 事業イメージ

例1：生物多様性保全に関する認証制度の活用検討



例2：ABS指針概要（環境省）



例3：日中韓生物多様性政策対話等を通じた新枠組みに関する検討



過去に開催された会議の様子

年度	事業概要
R 2	①調査・分析結果の国際的な議論での活用、国内施策への反映 ②名古屋議定書の国内措置の実施 ③ポスト2020目標に向けた国際的な議論への貢献

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室・生物多様性主流化室 電話：03-5521-8275

【令和2年度予算（案） 40百万円（40百万円）】

【令和元年度補正予算（案） 160百万円】

沖合海底域の生物多様性及び生物資源を保全管理するべく、本州程度の広大な海洋保護区の実効的な管理を進めます

1. 事業目的

- ① 新設される沖合海底自然環境保全地域について、現地調査により収集した自然環境の状況に関するデータを解析し、今後の同地域の科学的・実効的な管理や特別地区の追加指定等の検討、継続的なモニタリングの土台（ベースライン）となる情報を確保する。
- ② 上記を通じ、「第3期海洋基本計画」、「生物多様性国家戦略2012-2020」及び愛知目標11を実現しつつ、我が国の沖合海底域の生物多様性及び生物資源（例：宝石サンゴ類等）を保全する。

2. 事業内容

海洋環境の保全が近年国際的な潮流となっており、我が国が主導して決定された生物多様性条約の「愛知目標」等において、沿岸域及び海域の10%を保全することとされているが、我が国の海洋保護区は8.3%に留まっている。

このため、海洋保護区（沖合海底自然環境保全地域）を設定するための自然環境保全法改正案について国会に提出し、2019年4月に成立したところ。同国会における附帯決議では、同地域の的確な調査の実施のために十分な予算及び人員を確保するよう努めることが盛り込まれた。

従って、2020年に指定する沖合海底自然環境保全地域の管理（調査・モニタリング、監視・検査等を含む）にかかる業務が必要であり、本事業では、現地調査で収集した画像や環境DNA等を解析し、同地域内の海底で、どんな生物がどの程度いるかを把握・モニタリングをする。

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|-------------------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 研究機関、大学又は民間事業者・団体 |
| ■実施期間 | 令和2年度～継続 |

4. 事業イメージ

左記事業により、指定する沖合海底自然環境保全地域について、生物多様性の変動がどの程度あるのか、開発等により自然環境が劣化してしまっていないか、海洋保護区として保全効果が発揮できているか等を調査する。

現時点で、その対象範囲は小笠原方面の沖合域に、本州程度の広さ22.8万km²、水深は最大で1万m程度までに及ぶものと見込んでいる。この広大な保護区のうち、海山、熱水噴出域、海溝等の要所における現地調査により収集した画像や堆積物・海水等の解析を行う。

また、指定した保護区の位置や規制内容を国内外に周知するためのパンフレット（日・英）を作成し配布する。

年度	事業概要
R 2	保護区指定、管理（愛知目標年）
R 3	保護区管理、新目標を踏まえた国内対応の検討
R 4以降	新規保護区の拡張、既存保護区の管理の継続等

【令和2年度予算（案） 136百万円（136百万円）】

地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動の支援により、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進。
- ② 地域による自立的・効果的な取組の継続を促進、早期対策により被害等の拡大を抑制し将来の取組コストも低減。

2. 事業内容

- ・「生物多様性地域連携促進法（平成23年施行）」「生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
- ・法に基づく指定種や保護地域に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に、短期的に支援。

1. 地域における生物多様性の保全再生に資する活動（交付率1/2、原則2年）

- ①特定外来生物対策 ②重要地域の保全・再生
- ③広域連携生態系ネットワーク構築 ④地域・民間の連携促進活動

2. 動植物園等による生息域外保全（定額：上限200万円、原則3年）

3. 国内希少種の保全活動（定額：上限250万円又は上限150万円、原則3年）

4. 地域における特定外来生物の早期防除計画策定（定額：上限250万円、原則1年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（直接交付による。交付率は1/2又は定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体一般、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

4. 活用事例

事例1 能勢の里山活力創造推進事業（H30～R1） (能勢の里山活力創造推進協議会)

生物多様性地域連携促進法に基づく「地域連携保全活動計画」を策定。また同計画に基づき、観光や農林業、住民等との連携による里山資源の保全と活用を推進。

事例2 明石・神戸アカミミガメ対策事業（H29～R1） (明石・神戸アカミミガメ対策協議会)

ハッチヨウトンボ、イシガメ、オニバスなどの野生生物に悪影響を与えるアカミミガメの調査及び防除や市民向けの啓発活動の実施等。



事例3 フサヒゲリガミリの住み続ける草原の生息環境保全（H30～R2）（岡山県真庭市）

日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フサヒゲリガミリ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。



【令和2年度予算（案） 21百万円（新規）】

生物多様性保全と自然資源の持続可能な利用における民間活力の発揮を促進し、生物多様性の保全を推進します。

1. 事業目的

- ・自然資源を持続可能な形で管理・利用する民間の取組等を生物多様性の保全の観点から評価・認証することで、保護地域な広域的・長期的なネットワーク化を図るとともに、民間の活力を活かした地域活性化と地域循環共生圏の構築、生物多様性保全の効果的効率的推進を図る。
- ・ポスト2020目標の達成に向けて、民間取組を活用した保護地域の強化を図る。

2. 事業内容

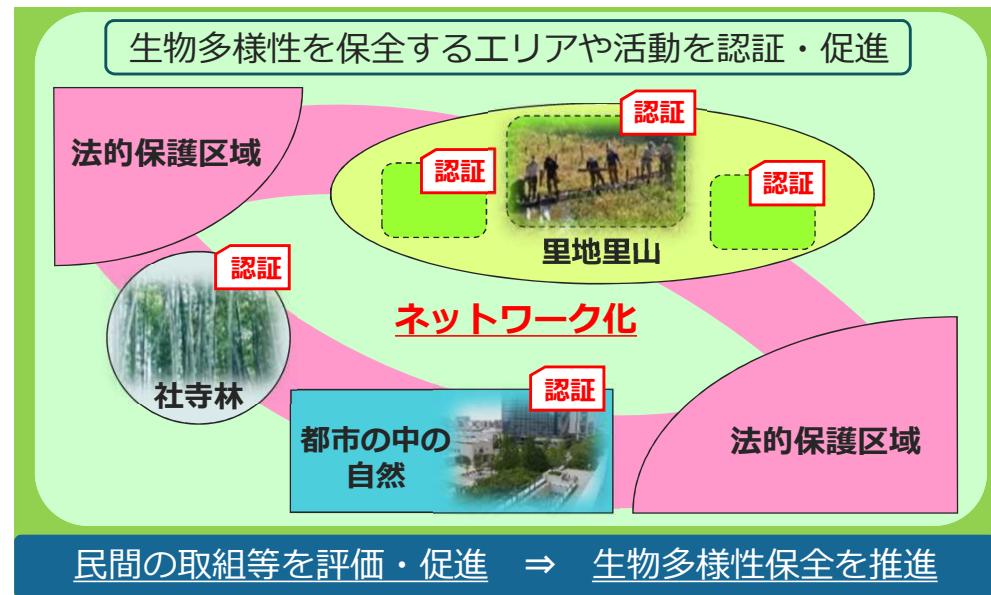
生物多様性条約が定める新たな国際目標（ポスト2020目標）の達成に向けて、民間取組を活用した保護地域の強化を図る必要がある。そこで、新たに生物多様性の保全の観点から認証保護地域・認証活動制度を創設し、法に依らずに生物多様性が保全されている地域や活動を評価し、既存の法的保護区域をこれら認証保護地域・活動が繋ぐことにより、保護地域の広域的・長期的なネットワーク化を図る。

- ・実態把握
- ・認証基準、認証プロセス、認証体制等の検討・整備
- ・認証を促進する施策の検討
- ・情報管理システムの構築

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|------------------------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者・団体、非営利団体、大学、研究機関 |
| ■実施期間 | 令和2年度～令和4年度 |

4. 事業イメージ



年度	事業概要
R 2	実態調査、制度検討
R 3	制度検討、認証体制構築
R 4	認証制度運用・改善

【令和2年度予算（案）763百万円（760百万円）】

絶滅危惧種の現況把握、規制対象種検討、各種の保護対策を図ることにより、種の絶滅を回避します。

1. 事業目的

- ① 絶滅危惧種の現況を把握・周知するとともに、国内希少野生動植物種指定による規制により、種の保存を推進する。
- ② 国内希少野生動植物種等の保護増殖事業、生息地等保護区管理や野生復帰等の推進により、種の保存を推進する。
- ③ 地域関係者と連携した保全のための体制構築、注目種の調査等を推進し、種の保存を推進する。

2. 事業内容

平成26年4月に策定された「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」や、平成29年度の種の保存法の抜本的な改正等に基づき、国内希少野生動植物種指定を促進し、保護増殖事業の実施、生息地等保護区の指定等の取組みを通じて、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存を図る。

(具体的な事業内容)

- ・レッドリストの作成・更新、国内希少野生動植物種の追加指定の検討及び生息域外保全の方針検討等
- ・種の保存法に基づく保護増殖事業の実施及び生息地等保護区の管理の実施
- ・中央アルプスのライチョウ復活に向けた移植事業の実施
- ・トキ、ツシマヤマネコの順化等の野生復帰の推進
- ・地域関係者等と連携した保全のための体制構築、注目種の調査等
- ・奄美大島、徳之島等における希少種保全のためのノネコ対策

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業・委託事業
■請負事業	民間団体
■実施期間	平成5年度～

4. 事業イメージ



- ・野生生物の現状を把握する基礎資料としてレッドリストを作成・更新
- ・法改正時の衆参附帯決議等を踏まえた国内希少種指定加速

(2020年までに300種追加、2030年までに合計700種)

＜各種の保護増殖事業の推進＞

域内・域外保全

野生復帰の推進

保全体制構築等



（例）中央アルプスにおけるライチョウ復活

野生生物の絶滅を回避

年度	事業概要
R 2～R 3	2020年までの国内希少種300種追加指定を目指した指定加速、各保護対策事業実施
R 4～	2030年目標を踏まえた各保護対策事業実施

お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室 電話：03-5521-8353

【令和2年度予算（案） 50百万円（32百万円）】

国際・国内希少野生動植物種の保全と適正な取引を推進します。

1. 事業目的

- ① 科学当局としてワシントン条約の適正な履行を進めるとともに、同条約で国際取引が規制されている象牙やべつ甲などの適正な国内取引を推進する
- ② 種の保存法で保護されている国内に生息する希少野生動植物種の違法取引と密輸を撲滅する

2. 事業内容

ワシントン条約の適正な履行及び希少野生動植物種の保全を進めるため、以下の事業を実施します。

- I . 希少生物の国際取引の適否の判断に必要な情報を体系的に収集します。
- II . 象牙等の希少野生動植物種の個体及びその器官・加工品を取り扱う事業者に対し、立入検査や指導を強化し、市場の適正な管理に注力します。
- III . 関係機関（省庁、自治体、事業者）の連携を強化し、国内希少野生動植物種の違法採取及び密輸対策について、効果的な対策を実施します。
- IV . 種の保存法についてより広く国民が理解し、違法流通に巻き込まれることを未然に防止するため、普及広報を行います。
- V . 登録機関において、法に基づく届出がインターネット経由でも可能となるよう届出電子システムを運用し、国民の利便性を向上させます。

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|---------------------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者・団体/非営利団体/研究機関 |
| ■実施期間 | 昭和61年度～ |

4. 事業イメージ



III. 関係機関と連携した国内希少種の違法採取・密輸対策（令和2年度の施策概要）

～沖縄奄美地区をモデル地域として～



(1) 関係機関団体との連携強化及び対策推進のための会議開催

- 1) 奄美群島地域（鹿児島県）、沖縄県地域（沖縄県）を包括的に対象とする会議開催
- 2) 地域における現場レベルの会議開催
※1箇所想定（石垣島）
- 3) 関係機関（行政機関・運輸機関・物流機関・警察機関）との監視・連絡体制の構築

(2) 実効性ある違法採取及び密輸対策

- 1) 希少野生動植物の識別ツールの開発等
両生類・は虫類・昆虫・植物等 13種程度作成見込み
- 2) 空港等で差押された種判別困難生物の専門家による同定（100件）
- 3) 違法採取パトロールの強化



(3) 普及啓発

- 1) チラシ・ポスターの作成
※3種類（奄美ver、沖縄本島ver、八重山ver）×各3言語（日・英、中）
×各2種類（ポスター、チラシ）
- 2) 空港や港湾での希少種持ち出し禁止キャンペーンの実施
計3空港（奄美空港、那覇空港、石垣空港）を想定



自然環境保全法の規定に基づき、全国的な観点からわが国の自然環境の現状や変化を把握します。

1. 事業目的

- ① 各種施策の基盤となる自然環境に関する情報を、全国悉皆的に収集・提供する。
- ② 国立公園や世界自然遺産の指定や、希少野生動植物種の選定等、守るべき自然環境の体系を視覚化する。
- ③ 鳥獣被害発生の予見・防止や環境アセスメントの迅速化等を通じ、地域の活性化に貢献する。

2. 事業内容

生物多様性に支えられる自然共生社会の実現に向けた取組には、自然環境に関する現状や改変状況に関する基礎的な情報が不可欠。

このため、多様な主体の参画も得ながら、また、新たな技術やこれまでに得られた調査成果も活用しながら、変化し続ける自然環境の状況を全国悉皆的に調査・解析し、全国的・地域的な課題の解決に貢献する。事業の概要以下のとおり。

(1) 市民等による生物生息・生育状況調査

多様な主体による生物の生息・生育情報の収集・提供

(2) 生物多様性の危機に関する現況把握・とりまとめ

基礎調査成果の解析、基礎調査のマスタープラン作成着手

(3) 動物分布調査（哺乳類等）

哺乳類や鳥類の分布状況を把握

3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業

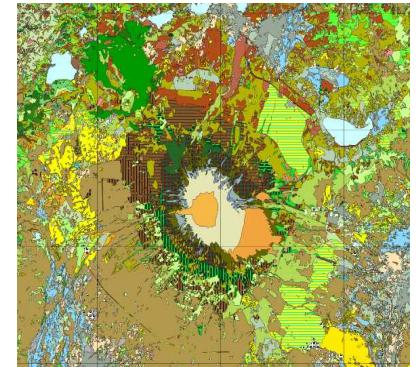
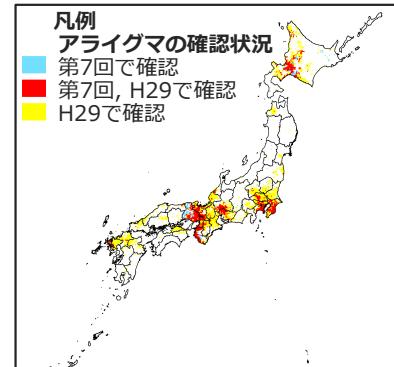
■請負先 民間事業者・団体

■実施期間 昭和48年度～

4. 事業イメージ

情報の収集・提供

【調査成果の例】



アライグマの確認状況（左）、富士山周辺の植生図（右）

収集した全国の生物の生息・生育データを提供するのみならず、各種施策課題やニーズを踏まえ、各種ビッグデータも援用しつつ解析を行い、各種施策の推進を支援。

年度	事業概要
R2	基礎調査成果の解析、動物分布調査
R3	基礎調査のマスタープラン作成、動物分布調査 とりまとめ
R4	マスタープランを踏まえた調査開始

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性センター 電話：0555-72-6033

里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費



【令和2年度予算（案） 25百万円（33百万円）】

絶滅危惧種等の生息地の保全・再生を推進するため、二次的自然を中心に分布情報などの拡充を図ります。

1. 事業目的

- ① 「重要里地里山」・「重要湿地」における昆虫類・両生類・魚類等の分布情報を拡充とともに、複数の種が集中的に分布する地域（絶滅危惧種分布重要地域）を抽出し、生息地等保護区指定検討等の基礎資料としての活用を図る。
- ② 調査手法が捕獲に限られていた淡水魚類について、環境DNA分析技術の標準化と一般への普及、分布情報の収集、を通じて、調査のコスト低減と迅速化に資するとともに、自治体や保全団体による調査体制の構築を支援する。

2. 事業内容

「種の保存法」改正により特定第二種国内希少野生動植物種制度が新設されるなど、二次的自然に生息する種も含めた保全が重要となる中で、多くの絶滅危惧種等が分布する里地里山・湿地といった生息地の保全・再生を効率的かつ効果的に進めていくため、重要地域の抽出や新技術等に係る調査を実施する。

■ 重要地域抽出調査

- ✓ 絶滅危惧種分布重要地域抽出手法の検討
 - ✓ 重要里地里山及び重要湿地における絶滅危惧種情報の拡充
 - ✓ 絶滅危惧種分布重要地域の抽出
- ### ■ 環境DNA技術を用いた淡水魚類調査手法の標準化等調査
- ✓ 淡水魚類を特定するためのDNA情報のデータベース化
 - ✓ 環境DNA分析技術のマニュアル作成（環境DNA学会との共同）
 - ✓ 環境DNA分析技術の普及・一般化のための調査体制構築

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体、大学、研究機関
- 実施期間 平成30年度～令和7年度

4. 事業イメージ



各年度事業概要	年度	重要地域	環境DNA分析
	R2	情報拡充調査 等	リファレンス整備 等
	R3	情報拡充調査 等	リファレンス整備 等
	R4～	重要地域抽出 等	マニュアル取りまとめ 等

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343／生物多様性センター 電話：0555-72-6033

二次的自然等に
多くの絶滅危惧種
が分布

重要里地里山 (500地区)



里地
里山A 里地
里山C

重要湿地 (633地区)



湿地B 湿地D

■ 重要地域抽出調査

- ✓ 絶滅危惧種分布重要地域抽出手法の検討
- ✓ 重要里地里山及び重要湿地における絶滅危惧種情報の拡充
- ✓ 絶滅危惧種分布重要地域の抽出

専門家等による
検討会において
調査・抽出方法
について助言



✓ 既存文献調査
➢ モニタリングサイト1000
➢ 自然環境保全基礎調査
➢ レッドデータブック等
✓ 有識者ヒアリング



重要里地里山・湿地における 絶滅危惧種の分布情報の拡充

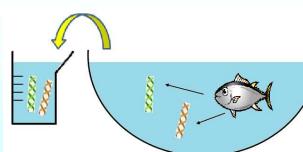
	A種	B種	C種	D種	E種	F種	G種	H種	I種
里地里山A	○	○		○	○	○		○	
湿地B			○					○	
里地里山C	○							○	○
湿地D			○	○	○	○	○		

絶滅危惧種が集中的に
分布する絶滅危惧種分布
重要地域を抽出

里地
里山A 湿地D



環境DNA技術による淡水魚類調査、
同技術の標準化等



環境DNA分析技術を用いた
淡水魚類調査方法の
普及・一般化

■ 環境DNA技術を用いた淡水魚類調査手法の標準化等調査

- ✓ 淡水魚類を特定するためのDNA情報のデータベース化
- ✓ 環境DNA分析技術のマニュアル作成（環境DNA学会と連携）
- ✓ 環境DNA分析技術の普及・一般化のための人材育成及び調査体制構築

生物多様性減少リスク 管理の強化

- ✓ 自然再生等による効率的・効果的な保全対策の実施
- ✓ 生息地等保護区 及び国内希少野生動植物種の選定に向けた基礎資料
- ✓ 外来種対策の強化・効率化
- ✓ 科学的基盤の継続的な維持強化

環境アセスメント における 生物調査のコスト 低減・迅速化

- ✓ 調査コストの低減、期間の短縮化
- ✓ 捕獲が困難な種の正確な情報把握

【令和2年度予算（案）80百万円（新規）】

流域の遊水機能を強化するなど、自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めます。

1. 事業目的

- ① 令和元年10月の台風19号災害において、「自然生態系の機能」が防災・減災に貢献した事例調査とその要因分析。
- ② かつての氾濫原や湿地等の再生による流域全体での遊水機能等の強化に向けた生態系機能ポテンシャルマップの作成。

2. 事業内容

台風19号による甚大な被害が生じる中、例えばラムサール条約湿地である渡良瀬遊水地で貯水機能が発揮されたことから、今後の防災・減災対策としてダム・堤防等の土木技術を主体とする手法に加えて、流域全体での防災・減災を進める手法の必要性が再確認されている。

気候変動による将来の影響を見据えれば、かつての氾濫原や湿地を再生して流域全体での遊水機能を強化しつつ災害への暴露を回避するなど自然生態系が持つ防災・減災機能の更なる活用が求められるものの、その機能の検証や活用に向けた検討は不十分なところ。

本事業では、①台風19号災害において、自然生態系の機能が防災・減災に貢献した事例調査を行いその要因分析を行うとともに、②流域全体での遊水機能等の強化と生物多様性の保全・再生に向けた生態系機能ポテンシャルマップ（旧湿地・氾濫原等を湿地・氾濫原等に戻した場合の保水力や生物多様性保全効果の評価）の作成を行うことで、今後の流域単位での防災を念頭に置いた自然調和型地域づくりや、次期生物多様性国家戦略や国土利用計画等につなげることを目指す。

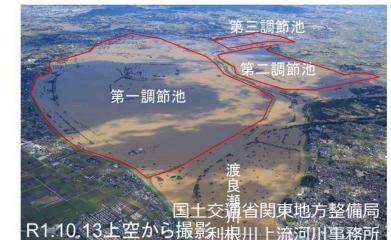
3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者・団体／研究機関等
■実施期間	令和2年度

4. 事業イメージ



湿地や氾濫原等



遊水機能を発揮
R1.10.13上空から撮影
国土交通省関東地方整備局
根川上流河川事務所

生態系の機能が流域全体での防災減災に貢献した事例調査

旧湿地・旧氾濫原の抽出

生態系機能ポテンシャルマップの作成



地域づくり・生物多様性国家戦略等各種計画策定に貢献

年度	事業概要
R 2	事例調査と要因分析、生態系機能ポテンシャルマップの作成。

【令和2年度予算（案） 2,300百万円（500百万円）】

【令和元年度補正予算（案） 400百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

- ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化しており、平成25年度に策定した「抜本的な鳥獣捕獲対策」において10年後の令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて捕獲数の大幅な増加を図ることとしています。

また、平成30年9月以降に拡大しているCSFのウイルス拡散防止を図るため、野生イノシシの捕獲を強化することとしています。

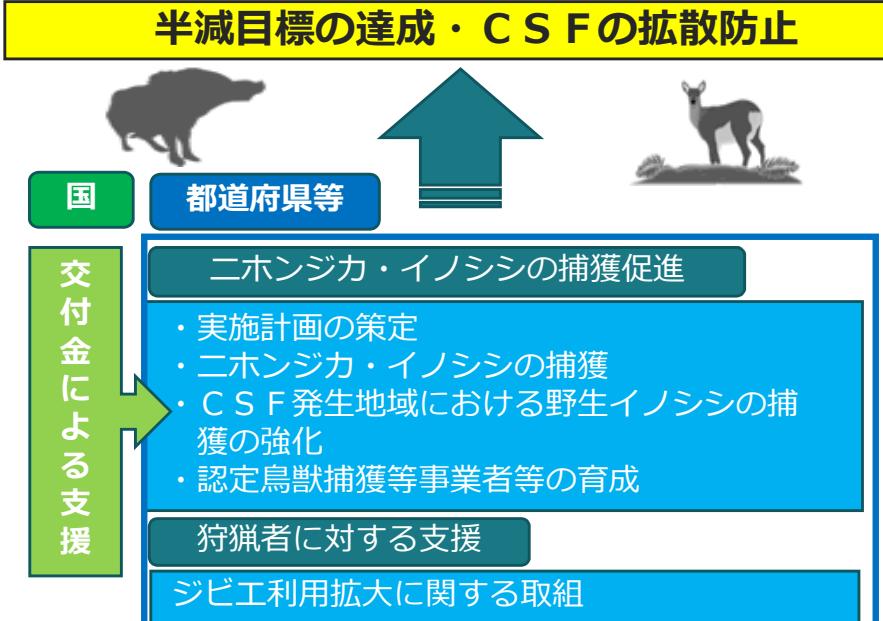
今後、ニホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及びCSFウイルスの拡散防止に向けて、なお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援します。

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等
- ・指定管理鳥獣の捕獲等
- ・効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲）
- ・認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ・ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ・ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援等）

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|--------------------|
| ■事業形態 | 交付金（補助率1/2、2/3、定額） |
| ■交付先 | 都道府県、協議会 |
| ■実施期間 | 平成26年度～令和5年度 |

4. 事業イメージ



年度	事業概要
R 2	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進
R 3	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進
R 4	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進

【令和2年度予算（案）155百万円（83百万円）】

鳥インフルエンザやCSF等の野生鳥獣の感染症に関する対策を行い、国民の安心・安全の確保に寄与する。

1. 事業目的

- ① 高病原性鳥インフルエンザやCSFに関するモニタリング体制の整備、効率的なウイルス検出手法の検討、感染経路解明のための基礎的な知見の収集等により、危機管理体制が構築され、国民の安心・安全の確保に寄与する。
- ② ASF等の野生鳥獣が感染・伝播する感染症についても国内外の情報収集を行うとともに、我が国における野生鳥獣の感染症対応のあり方について検討を行い、危機管理能力を高める。

2. 事業内容

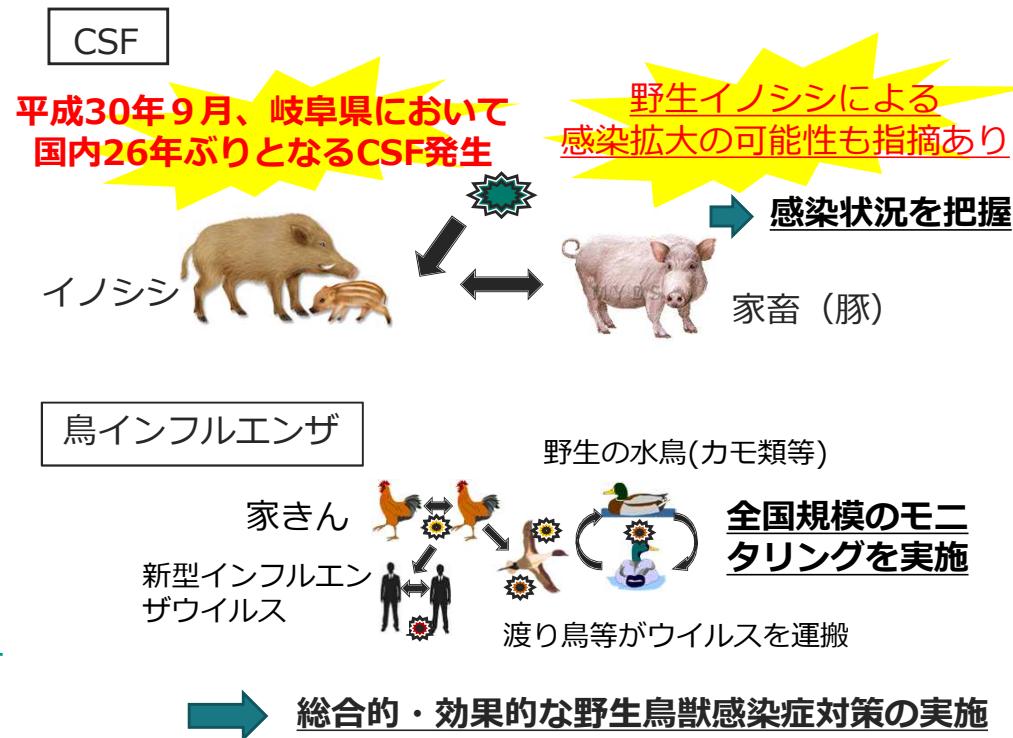
野生鳥獣感染症について広く適切に対応するため、以下の事業を実施する。

- ・ 鳥インフルエンザウイルスを伝播する可能性がある渡り鳥に送信機を装着し、人工衛星等による追跡・渡り経路の把握や飛来状況の収集を行う。
- ・ 渡り鳥等について鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリングを実施し、その情報を関係省庁や都道府県が活用することで感染症対策に役立てる。
- ・ 動物園における高病原性鳥インフルエンザへの対応方針について、周知するための講習会や技術研修会を開催する。
- ・ ASF等の国外の野生鳥獣感染症に関する情報を収集・整理するとともに、感染症対応のあり方について検討会等を開催する。
- ・ 平成30年9月以降野生イノシシ等で発生しているCSFなどの感染症について、指定管理鳥獣捕獲等事業などで捕獲したイノシシの全国的な感染確認検査を農林水産省、都道府県と連携して実施する。また、令和元年度に作成予定である防疫措置の手引きの内容について周知・研修を実施することにより、捕獲従事者の適切な防疫措置による捕獲を推進・強化する。

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|---------------------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者・団体、非営利団体、研究機関 |
| ■実施期間 | 平成17年度～ |

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案）180百万円（140百万円）】

侵略的外来種による生態系等の被害を防止するため、必要な調査・検討を行う。

1. 事業目的

外来生物法に基づく規制等を適切に実施するため、調査・検討を実施し下記目的を達成する。

- ① 侵略的外来種による生態系等の被害、特にヒアリの国内定着を防止する
- ② 生物多様性条約第10回締約国会議で決議された「愛知目標」を達成する。

2. 事業内容

○特定外来生物等の選定及び調査

- ・専門家による特定外来生物選定の会合・港湾等における調査等の実施
- ・大量飼養されている外来種の段階的規制のあり方の検討
- ・ヒアリ侵入時の確認調査及び緊急防除
- ・ヒアリ対策に関する専門家会合の開催等を通じた情報・知見の集約
- ・自治体向け講習会やヒアリ相談ダイヤルを通じた関係者との情報共有
※令和元年10月の東京港での女王アリ確認を踏まえた対策強化含む

○愛知目標達成のための外来種対策強化にかかる調査・検討

- ・非意図的な導入対策にかかる調査・検討
- ・未定着種の早期発見体制の構築及び情報共有システムに関する検討

○改正海洋汚染防止法の施行にかかる調査・検討

- ・バラスト水に関するリスクアセスメント手法のとりまとめ及び適用

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■ 請負先	民間事業者・団体
■ 実施期間	平成17年度～

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 574百万円（574百万円）】

優先度に応じた外来生物の防除を実施し、生態系等への被害を防止する

外来生物法に基づき特定外来生物の防除事業を実施することで下記目的を達成する。

1. 事業目的

- ① 外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下
- ② 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成

2. 事業内容

我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼす外来生物のうち、以下の3つの観点から優先度の高いものについて、防除（駆除など）を実施する。

① 侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業

最も費用対効果の高い侵入初期の防除及びそのための監視体制の構築
平成29年に国内初確認されたヒアリ調査の実施等

② 特定外来生物防除直轄事業

世界自然遺産候補地等の生物多様性保全上重要な地域における防除
(例：奄美大島におけるマングース防除等)

③ 広域分布外来生物対策強化促進事業

分布まん延期の外来生物の情報収集、共有など、関係機関との連携強化等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成30年度～令和3年度

4. 事業イメージ



- 外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下
- 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成

日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費



【令和2年度予算（案）450百万円（437百万円）】

多種多様な自然環境を保全しつつ観光資源として地域活性化に活用します。

1. 事業目的

- ① 国立公園等の優れた自然環境や景観等を維持及び保全
- ② 日本の自然を活かし国内外から多くの観光客を呼び込み、地域を活性化
- ③ 世界自然遺産の価値の保全管理、登録推進

2. 事業内容

- ① エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制等における地域連携の強化と運営管理の抜本的向上
- ② 子どもの自然体験活動の推進体制強化
- ③ 世界自然遺産地域等の保全管理、IUCNより対応が求められている「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の登録に向けた保全管理強化等の実施



我が国は、観光資源等としてポテンシャルの高い豊かな自然を
多数有する

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、交付金（1/2）
- 請負先等 民間事業者
- 実施期間 平成26年度～

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

4. 事業イメージ

魅力をさらに引きだすプログラム等を実施

① 国立公園等地域活性化促進連携事業

エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制強化や協働型管理運営体制の導入により地域とともに利用推進。



② 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業

国立公園等において、子どもの自然体験活動の推進体制及び受入体制を強化。



③ 日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業

貴重な自然環境は、国の資産。国立公園、さらには世界遺産として、質の高い保護管理を実施。



世界遺産保全管理拠点施設等整備費



【令和2年度予算（案） 59百万円（11百万円）】環境省

世界自然遺産推薦地「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」に世界遺産センター（仮称）を整備します。

1. 事業目的

- ① 世界自然遺産推薦地「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」における保全管理の拠点として整備。
- ② IUCNからも指摘された観光管理施設の整備により、適切な観光管理を図る。
- ③ 総合的なインフォメーションの提供を行う。

2. 事業内容

IUCN勧告を踏まえた、本地域の確実な世界自然遺産登録に向けて、適切な保護管理及び利用者対応のための普及啓発体制を整えるとともに、推薦地の観光利用にあたって、少人数利用を基本とする遺産地域利用の事前レクチャーの実施、多人数の観光客も遺産価値を享受できるVR等を活用した感性に訴える展示施設など、ゾーンに応じた適切な利用を推進するための世界遺産センター（仮称）の整備を行います。

※ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」については、平成29年2月に世界遺産推薦書をユネスコに提出し、平成30年5月に、世界遺産登録審査を担うIUCNから「延期」勧告を受けた。上記勧告とともに、観光客の増加に伴う推薦地への影響が遺産価値に対する脅威として指摘されており、主要な観光開発地帯や観光誘引地域において、観光管理施設、解説システム等を設置するよう指摘を受けている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成26年度～令和6年度

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8274

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 17,871百万円（16,253百万円）】

【令和元年度補正予算（案） 6,705百万円】

世界水準の「ナショナルパーク」を実現し、国立公園等の保護と利用の好循環により、地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- ① 日本の国立公園のブランドイメージを確立し、インバウンドの誘客を促進
- ② インバウンド対策を通じ、外国人とともに日本人も国立公園や国民公園の魅力を満喫できるようにする
- ③ 利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし消費単価や満足度の向上するための施策を実施し、地域に経済効果をもたらし、一層の自然環境の保全への再投資を促進

2. 事業内容

* : 国際観光旅客税を活用した事業

平成28年3月に政府（議長：内閣総理大臣）がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つとして国立公園が位置づけられ、2020年に国立公園訪日外国人利用者数を年間1000万人とする目標を掲げている。2018年の当該利用者数は約694万人となり、利用者数の更なる増加と受入環境整備の強化、満足度の向上に向け、国立公園を磨きあげる以下の取組を実施する。合わせて、国民公園の魅力向上を図る。

- ・滞在環境の上質化* : 利用拠点の滞在環境の上質化、多言語解説の整備・充実
- ・魅力あるコンテンツづくり* : アクティビティ等と組み合せたグランピング、国立公園ならではの「食」やナイトハイキング等の造成、野生動物観光の促進。ビジターセンターのインバウンド対応機能強化とデジタル技術を活用した展示促進
- ・基盤的な利用施設の整備／長寿命化 : 登山道の再整備、キャンプ場リニューアル等
- ・受入環境の整備 : ガイド等の人材育成、利用者負担による保全の仕組みづくり等
- ・海外への情報発信 : 旅行博等への出展、JNTOとの連携によるプロモーション強化*等
- ・新宿御苑や京都御苑の魅力向上* : 歴史的遺構の整備や体験型コンテンツの造成等

3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業／補助事業／交付金

■請負先 民間事業者・団体／都道府県・市町村

■実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案）160百万円（新規）】

旧皇室苑地として國民公園等が持つ魅力を最大限活用するための取組を実施します。

1. 事業目的

- ① 各國民公園等が持つポテンシャルを引き出し、一層の魅力の向上を図る。
- ② 増加する来苑者による公園施設への負荷を緩和しながら、各國民公園等の各施設の利便性・安全性を確保する。

2. 事業内容

近年、國民公園等では、海外も含め、多くの来苑者を迎えており（例：新宿御苑H30年来苑者約232万人、前年度比5.2万人増、約半数が外国人）、世界的な観光口コミサイトでも、新宿御苑が全国で6位の評価を受ける等、注目度が一層高まっている。

國民公園等は都心立地ながら、旧皇室苑地として上質な庭園環境を守りつつ国民の利用に供していることが高い評価を受けており、各苑地の一層の魅力の向上を図ることへの関心が高く、観光戦略実行推進会議等においても國民公園等が議題の一つとして度々取り上げられている。

これらを踏まえ1.の事業目的を達成するため、各苑地における調査を踏まえて、利用時間の拡大やライトアップ、新宿御苑入園料のキャッシュレス化、民間活力の導入等をはじめとするニーズに沿った取組や利便性・安全性の確保に資する取組を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者
■実施期間	令和2年度～

4. 事業イメージ



新宿御苑八重桜ライトアップ

國民公園内歴史施設等の公開拡充（写真：新宿御苑旧洋館御休所）

年度	事業概要
R 2	新宿御苑魅力向上推進 皇居外苑基礎調査
R 3	新宿御苑魅力向上推進（継続） 皇居外苑詳細調査
R 4	新宿御苑魅力向上推進（継続） 皇居外苑魅力向上推進

温泉の保護及び安全・適正利用推進費



【令和2年度予算（案） 25百万円（23百万円）】

温泉の保護、適正利用及び可燃性天然ガスによる災害防止とともに、「新・湯治」による温泉地活性化を図ります。

1. 事業目的

- ① 温泉法の適正な施行を通じて、大自然の恵みである温泉を将来の世代に引き継ぎ、温泉の適正利用、情報提供の推進を通じて利用者の安全・安心を確保するとともに、温泉採取施設等における可燃性天然ガスによる災害の防止を図る。
- ② 温泉の力や自然や文化等の地域が持つ地域資源の力を十分に発揮し、国民共有の資源である温泉を将来にわたって引き継いでいくため、温泉地の活性化を図る。

2. 事業内容

（1）温泉資源の保護に関する法施行状況等調査事業

都道府県が温泉掘削の許可等を行う上での基本的な指針である「温泉資源の保護に関するガイドライン」の見直しに向けて必要な情報の調査・検討等を行う。

（2）温泉の安全で適正な利用に関する法施行状況等調査事業

温泉付随可燃性天然ガスによる災害防止のための採取許可等制度の施行状況、硫化水素中毒事故等を踏まえた硫黄泉に関する利用実態調査等を行う。

（3）自然等の地域資源を活かした温泉地活性化推進事業

現代のライフスタイルに合った温泉地の過ごし方やその推進のために必要な考え方として有識者会議で提案された「新・湯治推進プラン」の内容を実現するために必要な事業を実施する。

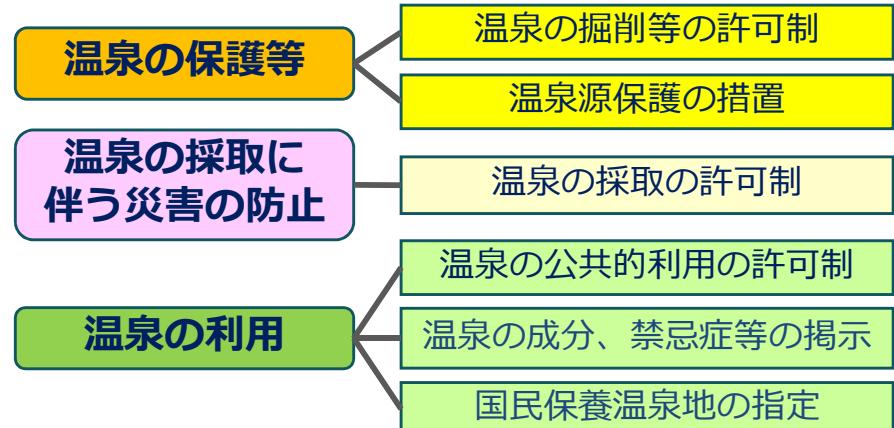
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～

お問合せ先： 自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室 電話：03-5521-8280

4. イメージ

温泉法の概要(昭和23年法律第125号)



※許可等制度は、都道府県の自治事務として運用



新しい取り組みによる温泉地活性化

可燃性天然ガスによる事故防止対策

(3) 自然等の地域資源を活かした温泉地活性化推進事業

○「チーム 新・湯治」の運営等業務 12百万円（6百万円）

- ・現代のライフスタイルにあった温泉地での過ごし方である「新・湯治」の趣旨に賛同する自治体、団体、企業等を募り、「チーム 新・湯治」として官民連携のネットワークを構築し、ホームページやセミナー等の運営を通じて温泉地と企業等の相互理解・連携の推進を図り、温泉地の活性化を後押しする。また、温泉地で過ごすことの健康回復、ストレス改善効果等を把握する調査を全国で実施する（継続）。
- ・温泉地を活用した新しいスタイルの滞在方法として、都市部の企業がサテライトオフィス、テレワーク等に温泉地を活用する取り組みが注目されている。温泉地・企業それぞれにメリットがあるため、「チーム新・湯治」のネットワーク等を活用した全国の温泉地への普及促進に向けて、先進事例、温泉地活用方法、導入手法等の調査を行う（新規）。
- ・日本の温泉地全体の活性化を図るため、「新・湯治」の考えに沿った先進的な取り組みを認定する制度を導入するなど、「チーム新・湯治」のネットワークを最大限に活用して自立的に全国の温泉地への波及を促していくための仕組みの検討を行う（新規）。



【令和2年度予算（案）518百万円（352百万円）】

動物の愛護及び適正な飼養管理等に必要な施策を推進し、人と動物の共生する社会の実現を図ります。

1. 事業目的

- ① 改正動物愛護管理法が成立したことを踏まえ、改正事項等への対応に必要な調査・検討等を実施するとともに、犬猫へのマイクロチップ装着義務化に伴い必要となる情報登録システムを構築するほか、犬猫の殺処分数の削減に向け都道府県等が実施する動物収容・譲渡対策施設の整備補助等を行い、人と動物の共生する社会の実現を図る。
- ② 愛玩動物看護師の国家資格認定に係る体制整備に必要な調査・検討を行う。

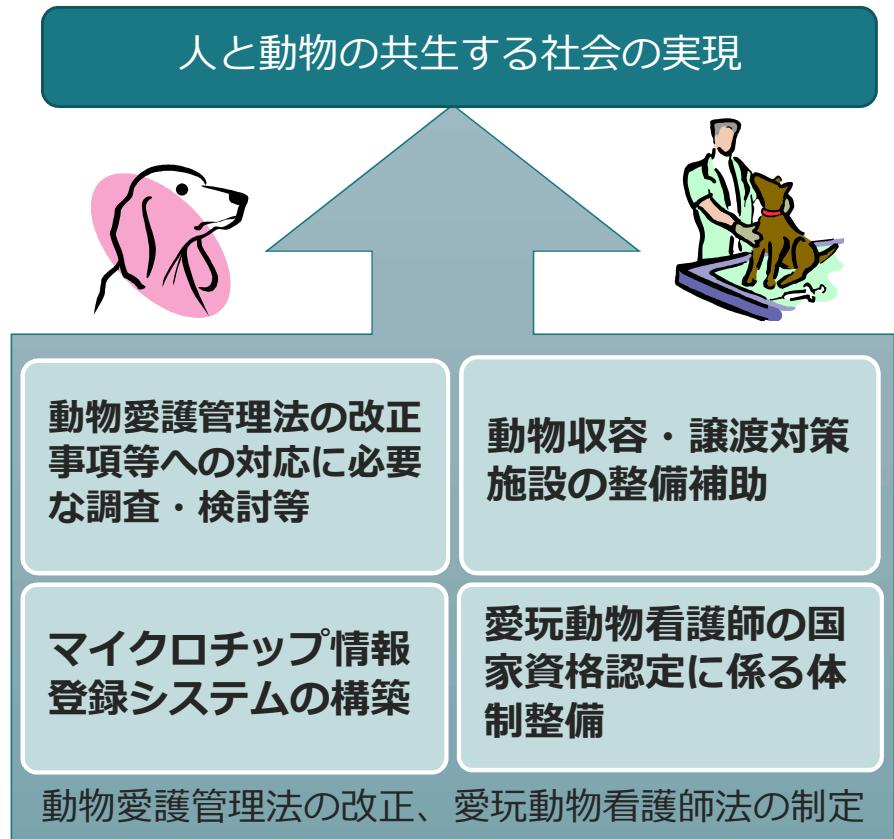
2. 事業内容

- ・ 動物愛護管理法改正を踏まえた必要な調査・検討等の実施
総合的な普及啓発、周知、各種基準・ガイドライン等の策定・見直し、改正事項や附則・附帯決議に基づく調査検討、ペット関連産業実態調査等
- ・ 動物収容・譲渡対策施設の整備補助
都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業等に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）
- ・ マイクロチップ情報登録システムの構築
販売される犬猫へのマイクロチップ装着義務化に伴い、所有者情報の登録等を円滑に行う電子情報システムを構築する。
- ・ 愛玩動物看護師の国家資格認定に係る体制整備
国家資格認定に係る体制整備に必要な調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／非営利団体／大学／研究機関
※動物収容・譲渡対策施設の整備補助については下記のとおり
- 事業形態 直接補助事業、間接補助事業（補助率：1／2以内）
- 補助対象 都道府県、政令市及び中核市、等

4. 事業イメージ



犬猫のマイクロチップ情報登録システム構築費



【令和2年度要求額 160百万円（新規）】

指定登録機関において、犬猫の所有者情報の登録・変更等を担うシステム構築を行います。

1. 事業目的

犬猫のマイクロチップ装着義務化に伴い、所有者情報を登録等を円滑に行うシステムを構築。

2. 事業内容

- 動物愛護管理法改正（令和元年6月の公布から3年内に施行）により、所有者明示等の観点から、販売される犬猫については、マイクロチップの装着義務化が予定されている。
- マイクロチップ装着後、所有者に係る個人情報を指定登録機関に登録する必要がある。

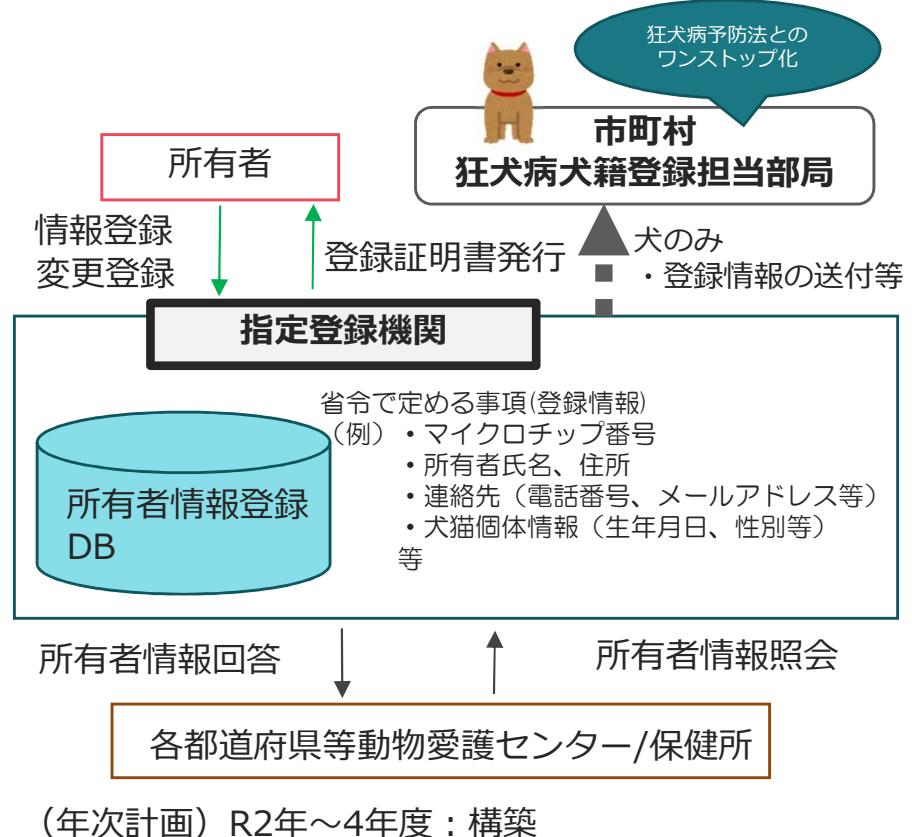
<本システムを利用して行う業務>

- 所有者情報の新規登録、変更登録
- 登録証明書の発行
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録制度とのワンストップ化
- 迷子になった犬猫の所有者情報の回答 等

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|-----------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者 |
| ■実施期間 | 令和2年～令和4年 |

4. システム構築イメージ



【令和2年度予算（案） 14百万円（新規）】

愛玩動物看護師の国家資格認定に係る整備を行います。

1. 事業目的

- ① 愛玩動物看護師法の制定に伴い、実施が必要となる国家資格認定にかかる制度の構築を検討する。
- ② 農水省と共同で行う国家資格認定試験にかかる体制を整備し、実施に至るまでの問題を整理して試験の実施にかかる準備を行う。

2. 事業内容

愛玩動物看護師が国家資格となる事に伴い、

- ・国家資格認定試験実施にかかる検討
- ・国家資格認定試験の実施にかかる必要経費等調査
- ・国家資格認定試験を共同実施する農水省との連絡・調整
などが必要となる。

近年設置された国家資格試験の実施状況と必要経費等を調査し、愛玩動物看護師法による国家資格認定試験の実施準備の資料となる情報を収集する。

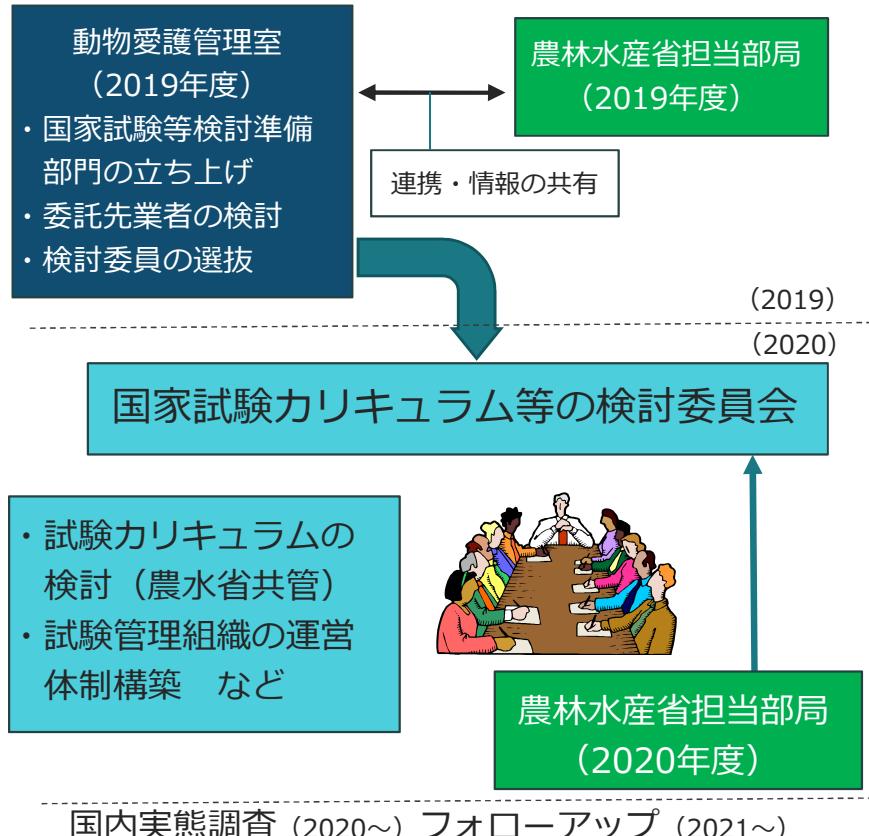
また、国家資格認定試験の獣医療にかかる部分を担当する農水省と、試験の実施にかかる調整を行い、次年度の実施に向けて準備を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体または大学/研究機関
- 実施期間 令和2年度～

お問合せ先： 環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室

4. 国家試験カリキュラム等の検討委員会



人と動物の共生する社会の実現を図るため、改正動物愛護管理法を踏まえ動物の適正飼養の推進及び基盤強化を行います。

1. 事業目的

- ① 動物愛護と適正飼養に係る国民意識の向上、改正法の周知
- ② 改正法の改正事項や附則・附帯決議に係る措置についての調査・検討の推進
- ③ 犬猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等に向けた検討の推進
- ④ 適正飼養の推進（社会福祉施策と連携した多頭飼育問題対策、災害時のペット受入体制支援、マイクロチップ装着による所有明示措置の推進、ペット関連産業の実態把握）

2. 事業内容

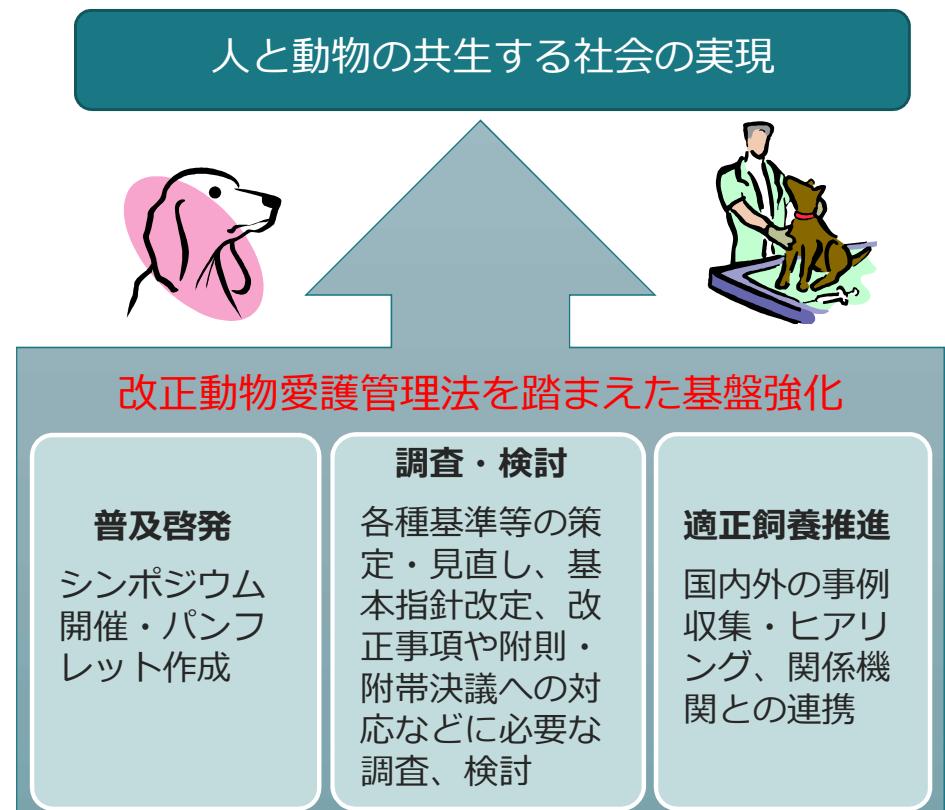
令和元年6月の改正動物愛護管理法の成立に伴い、各種基準等の見直しや関係機関への周知が必要。改正事項や附則・附帯決議において求められている措置への対応に必要な検討調査等、改正動物愛護管理法を踏まえた動物の適正飼養の推進と基盤強化のための事業を行う。

- ・ 改正動物愛護法に対応した総合的な普及啓発、周知
- ・ 各種基準・ガイドライン等の策定、見直し
- ・ 改正動物愛護管理法の改正事項や附則・附帯決議に基づく調査検討
- ・ 社会福祉施策と連携したペット適正飼養対策事業
- ・ 災害時のペット受入体制強化推進事業
- ・ マイクロチップ義務化に向けた調査検討
- ・ ペット関連産業実態調査 等

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|------------------------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者・団体／非営利団体／大学／研究機関 |
| ■実施期間 | 平成18年度～ |

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 162百万円（72百万円）】

石綿の飛散防止対策に係る取組を推進します。

1. 事業目的

建築物の解体等に当たっての効果的・効率的な立入検査の実施等の検証を行うためのモデル事業や、事前調査結果の電子申請システムの整備等により、いわゆるレベル3建材を含めた石綿の飛散防止対策に係る取組を推進する。

2. 事業内容

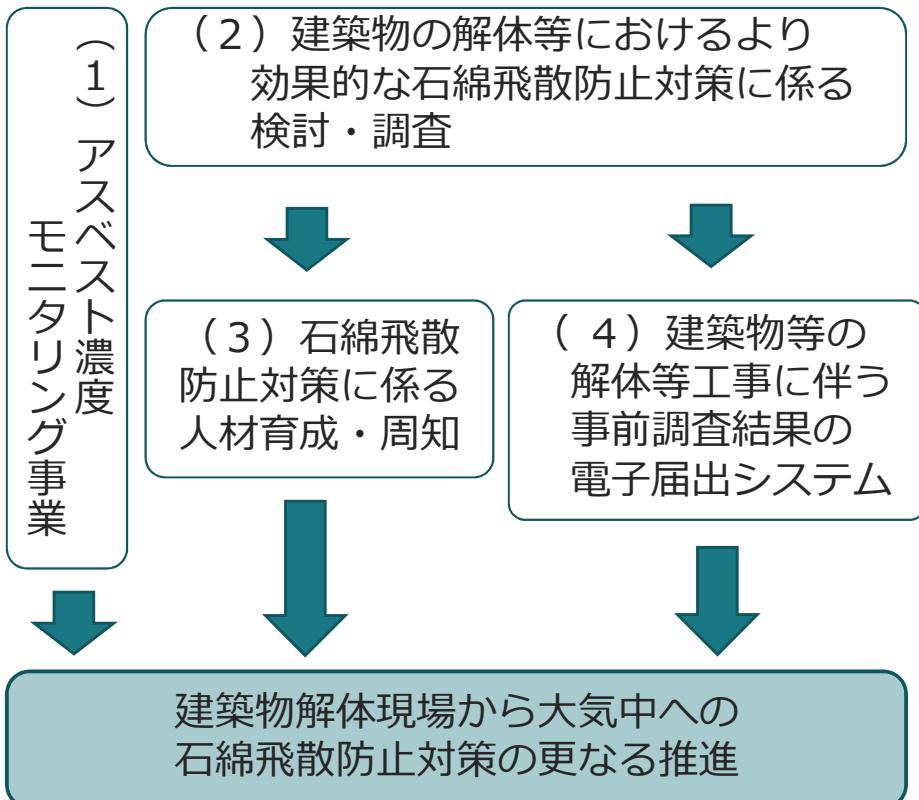
大気汚染防止法に基づき、建築物の解体等工事を対象とした石綿飛散防止対策に係る取組を推進します。

- (1) アスベスト濃度モニタリング事業 (27百万円)
建築物の解体現場周辺、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染の状況及び傾向を把握する。
- (2) 建築物の解体等におけるより効果的な石綿飛散防止対策に係る検討・調査 (51百万円)
- ア 石綿飛散防止対策推進モデル事業
 - イ 石綿飛散防止に係るマニュアル等の改訂
- (3) 石綿飛散防止対策に係る人材育成・周知 (23百万円)
ア 事業者（工事受注者等）を対象とした説明会、講習会の開催及び自治体が円滑に運用するための支援
イ 建築物石綿含有調査者の育成
ウ 国民、事業者（建築物の所有者等）への幅広い周知
- (4) 事前調査結果の電子届出等システムの整備 (61百万円)
制度の必要性が示されている事前調査結果の都道府県への報告について、報告に必要な電子申請システムを整備する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案）47百万円（44百万円）】

騒音・振動・悪臭公害及び光害対策の強化による、より良好な生活環境の形成・保全を推進します。

1. 事業目的

- ① 良好的な生活環境形成・保全を推進するため、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の着実な施行
- ② 新たな対策手法・評価手法に係る検討及び社会状況等を踏まえた問題への対応による、よりよい生活環境の形成
- ③ 星空等の光環境に着目した感覚環境づくりの推進

2. 事業内容

騒音・悪臭・振動は典型7公害の公害苦情受付件数の約半数以上を占める。

平成30年10月にWHO欧洲地域事務局が公表したガイドラインを受け、我が国の環境騒音の暴露による健康影響を踏まえた騒音施策のあり方について検討が必要。これらを踏まえ、以下の事業を実施する。

- 騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の施行状況調査の実施
- 騒音・振動の新たな対策手法の推進に係る検討
 - ・ 最新の科学的知見を踏まえた総合的な騒音施策の検討 など
- 脱炭素社会実現に向けた新たな騒音問題への対応
 - ・ 純音性成分を含む騒音への対策の検討 など
- 悪臭公害防止強化対策に関する検討
 - ・ 悪臭公害防止対策強化対策検討業務〈請負業務〉 など
- 星空等の光環境に着目した感覚環境づくりの推進

3. 事業スキーム

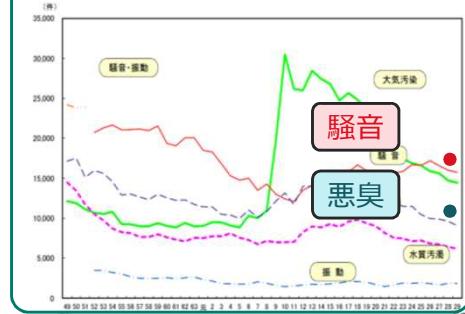
- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負・委託先 民間団体、地方自治体
- 実施期間 昭和63年度～

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 大気環境課 大気生活環境室 電話：03-5521-8299

4. 事業イメージ

①② 騒音・悪臭・振動

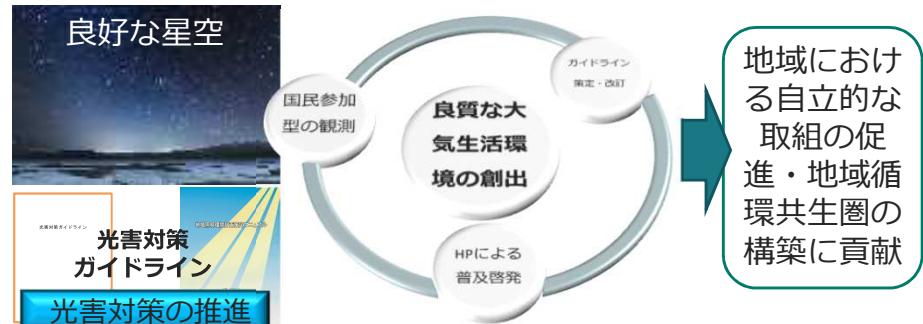
- 典型7公害で騒音・悪臭は苦情の半数



- 脱炭素社会への動き、最新の知見
※風力発電施設の増加
※WHOガイドラインの公表(2018.10)

- 新たな課題に対応した調査・検討の充実

③ 星空等の光環境に着目した感覚環境づくりの推進



【令和2年度予算（案） 207百万円（207百万円）】

大気環境基準の達成に向けて、自動車等由来排出ガスの総合的な対策を推進します。

1. 事業目的

自動車交通量の多い一部の局地で、長期にわたりNO₂に係る環境基準が未達成。また、船舶や航空機は、自動車に比して排出ガス対策が不十分。このため、自動車、船舶、航空機等の移動発生源による大気汚染について、自動車NO_x・PM法やオフロード法等現行制度下での排出ガス対策を進めつつ、大気環境基準の達成に向けた総合的な対策を推進。併せて、CO₂の効率的な削減を図る。

2. 事業内容

(1) 自動車大気汚染対策等の推進

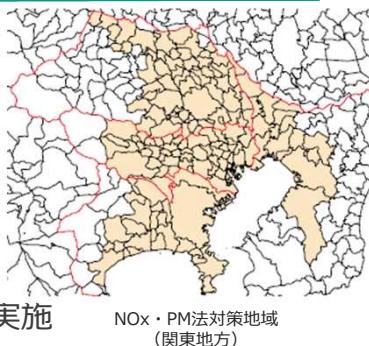
- ・総量削減計画の進行管理（地方委託）
- ・自動車走行実態調査
- ・局地汚染対策検討、基準確保状況評価
- ・NO_x、PM、CO₂将来推計と今後の戦略検討

(2) オフロード特殊自動車排出ガス対策の推進

- ・2020年度法見直しに向けた課題検討及び技術講習会の実施
- ・オフロード法情報管理システム(OIMS)保守

(3) 船舶・航空機排出ガス対策の検討調査

- ・船舶排出ガスに関するシミュレーション手法の確立・高度化
- ・航空機排出ガスに関する実測調査、メカニズムの把握



3. 事業スキーム

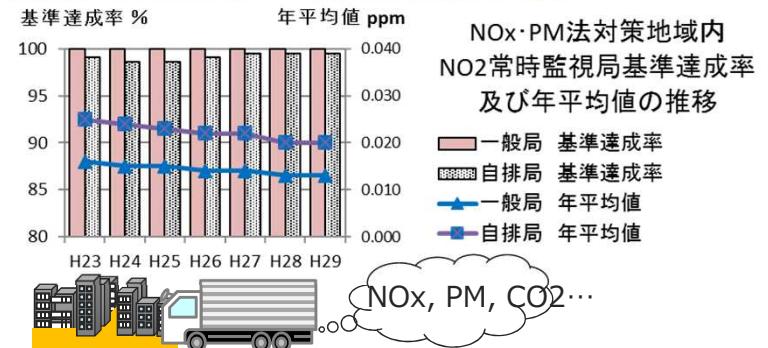
■事業形態 請負事業、委託事業

■請負先等 民間事業者・団体、地方公共団体

■実施期間 平成14年度～

4. 事業イメージ

(1) 自動車大気汚染・CO₂対策の推進



(2) オフロード特殊自動車排出ガス・CO₂対策の推進 (オフロード特殊自動車の例)



(3) 船舶・航空機排出ガス対策の検討調査



【令和2年度予算（案） 318百万円（318百万円）】

今後の自動車排出ガス・騒音規制のあり方について、検討を進めます。

1. 事業目的

- ① 大気汚染や騒音に係る環境基準達成に向け、実環境における排出ガス低減や騒音低減に資する効果的な対策を検討する。
- ② 中央環境審議会の答申に示された課題の検討を行い、自動車排出ガス及び騒音の許容限度等の改正を行う。

2. 事業内容

環境基準達成のため、規制値見直し、試験法の検討等が不可欠。このため、以下の調査を実施する。

- ・ 車両騒音シミュレーション手法の開発及び追加騒音規定の見直しのための様々な走行条件における騒音レベルの調査
- ・ 路上走行検査におけるNOxのCF値（台上試験の規制値に対する倍数）の強化及びPM粒子数のCF値の導入に向けた検討
- ・ 温度補正を含む排出原単位及び総量算定方法の見直し
- ・ 特殊自動車の排出ガス規制見直し検討のための排出原単位及び総量算定調査
- ・ 大気環境配慮型SS認定制度の運営及び認知度向上に向けた広報活動
- ・ NOx後処理装置の使用過程での性能低下メカニズム解明のための調査検討
- ・ PM粒子数規制の国内導入に向けた検討
- ・ ブレーキ・タイヤ摩耗に由来するPM測定及び試験法の検討
- ・ 燃料の重質化に伴う排出ガス量の評価

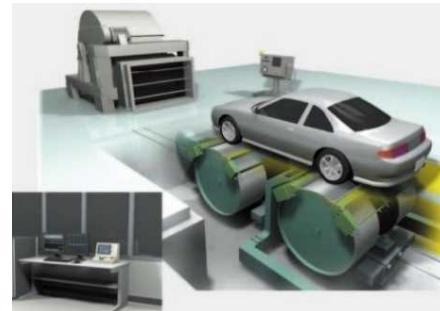
3. 事業スキーム

- | | |
|---------|----------------|
| ■事業形態 | 請負・委託事業 |
| ■請負・委託先 | 民間事業者・団体、研究機関等 |
| ■実施期間 | 平成12年度～ |

4. 委託内容・事業イメージ

自動車排出ガス規制強化等推進事業の例

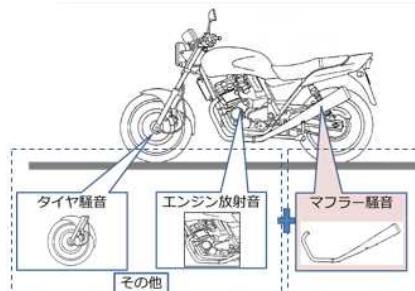
シャシダイナモ試験による排出ガス量測定



大気環境配慮型SS認定制度の運営及び認知度向上のための広報活動



自動車単体騒音規制強化等推進事業の例



車両騒音
シミュレー
ション
による予測

マフラー
騒音の
低減対策の
効果評価

【令和2年度予算（案） 130百万円（118百万円）】

「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 中央環境審議会から令和元年度に示される予定の豊かな海の確保に向けた「方策の在り方」を踏まえ、湾・灘ごとの実情に応じた地域における取組を促進するとともに、その効果を広く発信し全国の地域における豊かな海づくりを推進する
- ② 瀬戸内法の第19条の4に基づき、国が行うべき瀬戸内海の水質の状況やその他の環境の状況について調査を行う
- ③ 気候変動による影響評価を踏まえ閉鎖性海域における具体的な適応策等を検討する

2. 事業内容

平成27年の改正瀬戸内法の施行後5年の見直しについて、令和元年度末に中央環境審議会の答申がなされる予定であり、これに基づき、きめ細やかな水質の保全・管理、失われた藻場・干潟等の場の保全・再生等の湾・灘ごとの課題に対する地域の豊かな海づくりの取組を促進するとともに、引き続き、気候変動による影響への適応策の検討等の必要な調査・検討を実施する。

①地域における豊かな海づくりの促進（一部拡充）

- ・地域における海づくりの取組支援（取組効果の定量的評価のための調査等）（拡充）

令和元年度末になされる予定の答申に基づき、関係自治体からの要望を踏まえた、きれいな豊かな海づくりの取組を支援するために事業を拡充

- ・衛星画像による解析手法を用いた藻場・干潟の分布状況の把握等

②水環境の分析・評価、保全・管理方策の検討

- ・湾・灘ごとの水環境に係る調査、「方策の在り方」の基本計画・府県計画への反映等

③気候変動による影響評価及び適応策の検討等

- ・シミュレーションモデルを用いた影響評価及び具体的な適応策の検討

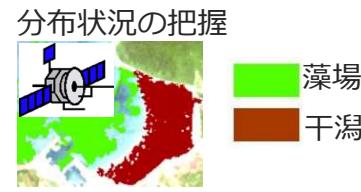
3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者・団体
■実施期間	平成22年度～

お問合せ先： 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 電話：03-5521-8319

4. 事業イメージ

①地域における豊かな海づくりの促進



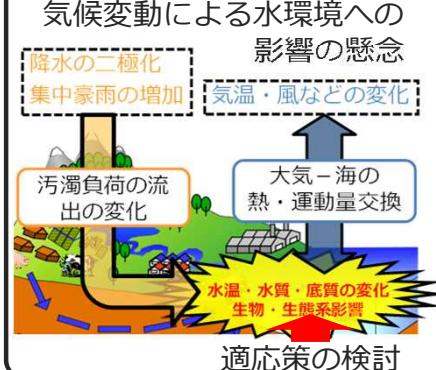
地域における取組等の効果の定量評価等
地域の海づくりを促進

全国に横展開し、
豊かな海を実現

②水環境の分析・評価、保全・管理方策の検討



③気候変動による影響評価及び適応策の検討等



【令和2年度予算（案） 3,695百万円（400百万円）】

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。また法改正により海底・漂流ごみが対象になったことを踏まえ、その回収・処理を促進するため定額補助メニューを新規で設ける。

（補助率）

○地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1／2、定額※①

※①流域圏を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。

○回収・処理事業、発生抑制対策事業 ・・・補助率 9／10～7／10、定額※②

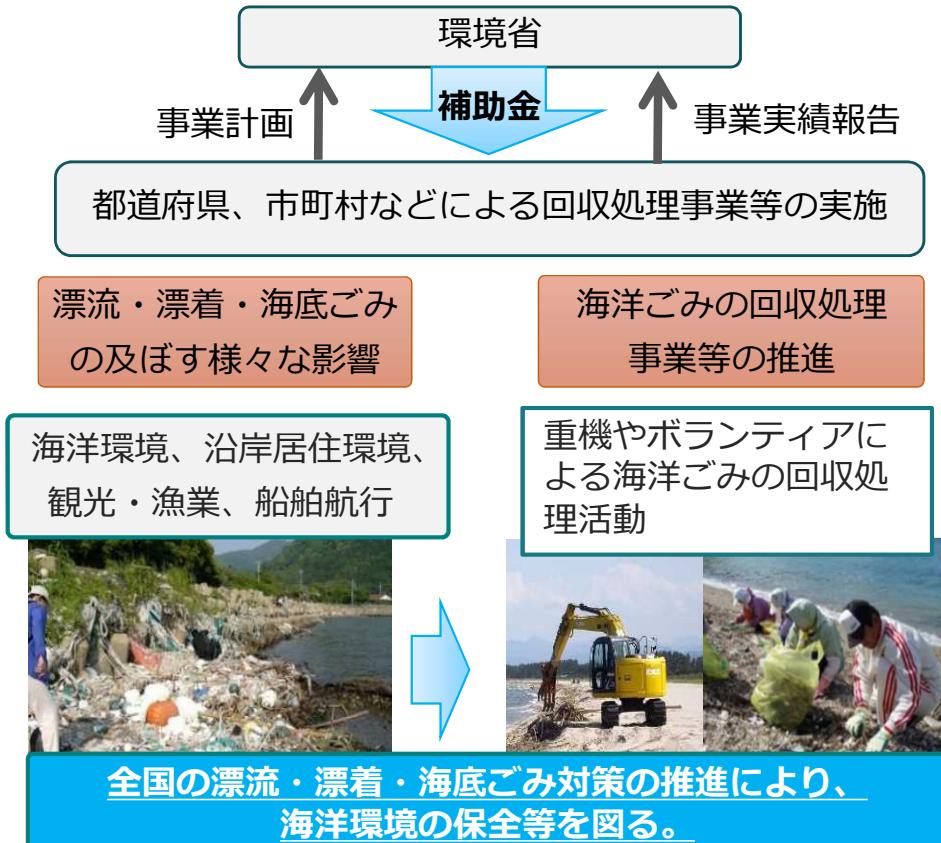
※②新規メニュー：漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 298百万円（315百万円）】

土壤汚染対策法等の着実な実施を図るため、各種調査事業を実施します。

1. 事業目的

- ① 改正土壤汚染対策法の着実な施行のため、効果的な情報発信や普及啓発等を行う。
- ② 電子管理票の検討を含めた汚染土壌の適正処理の推進など、環境リスクの適切な管理の推進に向けた課題の調査・検討を行う。

2. 事業内容

平成31年4月に施行された改正土壤汚染対策法の着実な実施を図るとともに、環境リスクの適切な管理の推進に向けた課題の調査・検討を行う。具体的には以下の調査事業等を実施する。

- ・効果的な情報の整備・発信による普及啓発、技術的能力の向上
- ・電子管理票の検討等の土壤汚染対策に関する課題の調査・検討
- ・自然由来等土壌の活用事例調査・課題検討、自然由来の判定方法の開発
- ・技術管理者試験、技術管理者更新講習の実施
- ・低コスト・低負荷型の土壤汚染調査・対策技術の実証試験・評価
- ・1,4-ジオキサンの調査方法の検討等
- ・生活環境の保全に係るリスク管理の検討
- ・その他土壤汚染対策関係法令の着実な実施に向けた検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 土壌環境課 電話：03-5521-8321

4. 事業イメージ

改正土壤汚染対策法の着実な実施

- ・効果的な情報を整備・発信
- ・自然由来等土壌の活用事例を調査し、課題等を検討
- ・自然由来等土壌の判定方法の開発を実施

都道府県等 指定調査機関

→ 技術的能力の向上

土地所有者等

→ リスク管理等についての知識の普及等

土壤汚染対策に関する課題の調査・検討

- ・汚染土壌の適正処理の更なる推進、透明性確保に向けた検討（電子管理票等）
- ・合理的な措置方法の選択の促進等の検討



生活環境の保全に係るリスク管理の検討

- ・生態系への影響等の評価手法の確立に向けた検討

※その他土壤汚染対策関係法令に係る調査・対策事業も実施



土壤汚染に関する適切なリスク管理の推進

海洋プラスチックごみ総合対策費



【令和2年度予算（案） 210百万円（58百万円・一部組替）】

G20大阪サミットで合意・共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、国際枠組に基づく取組の推進や、科学的知見の強化により、実効性のある海洋プラスチックごみ対策を着実に実施します。

1. 事業目的

- ①G20各国と合意した「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を着実に実施しつつ、国連下での今後の取組に関する議論に積極的に関与・貢献することで、地球規模の海洋プラスチックごみ対策を我が国がリードする。
- ②対策の基盤となる海洋プラスチックごみの科学的知見（排出実態・分析・モニタリング等）を強化することにより、効果的な海洋プラスチックごみの削減対策を図る。

2. 事業内容

①海洋プラスチックごみ国際対策事業

G20日本開催で合意・了承された「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づく各国の取組に関する情報共有・相互学習により、取組の効果的な実施を進めつつ、国連環境総会決議に基づく国際的な対策オプションについて、我が国から積極的な提案を行う。

②海洋プラスチックごみ実態把握事業

- ・マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの発生源、排出量、流出経路を把握し、効果的な海洋ごみ対策に役立つ世界共通・国内のインベントリ推計手法の検討・開発を行う。
- ・マイクロプラスチックについて、安定した精度で幅広い主体が、海洋中の賦存の実態等を効率的に分析できる機器の開発を推進する。
- ・マイクロプラスチックのモニタリング結果を、我が国が策定したガイドラインを用いて整理し、2次元マップ等を作成して可視化する。

3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業、拠出金

■請負先 民間事業者・団体、大学等

■実施期間 令和2年度～

※事業の一部は平成26年度～

4. 事業イメージ

国際的な取組・議論の主導

G20や国連環境総会での取組・議論でイニシアティブを発揮



排出実態等の把握

対策の基盤となる排出実態等を把握することにより効果的な対策を促進



地球規模の海洋プラスチックごみ対策の促進
海洋プラスチックごみに関する科学的知見整備
我が国イニシアティブ・プレゼンス強化

国際的水環境改善活動推進費（うちアジア水環境パートナーシップ事業（第Ⅳ期））



【令和2年度予算（案） 76百万円 うち64百万円（70百万円 うち57百万円）】

アジアの行政官の能力向上や水環境ガバナンスの仕組みの定着等により、アジア地域の水環境改善を推進します。

1. 事業目的

- ① 第3回世界水フォーラム（H15）で環境省が提唱したアジア水環境パートナーシップ事業（WEPA）によって、東アジア13カ国の参加のもと、各国の水環境ガバナンスを強化し、水と衛生に関するSDG目標6の達成に貢献する。
- ② 第Ⅳ期では汚染源対策の強化、対策結果の評価、政策の見直しを行い、水環境ガバナンスの定着状況を評価する。

2. 事業内容

（1）アジア水環境パートナーシップ事業（第Ⅳ期）（継続）

- ・ 第Ⅰ期から第Ⅲ期の活動を踏まえ、第Ⅳ期は各國が自ら水環境ガバナンスの定着状況をチェックできるよう、評価プログラムを実施する。
- ・ 特定国の課題解決に向けたアクションプログラムとして、汚染源対策の強化から対策結果の評価、政策の見直し、目標設定等につながる支援を実施する。
- ・ ワークショップ等を通じて、各國の評価に関する議題や進捗状況・先進事例等の情報共有、意見交換等を実施する。

（2）世界水フォーラム及び関連会合での情報発信（新規）

- ・ これまでに蓄積された情報をもとに課題解決に向けた分析を行い、その分析結果も含め、各國の水環境管理の状況や進展等をとりまとめ、第4回アジア・太平洋水サミット（熊本市、令和2年10月）や第9回世界水フォーラム（セネガル、令和3年3月）において情報発信する。

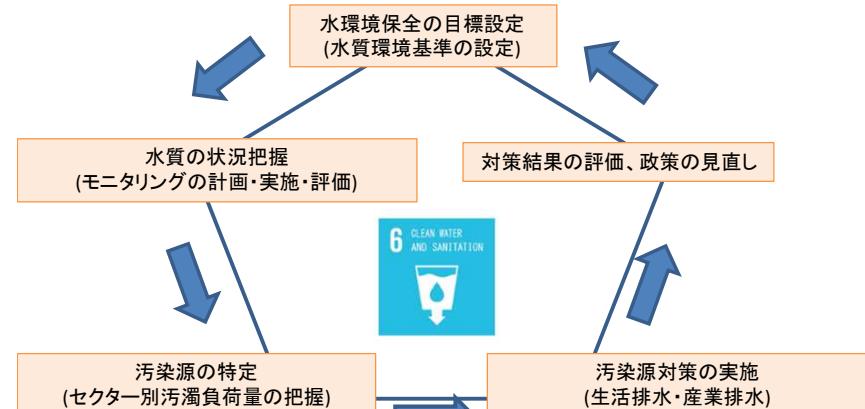
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 水環境課 電話：03-5521-8312

4. 事業イメージ

WEPAが目指すPDCAサイクルに基づく取組の実行



第14回WEPA年次会合（H31.2）



パートナー国 カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、日本

国際的水環境改善活動推進費（うち中国における水質汚染対策協力推進費）



【令和2年度予算（案） 76百万円 うち11百万円（70百万円 うち13百万円）】

中国の水環境改善を図るとともに、日本企業が持つ技術の水平展開を促進します。

1. 事業目的

- ① 平成27年3月に両国局長級で締結された意見書に基づき、畜産汚染物質排出総量削減分野に係る政策及び技術の交流を強化し、共同研究の実施等を通じて汚染物質排出量の削減及び水環境の改善に貢献する。
- ② 汚水処理技術や処理過程で発生したバイオマスの資源化技術など、日本企業が持つ技術の水平展開を促進する。

2. 事業内容

I期「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力（H20-22）」、II期「農村地域等におけるアンモニア窒素総量削減事業（H23-26）」にて実施したモデル事業を通して、中国国内における理解の促進や国内企業の中国展開につながるなど一定の成果を挙げてきているところである。

平成27年度より実施しているIII期「農村地域等における畜産排水処理技術協力」では、汚水処理技術や処理過程で発生したバイオマスの資源化技術など日本企業の展開も想定した技術提案を行うことで、日本企業のビジネス展開を支援してきた。

令和2年度は、中国側がモデル施設を本格稼働させるためのフォローアップを行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

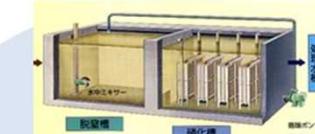
お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 水環境課 電話：03-5521-8312

4. 事業イメージ

H20 > H21 > H22 > H23 > H24 > H25 > H26

農村地域等における
分散型排水処理モデル事業協力
●中国6地域においてモデル事業による
排水処理技術の実証事業を実施

農村地域等における
アンモニア性窒素等総量削減協力
●中国3地域においてアンモニア性窒素を除去する
排水処理技術の実証事業を実施



膜分離活性汚泥プロセス
出典：日本下水道施設業協会
日立プラントテクノロジー

日本の標準的技術基準を適用

- ・畜産排水由来のCOD排出総量は工業系の約3倍
- ・中国13次5ヶ年計画の汚染物質削減目標達成に向けた対応が求められている

H27 > H28 > H29 > H30～R2

農村地域等における
畜産排水処理技術協力
●中国2地域においてモデル事業として畜産排水処理施設の技術支援を実施

フォローアップ

【令和2年度予算（案） 50百万円（47百万円）】

海洋環境関連条約に対応し、海洋環境の保全・保護を進める。

1. 事業目的

海洋環境の保全・保護を進めるための関連条約（ロンドン議定書、バラスト水管理条約、マルポール条約等）に対応するため、国内制度を適正に実施するとともに、国際的な動向を把握し、日本における今後の制度のあり方を検討する。

2. 事業内容

ロンドン議定書（船舶からの廃棄物の海洋投入処分の規制）、バラスト水管理条約（バラスト水の排出による生物の移入への対応）、マルポール条約（船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等による汚染の防止）等について、我が国は、海洋汚染等防止法によりこれを担保している。

これら海洋環境関連条約に対応するため、海洋汚染等防止法に基づく許可申請の審査等を適切に実施するとともに、国際的な動向についての情報収集、国内制度の今後のあり方について検討するための調査等を実施する。

また、ロンドン議定書に対応する海洋汚染等防止法の規定により、二酸化炭素の海底下廃棄（CCS）が可能となっており、海底下CCS事業の許可制度を適正に運用する。平成28年4月より、経済産業省が北海道苫小牧において海底下CCS事業を実施中（国内初の許可事例）であり、令和2年度も適正に対応していく。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 昭和61年度～

4. 事業イメージ

海洋環境関連条約と海洋汚染等防止法

（条約）

国際海事機関（IMO）で策定される海洋汚染防止等に関する国際条約

（海洋汚染等防止法における主な規制）

目的：海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて国際条約の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資する

ロンドン条約
(1972年採択、1975年発効、
1980年締結)

ロンドン条約96年議定書
(1996年採択、2006年発効、
2007年締結)

船舶バラスト水規制管理条約
(2004年採択、2014年締結、
2017年9月8日に条約発効)

①陸上発生廃棄物の排出の規制

②油等及び廃棄物の海底下
廃棄の規制
(海底下CCS事業の許可含む)

有害水バラストの排出の規制

マルポール73/78条約
(附属書Ⅱに1983年に締結、
1987年発効、2007年改正)

①油の排出の規制

②有害液体物質等の排出の規制等

③船内発生廃棄物の排出の規制

④大気汚染物質の排出の規制

【令和2年度予算（案） 323百万円（319百万円）】

地球レベルでの適切な水銀対策への貢献を目指します。

1. 事業目的

- ①水銀に関する水俣条約（水俣条約）の発効を踏まえ、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」に基づく国内の関連施策の適切な運用を図る。
- ②水俣条約の適切な運用により水銀による環境リスクが低減されるよう、水俣条約の運用体制の整備支援とともに、関係国・機関と連携しつつ我が国の水銀対策手法の国際展開を通じた途上国支援（MOYAIイニシアティブ）を実施する。

2. 事業内容

・水銀汚染防止法施行経費

水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源管理に関する報告制度の着実な運用及び情報分析等を行う。また、水俣条約発効後5年以内に実施することとされている附属書の再検討等に係る議論に対応するために必要な検討を行う。

・水俣条約運用体制の整備支援

水銀対策先進国として、条約の技術ガイダンスや有効性評価枠組みの策定等に係る議論を主導する。また、条約の有効性評価にも資するモニタリングデータ等の収集・整備を進め、グローバルなモニタリング計画への技術インプットを行うとともに、アジア太平洋地域においてデータ共有のネットワーク化を進める。

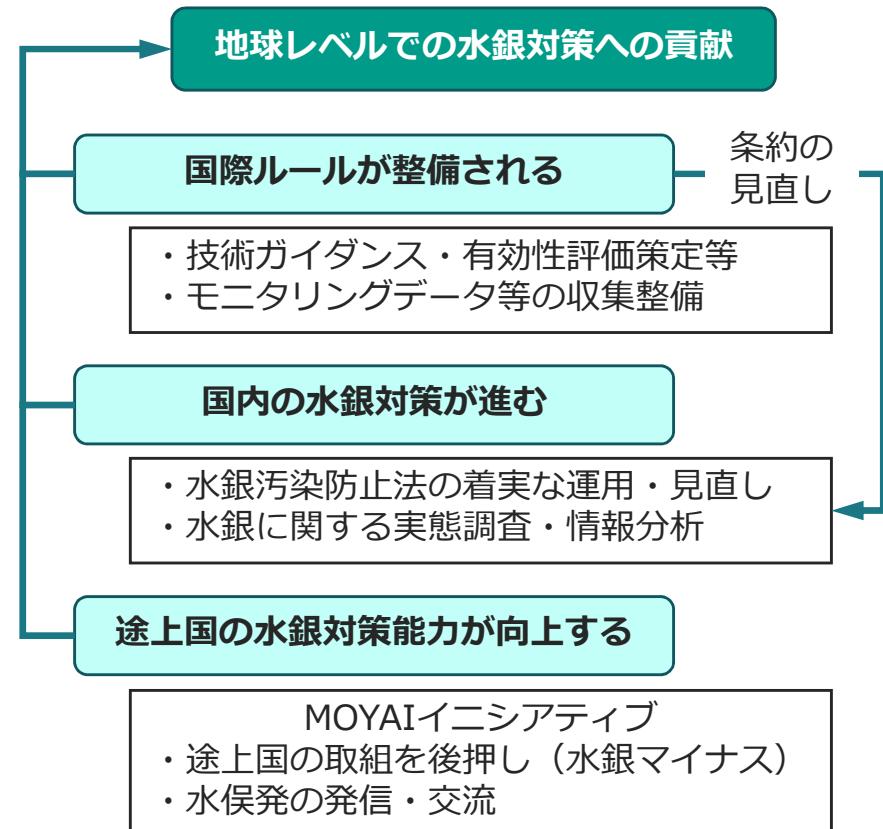
・我が国の水銀対策手法の国際展開

途上国における水銀対策ニーズの調査結果をふまえ、日本企業との情報交換会開催、海外関係機関への働きかけ、技術の普及につながる各国法制度整備に向けた支援等を行う。実施においては、米国等の関係国及び関係国際機関と密接に連携するとともに、既存の内外資金メカニズムの活用を目指す。

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者・団体等
■実施期間	平成26年度～

4. 事業イメージ



PRTR制度を活用し、化学物質管理を新たなステージへ進めます。

1. 事業目的

- ① 近年排出削減が微減にとどまる化学物質管理の状況を精緻に検証し、今日的取組の掘り起こしと横展開を行う。
- ② 頻発する大規模災害に対して、PRTR届出情報を活用した災害等への備え、災害等への対応能力の向上等を図る。
- ③ 物質選定のばく露指標の変更に伴い、PRTR届出情報の正確性を一層向上させる。

2. 事業内容

近年排出削減が微減にとどまる化学物質管理状況の検証が必要不可欠である。その上で、今日的取組の掘り起こしを行い、横展開につなげる。さらに、頻発する災害等に対して、地方公共団体等のPRTRデータの活用を推進する。

- ・化管法の自主管理のさらなる促進方策の検討

→排出削減が停滞している要因を精緻に分析する。

※分析結果を踏まえ、2021年度以降に自主管理としての今日的な排出削減事例の掘り起こし、優良な排出削減事例の横展開等について調査検討する。

- ・災害時等における化学物質対応に関する支援方策の検討

→先進的な地方公共団体の利活用方法、事業者の優良事例の調査、マニュアル策定に向けた課題整理・検討を行う。

- ・PRTR届出情報の正確性の確保方策の検討

→届出経由事務を担う地方公共団体の協力を得ながら、過去の届出排出量等の修正事例について精緻な調査を行う。

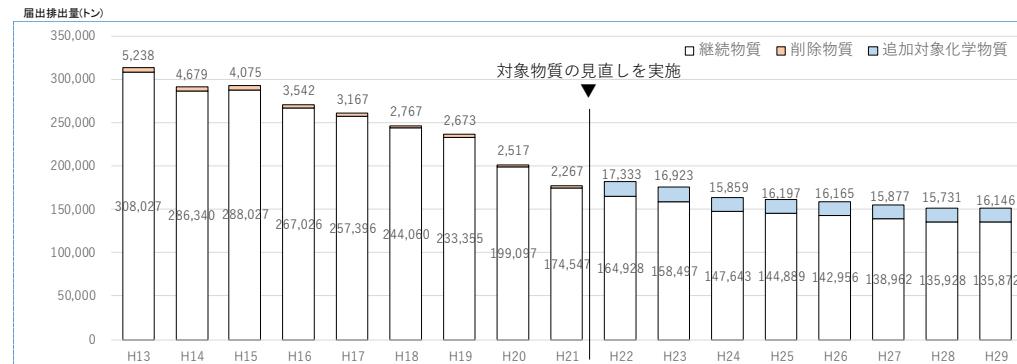
3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者・団体等
■実施期間	平成11年～

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境安全課 電話：03-5521-8259

4. 事業イメージ

➤ 届出排出量の推移：近年は届出排出量の削減量が減り、推移が横ばいになってきているため、今日的取組の掘り起こしが必須。これに向けた要因分析を実施。



➤ 平時からの地方公共団体との事業者のPRTRデータの情報共有、災害対応時等の地方公共団体によるPRTRデータの活用が有効。



⇒⇒地域循環共生圏の創造にも貢献

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）



【令和2年度予算（案） 5,535百万円（5,905百万円）】

【令和元年度補正予算（案） 516百万円】

化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査を行います。

1. 事業目的

- ① 10万組の大規模コホート調査として、参加者（親子）の血液等の生体試料を採取・保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまで質問票等による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにする。
- ② 適切な情報提供を通じて、環境リスク評価や、事業者の自主的取組への反映、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築を推進し、結果として、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。

2. 事業内容

追跡調査を継続するとともに、令和2年度は、子どもの成長過程における化学物質曝露や健康状態を評価するための「学童期検査」を引き続き実施する。また、参加者から得られた450万検体にも及ぶ膨大な生体試料を引き続き計画的かつ着実に分析する。（国立環境研究所運営費交付金）

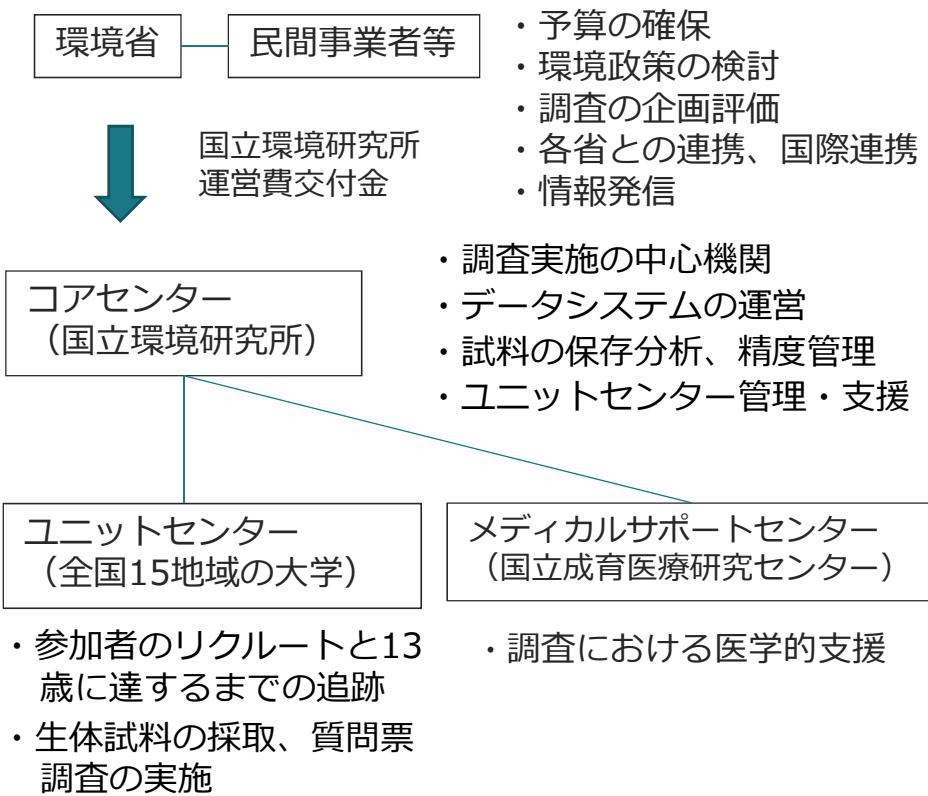
本調査の円滑な実施のため、国民、国内外の関係者との連携・コミュニケーションを図るとともに、調査の実施状況を把握し、企画評価を行う。また、調査成果を正しく伝えるための取組を行うとともに、調査結果を活かして、子育て世代が化学物質のリスクと上手に向き合えるようにするための機会の拡充等に取り組む。（請負事業）



3. 事業スキーム

- | | |
|-----------|---------------|
| ■事業形態 | 請負事業／交付金 |
| ■請負先／交付対象 | 民間事業者・団体／研究機関 |
| ■実施期間 | 平成22年度～令和14年度 |

4. 事業イメージ



お問い合わせ先： 環境省大臣官房環境保健部環境安全課環境リスク評価室 電話:03-5521-8263

【令和2年度予算（案） 11,192百万円（11,207百万円）】

すべての水俣病患者が安心して暮らしていく環境づくり、もやい直しの推進、教訓の伝達・継承を行います

1. 事業目的

- ① 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。
- ② すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていくようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。
- ③ 水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業内容

1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及びもやい直し・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

3. その他

以下の事業を引き続き実施する。

- (1) 公害医療研究事業
- (2) 水俣病検診機器整備事業
- (3) 水俣病国際貢献推進事業

3. 事業スキーム

■事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業、請負事業

■対象 地方自治体（補助、委託）、民間団体（請負）

■実施期間 昭和46年度～

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室 電話：03-5521-8257

4. 令和2年度に取り組む主な事業

- 1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（法36条1項）
水俣病被害者、家族、地域住民が安心して暮らしていくよう、地域の医療・福祉対策を推進
 - ・リハビリテーション事業の推進
 - ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援（相談窓口の設置、社会活動・在宅支援等）
- 2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業（法36条1項）
水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進
 - ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
 - ・環境学習、情報発信等の推進（水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）
- 3. 「環境首都水俣」創造事業（法35条）
地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進
 - ・護岸整備に伴う生態系に配慮した渚造成等整備
 - ・水俣環境アカデミアの活動支援

【令和2年度予算（案） 151百万円（新規）】

石綿読影の体制整備に向けた調査及び、有所見者の疾患の早期発見につながる健康管理方法を検討します。

1. 事業目的

- ① 石綿読影の精度に係る調査：既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見を収集する。
- ② 有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査：石綿のばく露が推定される集団に対する健康管理の在り方について検討するため、追加的な検査を行うことで疾患の早期発見につながるか調査し、知見の収集を行う。

2. 事業内容

平成30年度に行った石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の中間とりまとめ（以下「中間とりまとめ」）において、一般住民については、既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備することが望ましいとされた。これを踏まえ本調査では、自治体が一次読影、国が二次読影を実施し、双方の読影結果を照合すること等により、自治体の石綿読影の精度確保に向けた知見を収集し、取りまとめる。

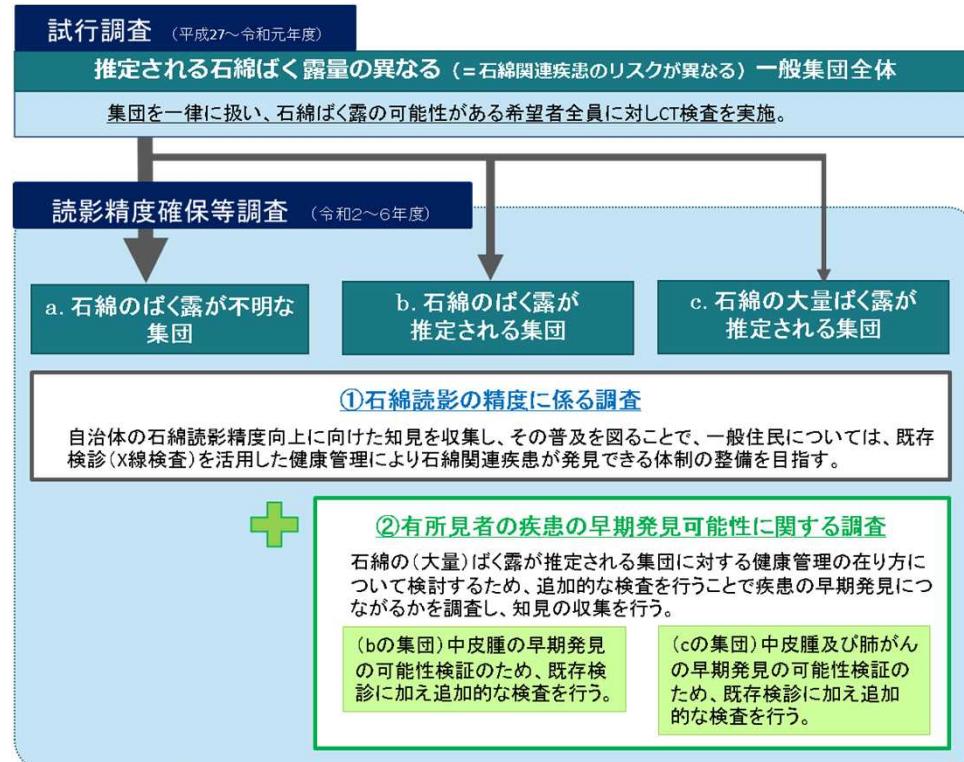
また、中間とりまとめでは、石綿関連所見の存在から石綿ばく露が推定される集団について、どのような健康管理が望ましいか、現時点で知見が十分ではなく、追加的な検証が必要とされた。そのため、これらの集団を対象に、既存検診に加えて追加的な検査を行い、疾患の早期発見の可能性を検証することで、効果的かつ効率的な健康管理の在り方を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 委託・請負事業 / ② 請負事業
- 委託先／請負先 ① 地方公共団体・民間事業者 / ② 民間事業者
- 実施期間 ①・② 令和2年度～令和6年度

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室 電話：03-5521-6558

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 500百万円（500百万円）】

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

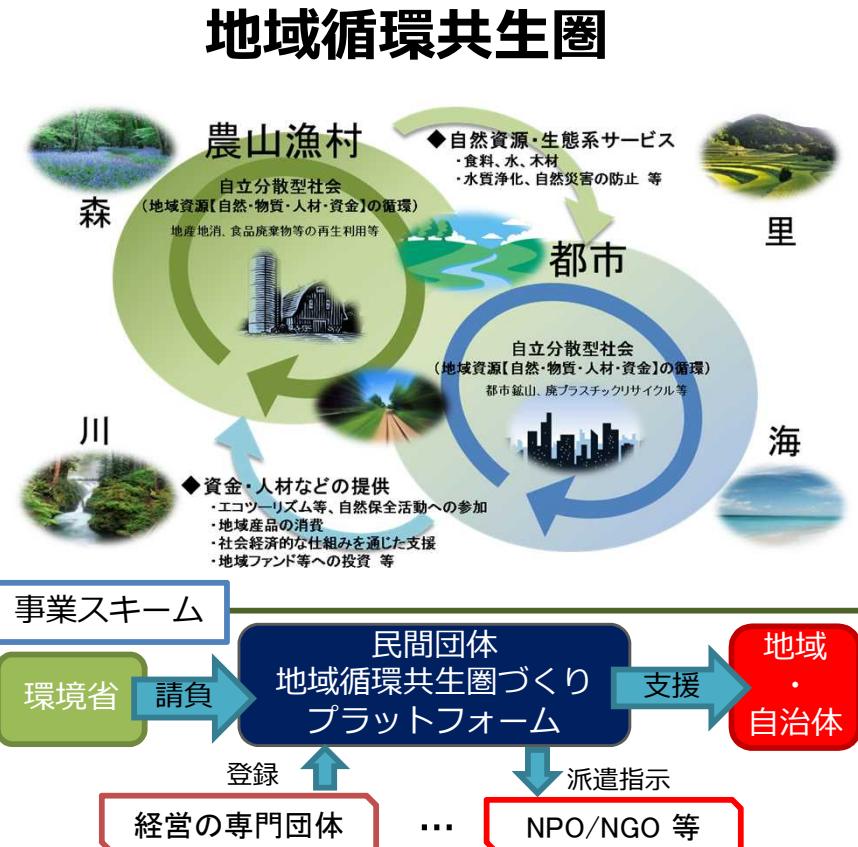
- ① 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ② 地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③ 先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ 都市部のライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウムの開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	共同実施／請負事業
■ 共同実施先・請負先	地方公共団体／民間事業者・団体
■ 実施期間	令和元年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8328

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 30百万円（新規）】

地域循環共生圏に関する情報を発信し、地域金融や経済団体を含めたパートナーシップを強化します。

1. 事業目的

- ・第五次環境基本計画に掲げられた環境・経済・社会の統合的向上の実現には多様な主体との協働が重要。
- ・金融や企業の視点から地域循環共生圏の情報を収集・発信するとともに、情報交換会を定期的に開催することで、民間活力の発揮を促し各地域で自立的にサステナブルな事業活動が展開することを目指します。

2. 事業内容

複合的な要素が絡み合う地域課題の解決のためには、環境分野の関係者のみならず多種多様な関係者と協調した取組と、地域ニーズに即した政策の実施が不可欠です。

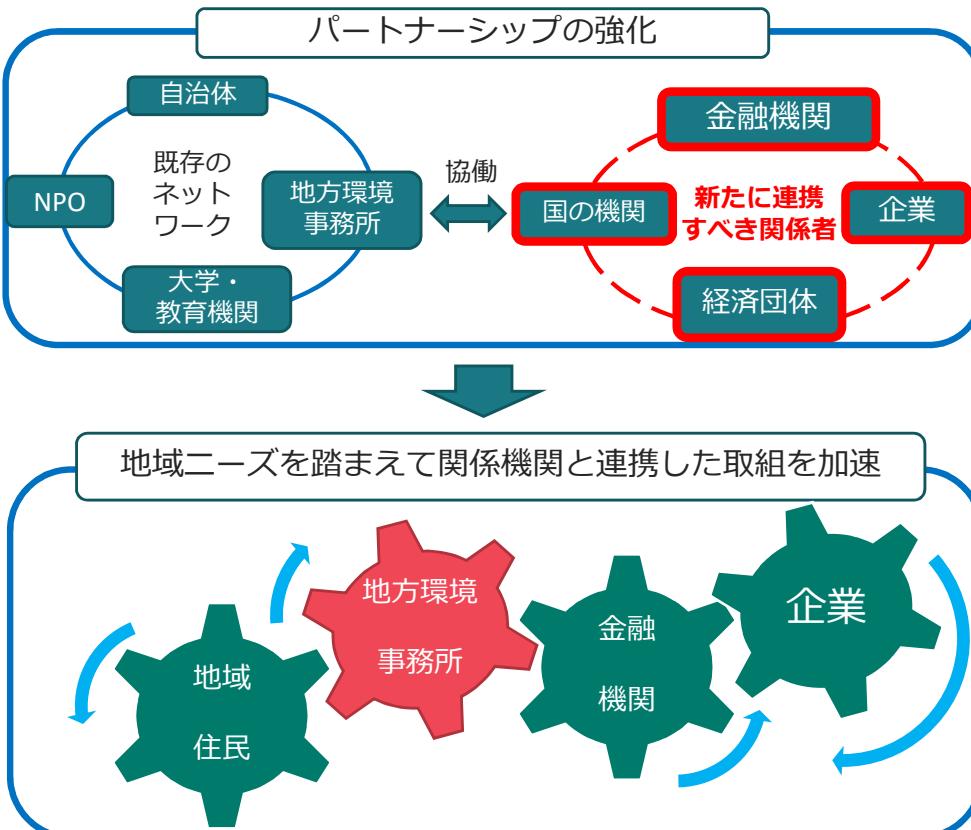
このため、地域社会と連携しながら環境政策を推進する地方環境事務所と地元産業界とのパートナーシップを強化します。

- ① 地域の金融機関、経済団体等を集めた情報交換会等を開催。
- ② 地域循環共生圏創造の基盤となる企業・金融機関とのパートナーシップの形成を促進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／非営利団体
- 実施期間 令和2年度～令和4年度

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 4,716百万円（5,200百万円）】

公共施設（庁舎等）への省エネ設備の導入を通して地方公共団体の率先的取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づく府内のカーボン・マネジメント体制を強化する。
- ② 公共施設（庁舎等）に省エネ設備を導入し、PDCA体制を通じて公共施設からの温室効果ガス排出を削減する。
- ③ 本事業を通じ、地域循環共生圏づくりの核となる地方公共団体が地域の脱炭素化を推進するための基盤を強化する。

2. 事業内容

○事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

事務事業編及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行うとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

支援の対象とする事業は、より優良な事例を創出して水平展開に資するため、CO₂削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

※本事業の成果は、域内外の公共施設や民間施設への水平展開や、CO₂排出削減に向けた率先的取組を組織を挙げて実施するよう促す際に活用し、国の2030年度削減目標（2013年度比26.0%減（地方公共団体を含めた「業務その他部門」で約40%減））に貢献する。

※令和2年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業（補助率1／3、1／2、2／3）

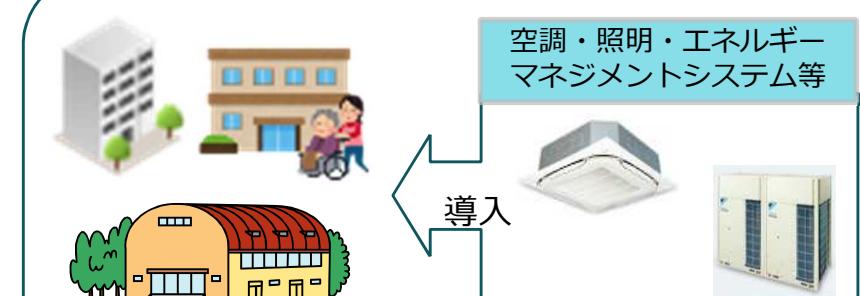
■補助対象 地方公共団体等、民間事業者（地方公共団体等と共同申請する者に限る）

■実施期間 平成28年度～令和2年度

4. 事業イメージ

事務事業編の強化・拡充

- ・首長をトップとした取組実行体制の整備
- ・省エネ診断等による計画的な設備導入の促進 等



【令和2年度予算（案） 3,926百万円（5,000百万円）】

地産地消型、自家消費型の再生可能エネルギー設備導入等を支援します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏づくりの鍵である地域の再生可能エネルギーの導入モデルを形成し、同様の課題を抱えている他の地域へ水平展開する。
- ② CO₂削減に係る費用対効果の高い自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーを持続的に活用する体制を構築し、将来的な自立的普及を図る。

2. 事業内容

固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、再生可能エネルギーの最大限の導入には、地域の自然的・社会的条件に応じた導入モデルの形成と水平展開が不可欠。このため、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて、再生可能エネルギー導入に伴って生じる地域課題に適切に対応する等を支援する。

- ・再エネ発電設備、熱利用設備の導入
- ・既存再エネ利用設備余剰熱を有効活用するための導管等設備の導入

※令和2年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1／3、1／2、2／3）
- 補助対象 地方公共団体、非営利団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成28年度～令和2年度

お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 ほか 電話：03-5521-8233

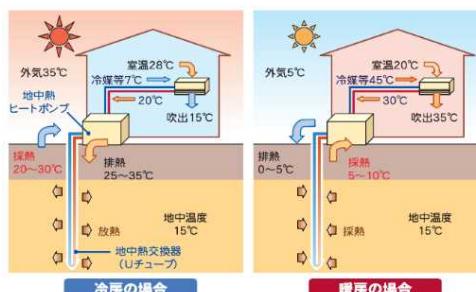
4. 活用事例

事例1：バイオマスボイラー

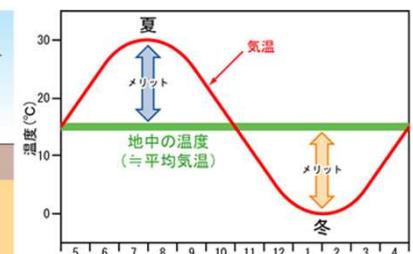


市内の遊休地・耕作放棄地で資源作物を栽培し、バイオマス燃料を確保した上で、地方公共団体が所有する温泉施設にバイオマスボイラーを導入（平成28年度事業、栃木県さくら市）

事例2：地中熱利用



地中熱の冷暖房利用イメージ



温度が安定している地中の熱を冷暖房や給湯などの熱源として利用

【令和2年度予算（案）18百万円（新規）】

開発事業者による地域と連携した環境保全の取組を促進します。

1. 事業目的

開発事業者が地域の関係者と連携して、計画段階から事業に環境保全の考え方や対策を組み込むことにより、開発事業者と地域が連携した持続可能な地域循環共生圏づくりを推進する。

2. 事業内容

- 開発事業者が事業の計画段階から地域の関係者と協議し、保全すべき場所を検討したり、地域と連携した環境保全対策を検討することにより、よりよい事業の実施が可能になる。
- 加えて、これらの取組をより有効にするためには、地域関係者・関係機関が自らの地域の将来像について検討し、開発事業者と連携した自律的な保全活動の実施方法を検討することが必要となり、これらを通じて地域循環共生圏の構築が推進されることが期待される。
- 具体的には、開発事業者が、計画段階から地域と協議して進めている事例や、事業者と地域とが連携して代償措置を含む環境保全対策を実施している事例等を収集し、優良事例を奨励するとともに関係団体や自治体等に周知する。さらに、開発事業者と地域の円滑な連携を促進する方策を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～令和4年度

4. 事業成果イメージ

- 地域関係者・関係機関が自らの地域の将来像について検討し、開発事業者と連携した自律的な保全活動の実施方法の検討等を推進。
- 開発事業者が自らの事業実施に伴う環境影響を代償するため、地域の自然環境保全や保存活動を支援する方法の検討等を推進。



【令和2年度予算（案） 11,600百万円（3,400百万円）】

災害時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」（平成30年12月閣議決定）に基づき、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施し、災害に強い地域づくりを推進する。

2. 事業内容

地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ① 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業
- ② 民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池等を導入する事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1／2、2／3、3／4）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8233 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8355

4. 支援対象

災害時にも活用できる再エネ設備等



再エネ



蓄エネ



コージェネ
レーション



高効率空調

公共施設（避難施設、防災拠点）
民間施設（避難施設、物資供給拠点等）



地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業



【令和2年度予算（案） 100百万円（100百万円）】

地方公共団体の参画・関与の下、地域の脱炭素化事業を展開する事業体づくりを支援します。

1. 事業目的

- ① 再生可能エネルギーの活用等による地域の脱炭素化を持続的に展開する事業体の自立的な普及を促す。
- ② 事業体の自立的な普及に向け、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かして、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促す。

2. 事業内容

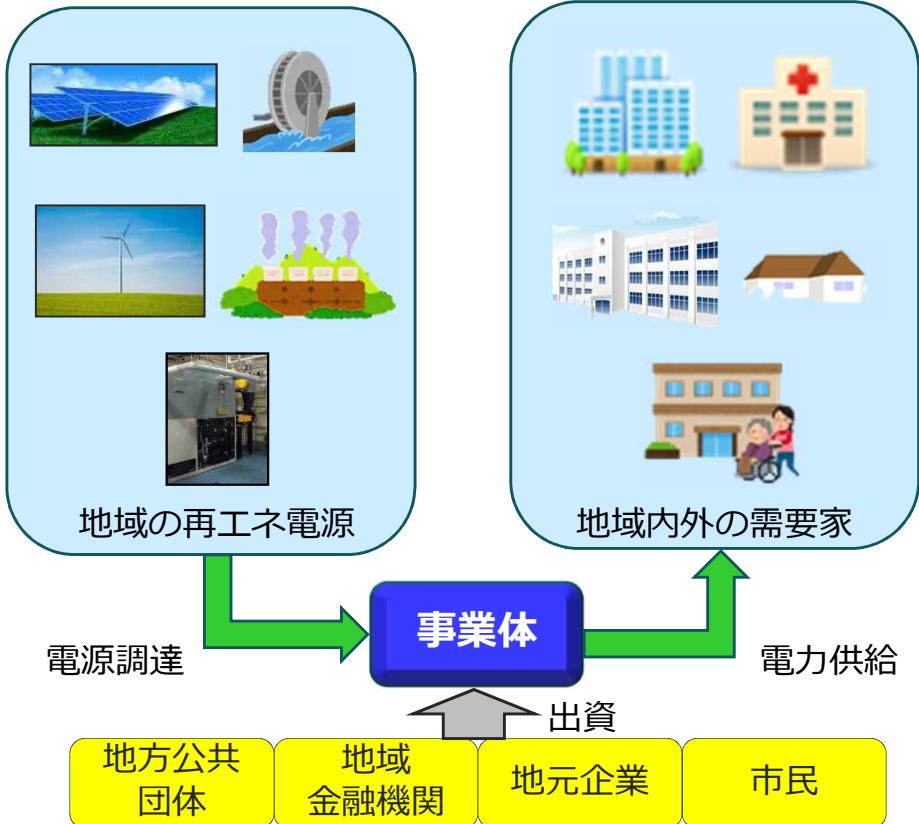
- 地域の再生可能エネルギーの活用は、地域の脱炭素化に資すると同時に、地域経済循環の拡大を促すため、地域循環共生圏の鍵となる。
- 特に、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、地域における面的な脱炭素化を推進する事業体には、脱炭素化や地域経済循環への効果に加え、多様な地域課題の解決に向けた事業への展開も期待できる。
- こうした事業体が自立的に普及するには、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かしつつ、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促すことが必要である。
- このため、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、市民、地元企業、地域金融機関等が出資する事業体が展開する地域の脱炭素化の事業化（事業体の設置又は強化・拡充）に係る費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率1/3、1/2、2/3）
- 補助対象 地方公共団体、非営利団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 電話03-5521-8233

4. 事業イメージ



中小企業による環境経営の普及促進事業



【令和2年度予算（案） 19百万円（19百万円）】

エコアクション21（EA21）等の着手しやすい効果的な環境マネジメントシステム（EMS）の整備・普及促進を支援します。

1. 事業目的

- ① EA21ガイドライン等の整備・普及促進により、企業が環境経営の導入及び実践することを図る。
- ② バリューチェーン上のEA21の普及に向けた課題の整理し、対策案を検討する。
- ③ EMSの国際的動向や事業者の環境配慮行動を調査し、新たな施策の検討等に活用する。

2. 事業内容

環境問題の解決には、経済の主体たる企業が、組織的かつ戦略的なPDCAサイクルを構築し、持続可能な環境経営を実践することが必要。多くの中小企業は、EMSの構築・運用ノウハウを有しておらず、環境経営の導入が進んでいない結果、環境取組が一過性に終わり、環境改善が進まないという課題に直面している

- 中小企業への環境経営の普及促進事業
 - ・EA21ガイドライン2017年版、業種別ガイドラインの普及のための全国セミナーやシンポジウムを行う。
 - ・2017年版ガイドラインの理念及びそれに整合的なSDG等の理解が深い審査員を増やすための取組を促進する。
 - ・大企業等のバリューチェーンでのEA21の普及に向けた課題を整理する。
 - ・EMSの国際的動向についての調査を行う。
- 環境経営促進のための動向調査を行う。
- ・環境・社会課題の解決を成長に結びつけるビジネス促進ための調査等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成28年度～

お問合せ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 電話：03-5521-8229

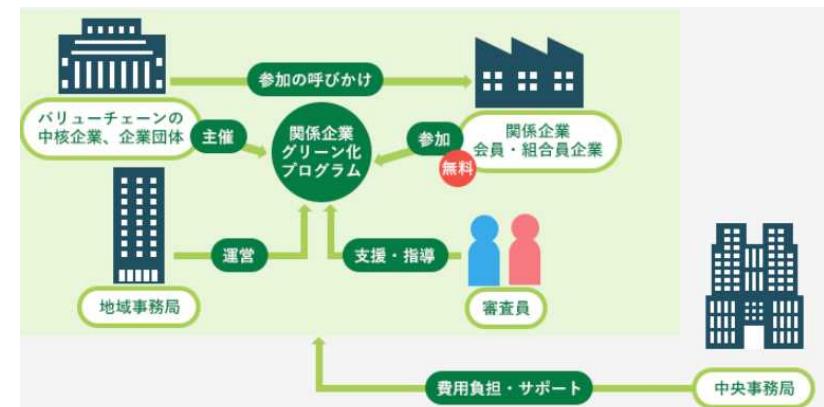
4. 事業イメージ

イメージ1：全国セミナー



EA21普及・促進のために、全国5ヶ所でのセミナーを実施

イメージ2：バリューチェーンでのEA21利用



温室効果ガス関連情報基盤整備事業



【令和2年度要求額(一般分)32百万円(32百万円)、(特会分)721百万円(860百万円)】



地球温暖化推進法を確実に実施・運用するため、必要な調査を実施するとともに、運用・管理体制を構築します。

1. 事業目的

- ① 気候変動枠組条約及び地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス排出・吸収量の算定及び温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）の提出を行うこと。
- ② 事業者が講すべき排出抑制等対策に関して、必要な指針（排出抑制等指針）を公表すること。
- ③ 特定の排出者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け。（算定・報告・公表制度）

2. 事業内容

（1）温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備事業

- ・インベントリの作成による国内対策推進の基礎情報の整備

（2）温室効果ガス排出抑制等指針案策定調査事業

- ・設備の選択及び使用方法に関する排出抑制等のための対策や、日常生活用製品等の提供に関して事業者に求められる取組等を示すことにより、事業者の排出抑制等の取組を促進する。

（3）温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業

- ・2018年度実績の公表・分析を行い、事業者の温室効果ガス排出量把握と自主的削減に係る取組を促進する。

（4）バリューチェーン排出の算定基盤の整備事業

- ・排出量原単位データベース、排出量算定のガイドライン整備などを実施し、バリューチェーン全体で川上・川下を巻き込んだ削減の取組を促進する。

3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業・請負事業
■委託先・請負先	民間事業者・団体
■実施期間	平成16年度～

4. 事業イメージ

＜温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備事業＞

隔年報告書

- ・緩和行動の成果
- ・政策・措置
- ・温室効果ガス排出量の将来予測
- ・途上国の支援など

国別報告書

- ・国家情勢
- ・政策・措置
- ・気候変動の影響
- ・技術開発など

温室効果ガスインベントリ

- ・算定方法の精緻化など

- 温室効果ガスの排出・吸収量の精緻化
- 温室効果ガスの削減姿勢を国内外に示す

＜温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業＞

特定排出者

算定

↓ 報告 電子報告システム

事業所管大臣

↓ 通知 入力集計システム

環境大臣、経済産業大臣



温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業



【令和2年度予算（案） 360百万円（50百万円）】

温室効果ガス排出量の一元的な管理を可能とするシステムを構築する

1. 事業目的

パリ協定の締結で国際的な公約となった温室効果ガスの排出削減目標の達成や、「第五次環境基本計画」に提唱されている「地域循環共生圏」の創造等、温室効果ガス排出者の温室効果ガスの一元的な管理のほか関連するシステムとの効果的・効率的な統合・連携による能動的な分析・施策投入を可能とするシステムを構築することで、デジタル・ガバメント構想の実現を目指す。

2. 事業内容

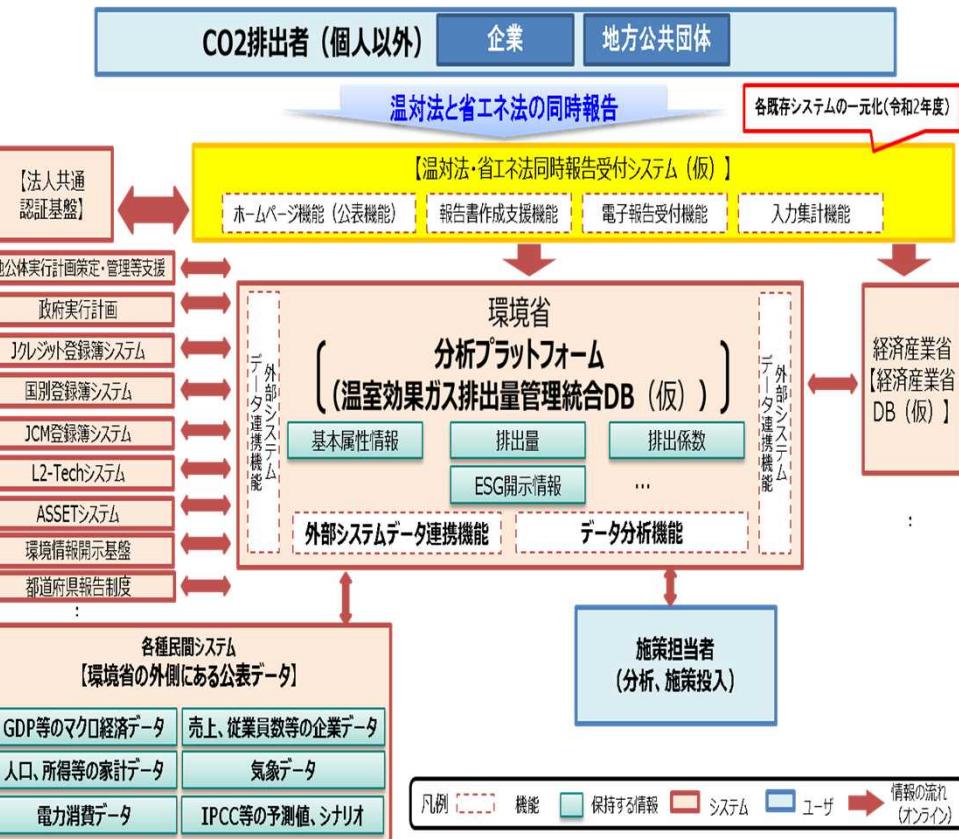
法人共通認証基盤への対応に加え、排出者の温室効果ガスの一元的な管理を可能とする機能（入力・報告画面の共通化及び前年度データの呼び出しによる入力補完や計算結果の自動表示、報告数値の確認までをWeb上で完結可能とするもの）や関連するシステムの統合・連携機能、環境省の外側にある公表データを取り込むことによる分析機能を備えた、温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理を可能とするシステムを構築する。

令和2年度は、現在は各々になっている報告書作成支援、電子報告、入力集計、公表の各システムを統合することを基本にシステムの構築を行う。その後、平成31年度の調査事業の結果を基に、関連するシステムとの統合・連携、公表データ等を取り込んだ分析プラットフォームの提供を令和3年度～令和4年度に構築する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託業務
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和元年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 300百万円（300百万円）】

脱炭素社会に向けた我が国におけるESG金融の普及のための取組を支援する。

1. 事業目的

- ① グリーンファイナンスに係る諸外国の動向調査、国内の脱炭素化事業に対する投融資の状況調査等を実施し、脱炭素社会に向けた我が国におけるESG投資・ESG融資の普及のための取組を支援する。
- ② 国内や途上国における公的資金中心の支援から民間ファイナンスによるビジネス主導への転換により、地球規模の気候変動対策推進に貢献する。

2. 事業内容

脱炭素社会への移行に向けて必要な投資額は極めて巨額であり、グリーンファイナンスを活性化させ、ESG金融を主流化していく必要がある。情報収集、調査、取組の情報展開や各国連携等を通じた支援を行う。

- (1) ① グリーンファイナンスに係る国際的な政策動向、国際機関の動向、投資家・金融機関等の取組事例、ファイナンス手法等の情報収集・調査・分析
 ② 国内のESG投資・地域ESG金融の取組事例収集・調査分析・支援
 ③ グリーンファイナンスポータルの整備、国内外への情報発信
- (2) ESG金融表彰、ESG金融ハイレベル・パネル運営
- (3) G20イノベーションアクションプランに基づき、イノベーションとそのファイナンスの状況等の動向調査、各国連携策の検討

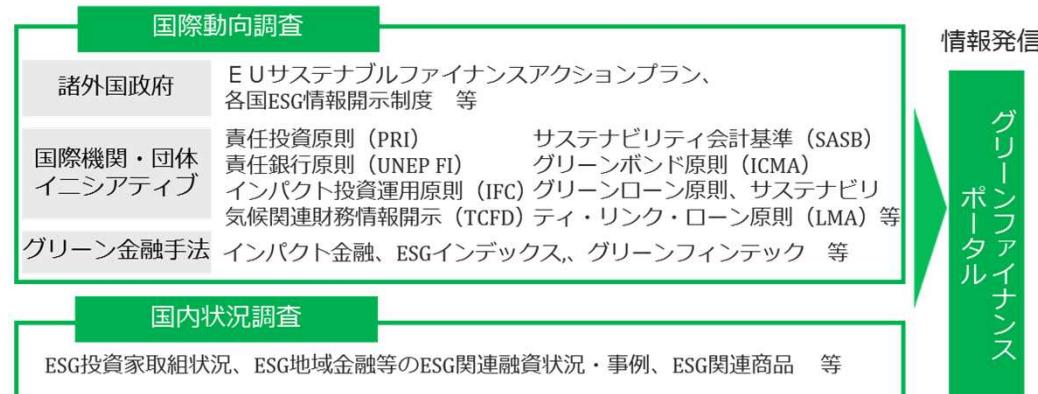
3. 事業スキーム

- | | |
|-------|-------------|
| ■事業形態 | 委託事業 |
| ■委託先 | 民間事業者・団体 |
| ■実施期間 | 令和元年度～令和3年度 |

お問合せ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240 地球環境局 国際連携課 電話：03-5521-8243

4. 事業イメージ

（1）情報収集・調査・分析



（2）ESG金融表彰・ハイレベル・パネル （3）イノベーションとファイナンスに関する動向調査・各国連携



ESG金融に関する意識と取組を高め行動する場として開催
(平成30年度事業)



G20イノベーションアクションプランに基づきワークショップ等を開催

グリーンボンド発行促進体制整備支援事業



【令和2年度予算（案） 500百万円（500百万円）】

グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録・公表し、発行に要する追加コストを補助制度により支援します。

1. 事業目的

- ① グリーンボンド市場の自律的な形成・発展に向けて、発行支援体制を整備する。
- ② グリーンボンド等の発行・投資を促進し、グリーンボンド等により企業や自治体が調達した資金を活用して効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

2. 事業内容

2度目標達成のためには、民間資金を脱炭素化事業（再エネ、省エネ等）に大量導入していくことが不可欠。その有効なツールとして我が国においてもグリーンボンド等の発行事例は増えてきているものの、通常の債券発行手続に加え、グリーンボンドフレームワークの検討・策定・運用が必要となることから、グリーンボンド等の発行支援体制を整備し、グリーンボンド等の発行・投資を促進し、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。具体的には、以下の事業を行う。

- ・ グリーンボンド等の発行支援を行う者の登録・公表を行う。
- ・ グリーンボンド等を発行しようとする者（企業・自治体）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

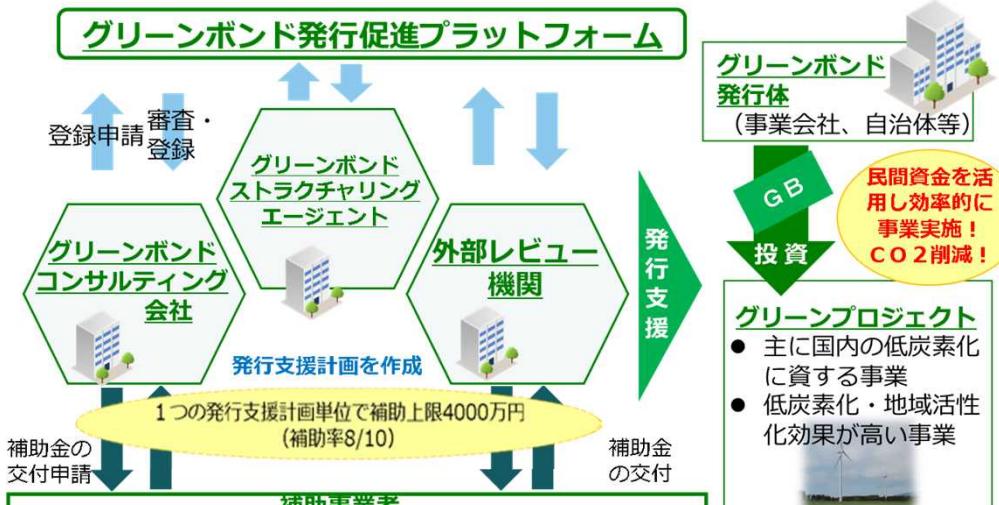
3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業
■補助対象	非営利団体等
■実施期間	平成30年度～令和4年度

■事業形態	間接補助事業（補助率8／10、上限40百万円）
■補助対象	民間事業者・団体等（グリーンボンド発行支援者）
■実施期間	平成30年度～令和4年度

お問合せ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240

4. 事業イメージ



※ グリーンボンドとは、グリーンプロジェクトの資金を調達するために発行する債券
国内企業等によるグリーンボンドの2018年における発行額は前年比で約2.5倍(約5360億円)

適応プロジェクト等を資金使途とするグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業



【令和2年度予算（案） 10百万円（0百万円）】

【令和元年度補正予算（案） 120百万円】

適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

民間不動産の浸水対策など気候変動への適応、革新的技術を普及させるビジネス、循環経済ビジネス等への資金供給のためのグリーンボンド・グリーンローン等の発行等の支援を通じ、脱炭素社会・SDGs実現に急務であるESG金融の拡大の流れを加速する。

2. 事業内容

近年多発している気象災害など気候変動への適応や、海洋プラスチック問題、パーム油問題対応及び環境イノベーションに向けた研究開発は急務となっている。これらの対応を更に加速化すべく、民間資金導入のための支援策を講じる。具体的には、以下の事業を行う。

(1) 適応プロジェクト、環境イノベーションに向けた研究開発・循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド・グリーンローン・サステナビリティボンドの発行等を支援する者に対し、その支援に要する費用を補助する。

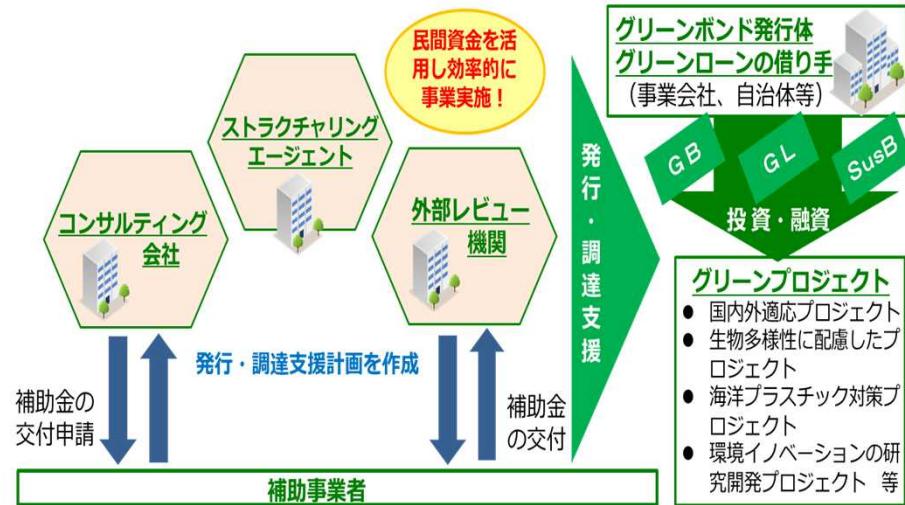
3. 事業スキーム

- (1) ■事業形態 間接補助事業
■補助対象 民間事業者・団体等（グリーンボンド等発行支援者）
■実施期間 令和2年度～

お問合せ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240

4. 事業イメージ

(1) グリーンボンド・グリーンローン等の促進



※ グリーンボンド／グリーンローンとは、グリーンプロジェクトの資金を調達するために発行する債券や受ける融資
国内企業等によるグリーンボンドの2018年における発行額は前年比で約2.5倍(約5360億円)

【令和2年度予算（案） 32百万円（35百万円）】

我が国の税制全体のグリーン化を推進するために、環境関連税制について分析・調査を行います。

1. 事業目的

炭素税、車体課税といった環境関連税制等を中心に、広くそれらが与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行うことで、我が国の税制全体のグリーン化を推進する。

2. 事業内容

- 脱炭素社会をはじめとする持続可能な社会の実現のため、地球温暖化対策のための税などの環境の視点を組み込んだ各種税制措置が講じられています。
- これらの環境関連税制等については、第五次環境基本計画や地球温暖化対策計画において、税制全体のグリーン化を推進するため、その環境効果等について調査・分析を行うこととされており、以下の事業を実施します。

- ①炭素税に関する調査や効果の分析等の実施
- ②車体課税のグリーン化による環境効果等の分析
- ③更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者
■実施期間	平成14年度～令和3年度

お問合せ先： 環境省大臣官房環境経済課 03-3580-8230

4. 事業イメージ

①炭素税に関する調査や効果の分析等の実施

- 諸外国における炭素税の制度概要やその効果等に関する調査の実施

- 炭素税による環境効果や経済への影響等の分析

②車体課税のグリーン化による環境効果等の分析

- 車体への課税制度による環境負荷削減効果（CO₂、NOX等）・経済影響に関する経済モデル分析の実施

- 諸外国における車体課税のグリーン化の最新動向・効果・影響に関する調査の実施

③更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

- 第五次環境基本計画に基づいた、税制全体のグリーン化の推進に向けた検討

- 環境効果等の分析や制度設計に係る有識者検討会・ヒアリング、諸外国における導入事例調査等の実施

我が国全体の税制全体のグリーン化を推進

【令和2年度予算（案） 16,307百万円の内数（16,659百万円の内数）】

温室効果ガス濃度の全球モニタリングなどに必要な「いぶき（GOSAT）シリーズ」のデータ処理を行っています。

1. 事業目的

- ① 「いぶき」（GOSAT）シリーズの観測データから温室効果ガスの濃度や吸収排出量等の高次プロダクトを定期的に作成する。
- ② 作成された「いぶき」（GOSAT）シリーズのプロダクトを長期的に保存するとともに、研究者や一般利用者に関連情報と合わせて提供する。

2. 事業内容

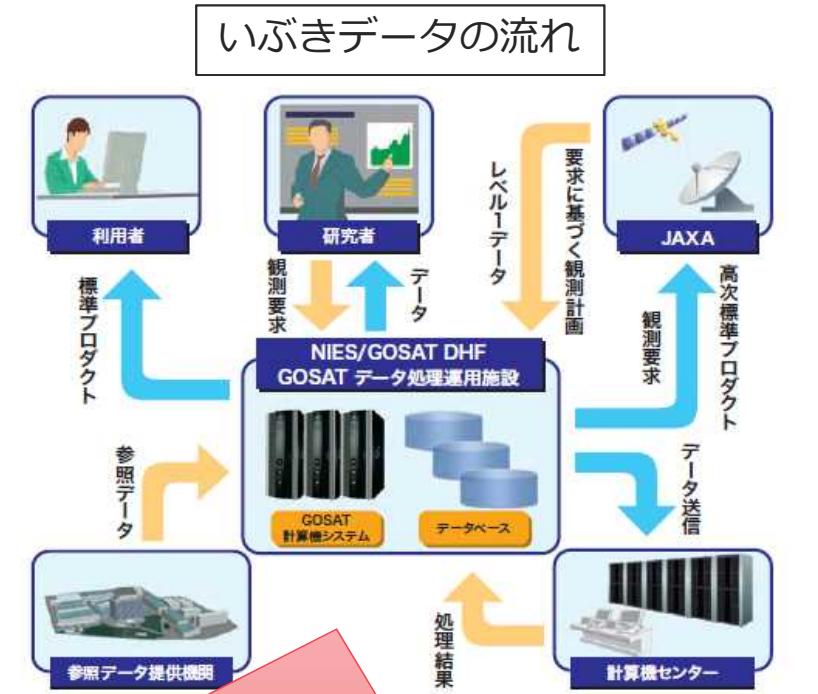
温室効果ガス観測技術衛星（いぶき、GOSAT）シリーズは、環境省・宇宙航空研究開発機構（JAXA）・国立環境研究所（NIES）の共同プロジェクトです。その1号機は平成21年1月に、2号機は平成30年10月に打ち上げられ、10年以上にわたり地球全体の温室効果ガスのモニタリングを行なっています。

本事業では「いぶき」シリーズのデータから温室効果ガスの濃度や吸収排出量などのプロダクトを定期的に作成し、研究者や一般利用者にホームページなどを通じて提供するための地上データ処理システムの開発とその運用を行います。特に令和2年度には2号機のデータによる温室効果ガスの吸収排出量プロダクトの公開や3号機用の地上データ処理システムの開発を開始する予定です。さらに1号機、2号機のデータを長期的に保存するシステムの開発と運用準備も進めます。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 国立環境研究所
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ



JAXAからの「いぶき」レベル1プロダクト等から、温室効果ガスの濃度や吸収排出量などを算出し、高次プロダクトとして公開しています。

【令和2年度予算（案） 5,531百万円（5,836百万円）】

環境政策の推進に不可欠な研究開発を促進します。

1. 事業目的

地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する。

2. 事業内容

環境研究総合推進費は、環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を提示して、公募を行い、広く産学民官の研究者から提案を募り、評価委員会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金です。令和2年度においては「統合イノベーション戦略2019（令和元年6月閣議決定）」等を踏まえ、地域循環共生圏とSociety5.0の実現に向けた研究開発に重点化します。



3. 事業スキーム

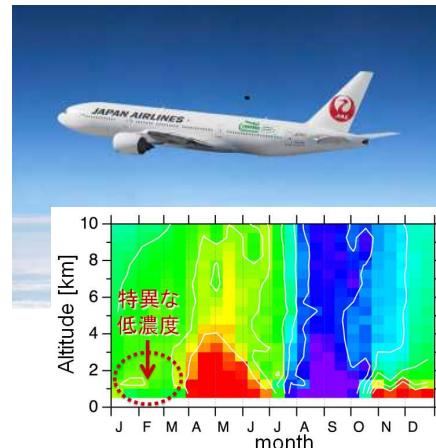
■事業形態 競争的資金制度による交付（環境再生保全機構が配分）

委託・補助事業 大学／研究機関／民間事業者・団体／地方公共団体一般

■実施期間 令和2年度～

お問い合わせ先： 環境省 大臣官房 総合政策課 環境研究技術室 電話：03-5521-8239

4. 研究開発成果の例



【令和2年度予算（案） 5,400百万円の内数（5,700百万円の内数）】

海洋プラスチックごみが含有する有害化学物質の特性評価を行い、多様な海洋生態系への影響を評価する

1. 事業目的

全球プラスチック循環モデルを構築し、将来（50年程度先まで）のマイクロプラスチック浮遊量を推算する。これを参考しつつ、海洋生態系への影響の評価を実施する。さらに、モニタリングの高度化やモデルの精度向上を可能とする、海洋プラスチックごみをモニタリング・計測する標準的な手法を提示する。

2. 事業内容

① 地球規模での海洋プラスチックごみ輸送過程のモデル化、将来予測

将来的な海洋プラスチックの分布密度やそれによる影響を予測するための精度の高い予測モデルを開発する。

② マイクロプラスチック及びそれが含有、吸着する有害化学物質の海洋生態系への影響評価

マイクロプラスチックに含有される、または吸着する化学物質の海洋環境中への溶出や、吸脱着の状況を明らかにするほか、化学物質を含有、吸着する性質を有するマイクロプラスチックが生物に与える影響、海洋生態系への影響を評価する。

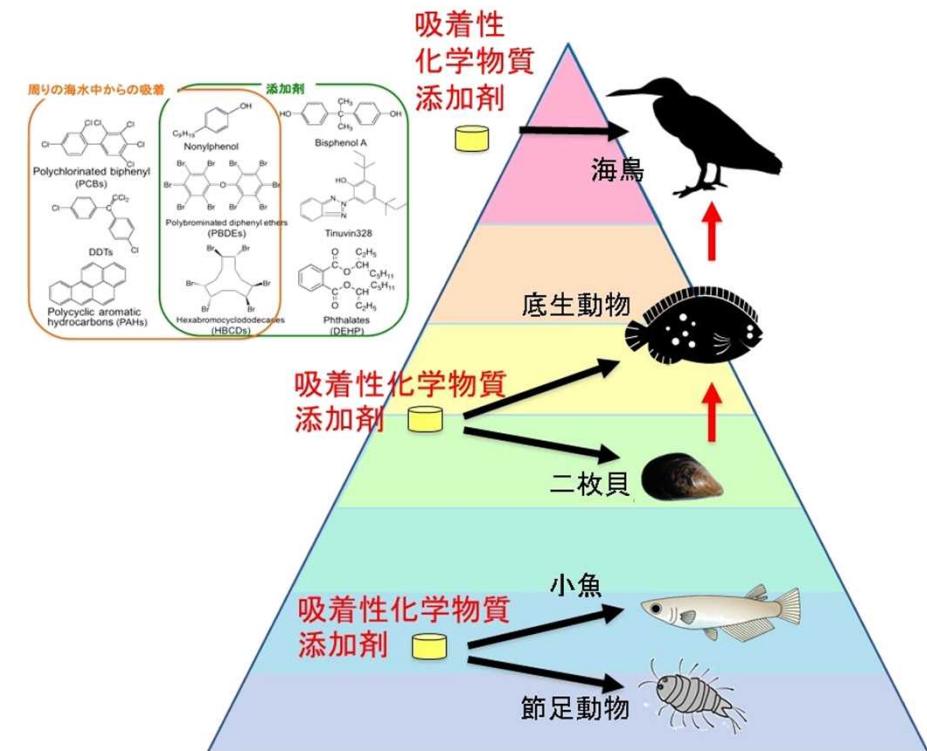
③ 海洋プラスチックごみのモニタリング、計測手法等の高度化

マイクロプラスチックを含む様々な大きさの海洋プラスチックごみのモニタリング、計測手法の高度化と海底堆積物中の計測技術の高度化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 競争的資金制度による交付（環境再生保全機構が配分）
- 交付先 大学
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 事業イメージ



【令和2年度予算（案） 194百万円（205百万円）】

持続可能な社会構築に向け、学校や地域での環境教育の実践者の資質向上やESD活動の連携を支援します。

1. 事業目的

- ①環境教育等促進法等に基づき、法に定める事務を着実に実施するとともに、学校、家庭、職場、地域等における環境教育を充実させることで、地域循環共生圏の基盤形成を行います。
- ②ESD推進のための全国的なネットワークを整備し、そのネットワークを活用することで地域・分野・世代を超えた連携による環境教育を推進します。

2. 事業内容

- ①学校教職員、家庭において環境学習を行うとする両親、また環境について学ぼうとする子ども達など幅広い層を対象とした普及啓発を実施するため、環境教育室ホームページの運営等を行います。また、文部科学省等関係省庁等と連携して、地方公共団体等のニーズを踏まえた環境教育を推進するための研修や環境カウンセラー制度の運用等を行い、地域での環境教育を実践するリーダー的人材を育成します。
- ②様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるESD活動支援センターの体制を整備し運営します。また、地域でのネットワークのハブとして地方ESD活動支援センターを全国8箇所に整備し、ESD活動支援センターと協働・連携して、ESD推進ネットワークの構築に向けた取組を行います。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成26年度～令和5年度

4. 事業イメージ

持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てるため、地域資源を活用した体験活動による環境教育を推進



ESD推進ネットワークによる活動の支援



環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業



【令和2年度予算（案） 739百万円（744百万円）】

環境に配慮した再生可能エネルギーの導入に資する情報提供をします。

1. 事業目的

- ① 再生可能エネルギーの導入に必要となるポテンシャルの情報や、適切な環境配慮に必要となる環境の基礎情報を、広く国民一般にわかりやすい形でデータベースとして整備。
- ② 地方公共団体における再生可能エネルギーの計画的な導入の推進、再生可能エネルギー事業への参画を考えている事業者への支援、及び地域における理解の促進を図る。

2. 事業内容

環境に配慮した再エネの導入のために、事業者や地方公共団体等が、そのポテンシャルや環境に関する情報を正確に把握できるようにすることが必要不可欠。このため、再エネ導入支援ツール等を搭載した情報発信サイトの構築を行い、公表することで再生可能エネルギーの計画的な導入を図る。また、環境基礎情報を収集したデータベースを整備することで、環境影響に配慮した形での再生可能エネルギーの円滑な導入に資する。

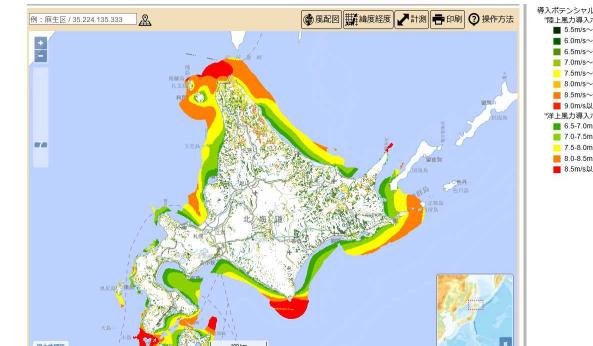
- (1) 再エネのポテンシャル等に関する情報発信サイトの構築
 - ・再生可能エネルギーのポテンシャル情報等の収集・整理
 - ・再エネ導入支援ツール等を掲載した情報発信サイトの構築・公表
- (2) 一般海域等における環境基礎情報の収集・データベースの整備
 - ・適切な環境配慮に必要となる基礎的な環境情報の収集・整理
 - ・一般的に利用可能となるようなデータベースとして整備・更新

3. 事業スキーム

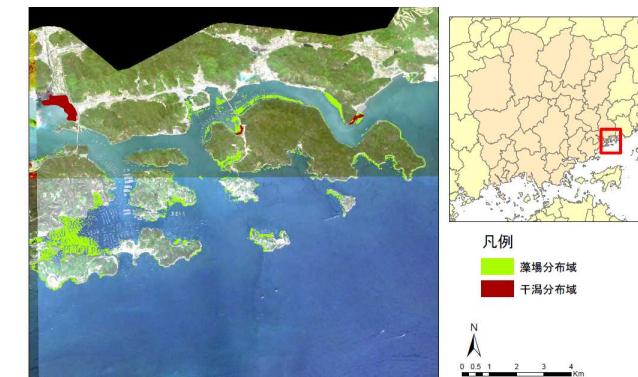
- 事業形態 委託事業
- 委託事業 民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. イメージ

■風力の導入ポテンシャルマップ



■藻場・干潟分布図



【令和2年度予算（案） 330百万円（400百万円）】

風力発電事業の円滑な導入と環境保全の両立を目指します。

1. 事業目的

- ① 地域の自然的条件・社会的条件を評価し、風力発電の導入を促進し得るエリアや、環境保全を優先することが考えられるエリア等の設定などを行うゾーニングマップを作成する。
- ② ゾーニングの実効性を確保し、環境影響評価制度等との連携を具体化するための仕組みを見据えた検討及びその実証を行う実証事業を行う。

2. 事業内容

低炭素社会の構築には、風力発電事業の円滑な導入と環境保全の両立が不可欠である。このため、委託事業により、地方公共団体主導において風力発電に係るゾーニング実証事業を実施し、事業成果等を踏まえてゾーニングの実効性の確保について検討する。

① 実証事業におけるゾーニング実践

平成30年度に公募により採択した7地域において、ゾーニング結果を環境影響評価手続等の各種制度に活用するための実証事業を実施する。

② ゾーニング成果の各種制度への活用による実効性の確保に係る検討

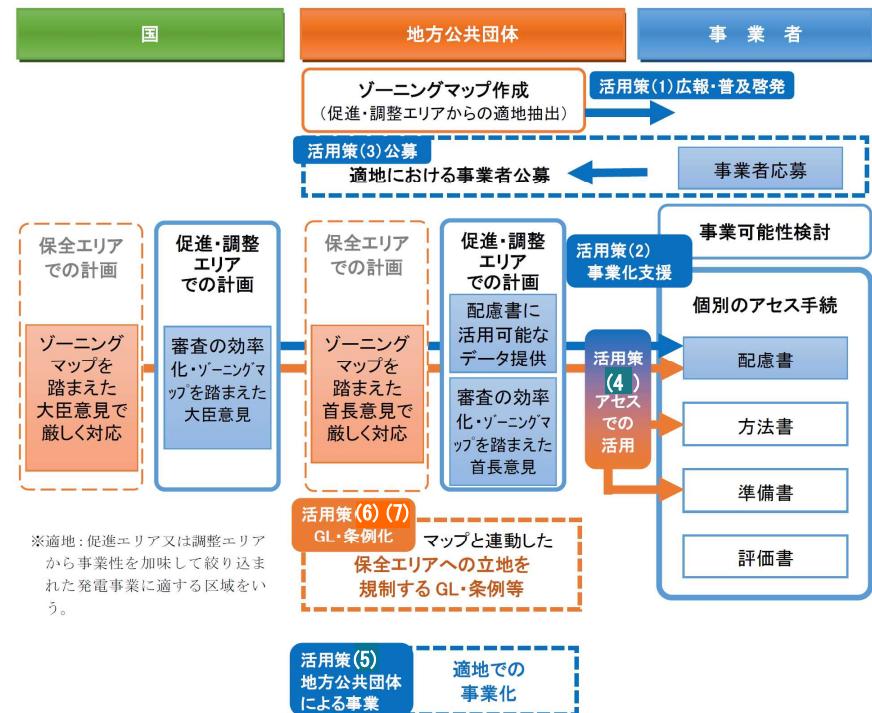
ゾーニングモデル事業（～平成30年度）の成果及び実証事業の状況を踏まえ、環境影響評価制度におけるゾーニングの位置づけを含めたゾーニングの実効性の確保に係る検討を行う。

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|------------------|
| ■事業形態 | 委託事業 |
| ■委託事業 | 民間事業者・団体、地方公共団体等 |
| ■実施期間 | 平成30年度～令和2年度 |

お問合せ先： 環境省 大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235

4. 事業イメージ



ゾーニングマップ活用のイメージ

2. 令和2年度 環境省 稅制改正要望結果

税制改正要望の結果 — 1. 税制全体のグリーン化の推進

2016年のG7伊勢志摩サミット及び2018年のG7シャルルボワサミットにおいて、カーボンプライシングを巡る議論が行われた。カーボンプライシングについては、既に欧州諸国や米国の一州をはじめとして導入している国や地域があり、中国でも全国規模で排出量取引制度を導入している。一方、我が国はCO₂の限界削減費用が高く、エネルギーコストも高水準、またエネルギー安全保障の観点においてもエネルギー資源の大半を輸入しているという事情がある。カーボンプライシングには、市場を介した価格付けだけでなく、税制も含まれる（既に一部導入）が、制度によりその効果、評価及び課題も異なる。国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要である。

また、第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

(地球温暖化対策)

○ 上記の議論を進めつつ、平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

⇒**地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。**

揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。

(自動車環境対策)

○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

⇒**検討事項とされた。**

税制改正要望の結果 — 2. 個別のグリーン化措置 (1 / 2)

◎は環境省の主管要望

(1) 循環型社会

◎ ■ 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置【延長】（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定廃棄物最終処分場における埋立て終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金又は必要経費に算入できる特例措置について、適用期限を2年間延長。

⇒以下の見直しをした上で、2年間延長することとされた。

- ・損金算入限度額を維持管理積立金の積立額のうち都道府県知事による通知額の60%（現行：100%）とする。

■ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置【延長】（固定資産税）

公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準に関し、

- ◎・ごみ処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設については1/2
- ◎・一般廃棄物の最終処分場については2/3
- ◎・PCB廃棄物等処理施設については1/3
- ・汚水・廃液処理施設については1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする、特例措置について、適用期限を2年間延長。

⇒以下の見直しをした上で、2年間延長することとされた。

- ・汚水・廃液処理施設について対象設備から脱フェノール装置、脱有機酸装置を除外した上、電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外する。

税制改正要望の結果 — 2. 個別のグリーン化措置 (2/2)

(2) 低炭素社会

■ 省エネ・再エネ高度化投資促進税制【拡充・延長】(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

省エネ法と連動した中長期的な省エネ設備投資、及び先進的な再エネ設備投資等に対して特別償却等の措置を講ずる特例を延長・拡充。

⇒省エネ関係：以下の見直しをした上で、2年間延長することとされた。

- 対象事業者に認定管理統括事業者及び管理関係事業者を加える（拡充）。
- 特別償却を20%（現行30%）とともに、対象設備から高効率工業炉等を除外する。

⇒再エネ関係：以下の見直しをした上で、1年間延長することとされた。

- 特別償却を14%（現行20%）とする。

■ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例【延長】(固定資産税)

再生可能エネルギー発電設備（※）について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年分の固定資産税に限り課税標準を軽減する措置について、適用期限を2年間延長。

（※）太陽光発電設備（自家消費型に限る）、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備

⇒以下の見直しを行った上で、2年間延長することとされた。

- 5,000kW以上の水力発電設備に係る固定資産税の課税標準を3/4（現行：2/3）とする。

■ 認定長期優良住宅に係る特例措置【延長】(登録免許税、固定資産税、不動産取得税)

省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅について、登録免許税の税率を軽減、固定資産税の税額を軽減、不動産取得税の課税標準を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長。

⇒2年間延長することとされた。

■ 既存住宅の省エネ改修に係る固定資産税の軽減措置【延長】(固定資産税)

省エネ改修が行われた住宅について、固定資産税を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長。

⇒2年間延長することとされた。

■ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減【延長】(登録免許税)

認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長。

⇒2年間延長することとされた。

3. 令和2年度 環境省 機構・定員（案）

令和2年度 環境省 機構・定員（案）の概要

本省

地方環境事務所

機構

- 地球環境局地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室長

定員
(19人)

- 海洋プラスチック汚染対策等の環境協力拡大に向けた体制強化
- 脱炭素ビジネスの一体的推進のための体制強化
- 国民公園等の魅力向上のための体制強化
- 動物愛護管理関連法制の拡充に伴う体制強化
- 石綿飛散対策の強化を踏まえた体制強化 など

定員
(27人)

- 災害廃棄物処理対策推進のための体制強化
- PCB廃棄物等の早期処理のための体制強化
- 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録に伴う体制強化
- 国立公園満喫プロジェクト推進に向けた実施体制の整備
- 野生鳥獣の感染症対策に関する体制強化

予算（案）

税制改正要望結果

機構・定員（案）

機構